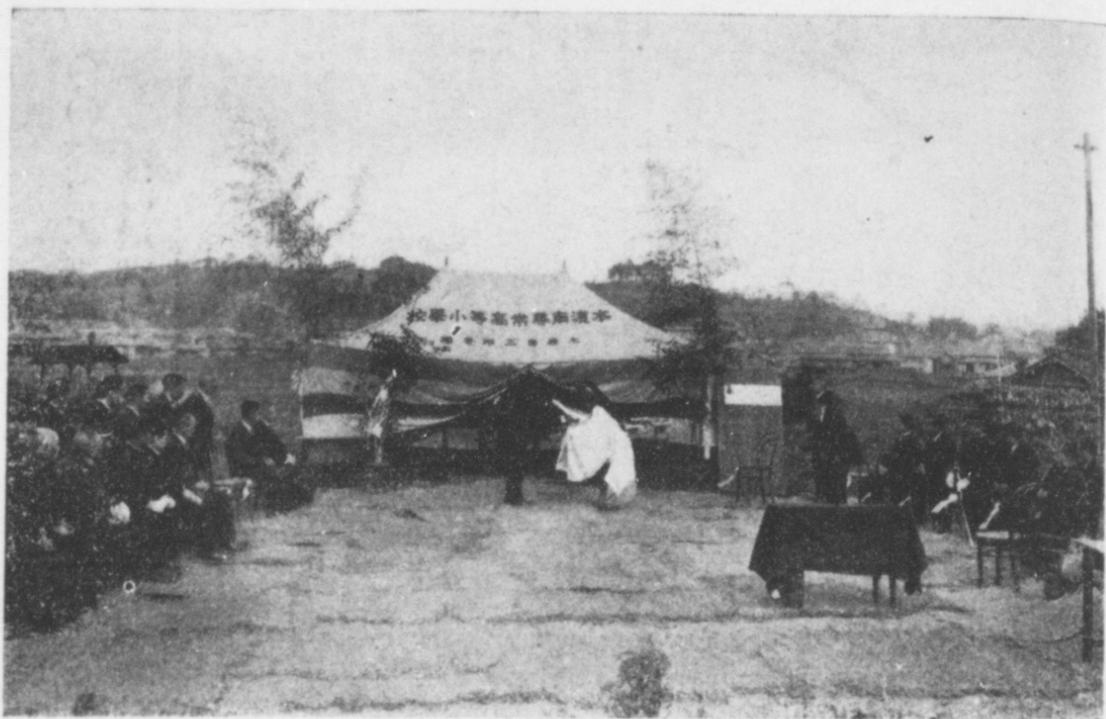


# 政

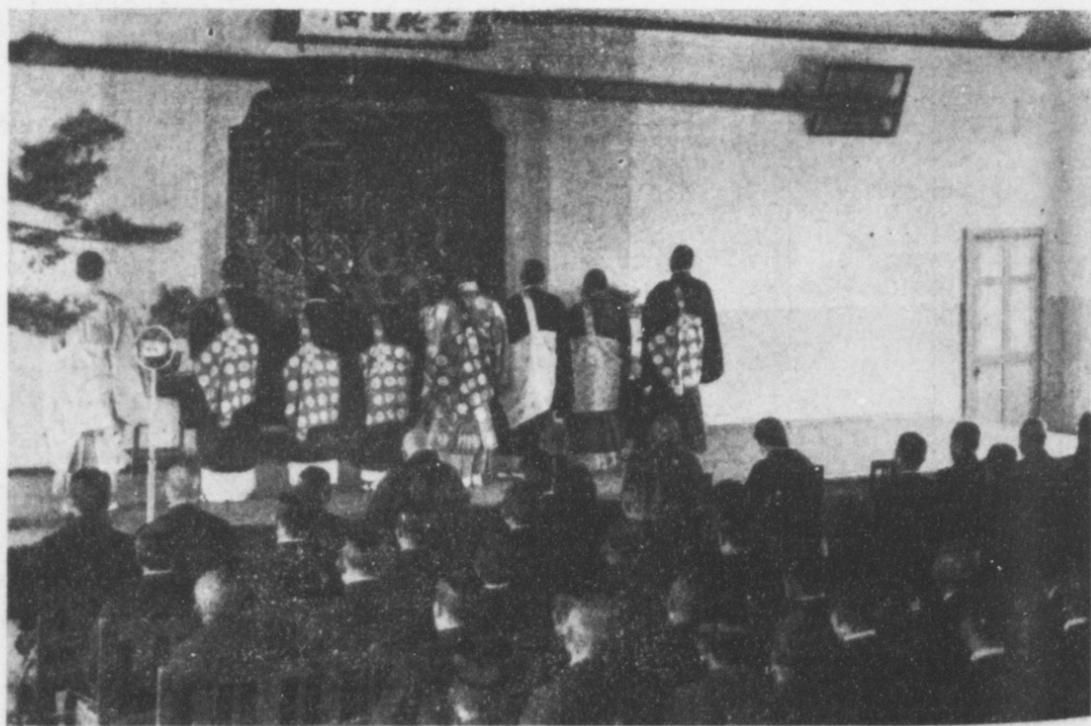
# 刑

號四第	號 月 四	卷二十五第	
○刑務所便り	○讀者の頁	○敍任辭令	○訓令通牒
協 會 記 事	小田原兩少年刑務所協議會	川越	二五
最近の支那事情(一)	山本實彦(談)	一〇三	三
海 外 時 報	プロシヤ刑務法(六)	六	九
アメリカの行刑管理(三)	先輩にものを聞く會(一)	九	一〇
北海道整地工事の概況	双木文四郎	一〇	一〇
司獄官制度因革略(三)	辻 敬 助	一〇	一〇
行刑奉公三十八年(二完)	戸田作造	一〇	一〇
作業事務に就て(二完)	椎名通藏	一〇	一〇
少年福祉より見たる斷種論の文化的意義(六完)	市川秀雄	一〇	一〇
行刑界當面の問題(卷頭言)	安達勝清	一〇	一〇

財團 法人 刑務協發會 行



天草刑務所支所地鎮祭状況



岐阜刑務所戦歿職員慰霊祭

# 刑政

四月號

第五十二卷  
第四號



〇〇整地工事に於ける  
河邊書記官訓示狀況



同工事實況 → ↓



(大湊要港部檢閲濟)

# 行刑界當面の問題

安達勝清

戦争の場合でも事業經營の場合でも優れた人的及物的要素の質と量とを多分に保有するならばそれだけ多大の効果を齎すと云ふことは古往今來の鐵則であるが、然しながら最大量の効果を得る手段に餘裕たつぶりの質と量を保有することを望んでも容易に許されないのが世上の通則である。

まして況んや今日の如く國內一切の機構が戰捷目的達成に集中されつゝある時局下に於て吾々が如何に行刑界の業績を擧げようと欲しても人的及物的要素の質と量に不足を感じて居る以上之を望み得ないところであつて、現状は多數の優秀職員を戰線に送つて質と量の多大なる不足を痛感してゐるのであるが、それにも拘らず銃後の行刑職員は日夜罷勉不息の根強い精神を以て行刑力を保持しつゝあるのは只々感激の極とも云ふべきである。

だが今次の聖戰は東亞新秩序の建設であり所謂長期建設であるから吾々の上に今後幾多の困難缺乏が重加されることもあるべきを豫想し之に堪へ得る地力を涵養せねばならぬが行刑界の現状も今後相當の期間此の儘にて推移するであらうことや又國際狀勢の變化如何に依つては吾々は更に多數の優秀なる職員を名譽ある戰野に歡送せねばならぬだらうし或は收容者の増加を來たすやうなことも絶無なりと何人も保證し得ないところであるから吾々は之等の想定下に於て來るべきその困難性を克服突破する爲に行刑力運用の上に新しき方針が樹立されねばならぬと思ふ。

私は絛上の見解の下に時局に適應した新しき方針を樹立すること現下の我が行刑力の強化と力量の保有に最大の具體策であり、行刑界現下の悩みに對する唯一の解消策であり、行刑が國策に即應する最良の近道であると信ずるものである。

換言すれば此の新しき方針は現状を基礎とした諸條件の上に時局の推移を考慮しつゝ將來への行刑力の持久を目的に組立てらるべき體制であらねばならぬ。例へば行刑界の質と量の問題は優秀刑務官の應召に關聯を有するものであるが吾々は此の不利なる條件下に在つても之に屈することなく與へられたる質と量の結合と配整に巧妙なる方途が工夫されて事務が合理化され或は簡易化されたならば在來の組織構成から考へられてゐた効果の數倍の結實を獲得することも容易なりと確信するものである。吾々は無法の運用の上に教へられてゐるところであるが必勝の要諦は必しも常に十分なる兵員の質と量を要求してゐるものではない。兵員の用法如何と兵員の精神力の強弱の問題が決定點である。現に皇軍は支那大陸に於て常に寡を以て衆敵を撃破し至るところ快勝を博してゐるの實狀に徴し吾々は行刑力の運用の上に精神力及質と量の結合配整に多大の關心を有たざるを得ないものがある。然しながら我が行刑界に於ける具眼の士は既に現状を如何に有利に展開するかについて色々計畫せられ之を實行せられつゝあることを聞知し秘に欣快に思つてゐるのであるが、まだその活策が全面的に擴大されず且協同的に行はれざるものあるを惜しむものである。私は此の問題が今後愈々重視され且研究されて全國的に實踐されむことを熱望するものである。而して此の問題が如何なる部門に於て爲さるべきかは第一線勤務の各位の研究に俟つものが多いのであるが茲に私案の二三を提示するならば例へば行刑事務たる戒護作業教化衛生の上に戰捷目的達成への新しき指標が打ち立てられ從來の如き分派的傾向が揚棄され全體的調和の完成されたる統合的新事務の分野が結成されることも必要であらう又人的資源の不足より生ずる職員の過重勤務其他保健上の諸問題も職員の配置方法の改善と合理化に依つて解決し得ることもあらうし又動もすると行刑そのものが受刑者の個人運發展への犠牲奉公に捧ぐるの大精神に轉向せしむることも一策であらうと信ずるのであるが、要は吾々の日常の職務が常に東亞動亂の淵源を絶滅するに役立つべきものであるとの強き信念の下に研鑽が積まると云ふことであらねばならぬ。

# 少年福祉より見たる斷種論の文化的意義(六・完)

——特に世界觀との關聯に於て——

市川 秀 雄

- 一、はしがき
- 二、少年犯罪防止策としての斷種
- 三、少年保護と優生學的斷種(以上十月號)
- 四、少年助長と優境學
- 五、斷種の發生史的考察(以上十一月號)
- 六、現代の世界觀と斷種(以上十二月號 二月號)
- 七、生の哲學より見たる斷種(以上二月號 三月號)
- 八、むすび(本號)

## 八

扱て、前述の如く、優生的斷種法、特に、優生的強制斷種法が法律として現代的に妥當すべきものである——その言葉の許されたる意味に於いて——ことを論證し得たとするのが、もし幸にして、私に許され得るならば、その現代的に妥當するとせられる優生的斷種法、また、優生的強制斷種法は、現代に於いて、如何なる文化的意義を有する

ものであらうか。さうして、特に、少年福祉保護といふ立場より見るとき、その現代に於ける文化的意義如何といふことを、さらに、優生的斷種法と我が國民思想との關聯は如何がなものであらうかといふことを、此の論文の結尾として、いまや、ひきつゞき、私はそのことを明らかにせねばならぬ。

惟ふに、優生的斷種法は文化法として、文化の概念を包攝し、その内包を豊富にすることによつて、現代的に普遍妥當性を具有し、ますます、眞實の意味に於ける普遍主義的法律——言葉の表現する眞實の様相に於ける——となるのである。蓋し、エルスターもいふ如く、優生學は社會科學と生物學との境界から出發してゐる一の概念であり、事象複合であり、さうして、之から出發した優生學的斷種論も、また、一の事象複合であるとしても、斷種といふことそれ自體は、自然科学的な因果的考察に發足したものである。(註一) すなはち、斷種といふこと自體は、發生史的には、因果科學的意義(Kausalwissenschaftliche Bedeutung)しか有してゐなかつたのである。それが、やがて、斷種論となり、さらに、優生學と關聯して近代の優生學的斷種論となり、優生學的斷種法となるに及んで、因果的考察に發足したものが、さらに、文化的考察に轉化したと考へられる。この因果的考察から文化的考察に轉化したところに、思想として、また、法律として一次元の複雑性をその内容に於いて加へると同時に、また、一次程の高きを致した所以のものが考へられ得るのである。さうして、文化の觀念は價值(文化的意義)の認識を吾々にもたらすのである。

前述の如く、生の流動變轉性と自己超越性とは、自己より、「よりよきもの」を遺こさうと人類をして憧憬せしめ、之を追求せしめるのであるが、人類が此の「よりよきもの」を追求するのは、「よりよきもの」に於ける快感を追求するのではなくして、それは、實に、「よりよきもの」自身を追求するのである。此の「よりよきもの」を追求することは、やがて、價值意識にまで吾々の理性を高めるのである。かくて、吾々は價值を追求することになり、吾

吾は文化なる語を口にし得る。しかも、人類は、その價値を意識するに於いて、事象乃至事物の有する價値を任意に左右することは出来ないとせられる。かくて、人類は、もろもろの事象に於ける價値を認識し、文化の觀念に従つて、その文化的意義（價値）を認識するのである。

扱て、既にしるしたやうに、近代の優生學的斷種は、昔時のその如く、たゞ、一民族の他民族に對する實力的（體力的）優位維持、民族或は國民の國民的健康維持、體力的低下の防止或は體位向上の目的のためのみ行はれるのでなく、實に、それに加ふるに、國民の個人的精神力の低下防止、精神力の向上をはかり、これにより個人の偉大なる精神の創造、個人の精神的向上を企圖することによつて、民族、國民の偉大なる精神的創造、その精神的向上を促し、それによつて、國家、國民の文化的向上、文化的創造に寄與することを目的とし、さらに、理想としては、之によつて、世界全人類の文化的向上、文化的創造に寄與せんとすることを目的とするところに、その目的の定立に於いて、一次程の高きを示唆してゐるのである。既にナチス獨逸に於ける「遺傳病的子孫防止の爲の法律」の立法理由書の中にも、前掲の如く、「既に、十數年來獨逸及び諸外國の遺傳學者達は警告の聲を發してゐる。極めて價値に富める相續材の、増加する一方の損失は、凡べての文化民族の非常な退化を結果せしめるに相違ない」と記述され、斷種が文化目的に役立てらるべきことを示してゐる。まことに、偉大なる精神的創造に現はるゝ生は、もはや 單なる生命的價値を擔ふのみに止まらず、實に、精神的價値を擔ふに至るのである。それは、おのづから低い生命的價値より高い生命的價値への發展を意味する。詳言すれば、それは生價値の進展を示唆する。こゝに、吾々は、近代の優生學的斷種法に於ける文化的法律としての文化的意義（價値）を認識し得ると私は確信するのである。而して、個人の精神力の向上といふことは、個人の體位の向上といふことと相關的にのみ考へられ得る——「健全なる精神は健全なる肉體に宿る」といふ卑近なる言葉が此の場合思ひ出されよう——。心身不二は人間の本來である。國民の精神的向

上、國民の偉大なる精神的創造といふことも、國民的體位の向上といふことと相關的にのみ考へられ得る。されば、近時さかんに唱導せられつゝある謂はゆる「國民的體位の向上」といふことも精神的、さらに、文化的に重要な意義をもつてゐるものである。詳言すれば國民的體位の向上を圖らざるところに、國民の精神的向上、文化的創造は考へられない。結局、國民的體位向上と國民の精神的向上とは不二、相關的關係に於いて意味をもつてゐる。

抑々、近代國家は民族生命體であるとともに、またそれ故に、歴史的に生長したる文化協同體 (Kulturgemeinschaft) である。されば、此の意味に於いても、近代國家は文化國家 (Kulturstaat) でなければならぬ。(註二) それ故に、文化なるものは、今日に於いては、國家、民族を離れては考へられない。しかも、文化なる語は概念上、沿革的にも、社會的な、普遍性的なものである。(註三) まことに、文化は少數の天才の創作物でなく、特殊なる階級の獨占物でなく、國民一般の創造的所産であり、國民一般の所有である。さらに、理念的には、文化は實に全人類的なものである。(註四) されば、文化は恒に國家、社會と關聯してのみ考へられ得る。

扱て、個人が、個人自體として、文化的、價値關聯的に考察せられ得るのは、それは、恒に、國家、民族、社會との關聯に於いて、國家的、民族的乃至社會的文化關係的に考察せられた場合にのみ限られる。すなはち、個人がそれ自らに於いて、文化的に價値づけられ得るのは國家、民族乃至社會と關聯して考察せられる場合に於いてのみである。従つて、文化的には、個人の人格も、結局は普遍的な文化價値によつて意味づけられることによつて、其の普遍妥當的な價値をもつことになるのである。(註五)

人間が物質或は單なる生物でなく、之と異なる所以は、實に、人間が創造的生物である點に於いてである。されば、既に個人にとつては、その終生の生活道程は、また、創造の過程を意味してゐると考へられる。しかも、その個人の創造が文化的意義（價値）をもつ所以のものは、それは實に個人的創造より、より偉大にして、より有價值的であ

り、しかも、眞に文化的なる——その言葉自體の眞實に表現する意味に於いて——民族文化の創造といふ最高の創造へ参畫し、之に寄與をもたらし得るからである。さうして、民族に於ける創造といふことは、實に、民族文化の創造に於いて成立し、こゝに於いて、その文化的意義（價值）をもち來るのである。（註六）現代の文化は、まさしく、それぞれの民族が歴史的に創造したものであつて、その故に、現代の文化は民族を離れては考へられぬといふ所以である。重ねていふことが許され得るならば、近代國家は民族の生命體であり、それ故にまた、文化協同體であるわけであり、それ故にまた、文化國家であるわけであり、さらに、それ故にまた、近代國家は文化擔當者（Kulturträger）として、しかく文化を尊重せねばならぬわけあひになるのである。（註七）

既に國家がしかく文化を尊重せねばならぬ限り、國家は、民族文化、換言すれば、國家的文化に於けるその創造的要素である個人の價値を充分に認めねばならず、反對に、個人も、個人自體としての存在の價値（文化的意義）は國家的文化の創造といふ最高の創造に参畫し得る國家的文化の創造的要素として成立するものであることを認識し、自覺しなければならぬ。まことに、此の意味に於いて、個人も創造者としての意味を有し、歴史的存在者たる本質を獲得する。さうして、他の單なる生物と異り、文化的生物——文化價値を認識する生物——としてそれ自らに價値あるものとなるのである。されば、文化の概念は、理念的には、國家及び個人を超越する概念であるけれども、しかし、同時に國家及び個人を排斥する概念ではなく、寧ろ兩者を包攝綜合するところに成立する概念であると考へられる。（註八）それ故に、文化の概念はしかく普遍的なものであり、文化といふものはしかく普遍的なものでなければならぬ。

抑々、前述の如く、民族の創造は民族的文化の創造に於いて意義ありとせられ、従つて、國家の存在もその文化的創造に於いて意義があることとせられることになり、——近代國家が民族生命體として意義をもつのは、それは實に、民族的文化の創造者としての目的に於いてあると考へられる——さうして、個人も文化創造の創造的要素として意義あるものとせられる限り、國家も、民族も、個人もまた文化を抛つことは到底出來ない。國家も、民族も、さうして、個人もまた、そのおのおのの生を持續する限り、それぞれ、文化的欲求に於いて、その價値を追求し、文化的價値の創造を經營してゆかねばならない。まことに、「生命とは價値を求めの義である」ことになるのである。（註九）

扱て、國家が、民族が、さうして、個人がおのおのの立場に於いて、價値を追求するやうになつた以上、その國家の、民族の、さうして、個人のおおのの創造的活動は、單に因果必然的であることに止まつてはゐられない、その活動は、寧ろ、より多く目的定立的とならざるを得ない。そして、國家の、民族の、個人のおおのの創造的活動に於けるその目的定立性は、特に文化價値の追求、創造といふ目的に於いて向けられなければならない。すなはち、國家、民族、個人のおおのの活動は創造的目的定立性を有し、それは文化、文化價値といふものによつて制約せられねばならぬ。私は、これを國家、民族、個人活動の文化的被制約性と呼ぶことにする。（註一〇）

扱て、國家がその活動を、文化的増進のために、因果的必然的のものに放任し得ず、目的定立的のものたらしめねばならぬとせられるならば、國家は個人の産殖といふことに就いても、無干渉に、それを因果的自然的必然のまゝに放置し得ない。すなはち、個人の産殖について、それを自然のまゝに、自由に、自然的結果のまゝに放任することは、國家が文化的に國家を經營する所以でない。國家は個人の産殖といふことについて、その文化國家の目的から、目的定立的であらねばならぬ。國家が文化國家たるためのこの國家的活動の文化的被制約性から、國家は國家經營上個人の産殖の自由に干渉せざるを得ない。（註一一）國家が一定の目的から國家經營の方針となすものが政策であるが、國家は文化國家たるの立場から、一般に個人的體位の低下を防止するとともに、その向上を促し、國民的體位の

向上をはかるとともに、個人の精神的向上を企圖することによつて、國家の文化的向上を圖らんとする前述の近代的優生學的斷種論を政策として採用し、優生的斷種法を制定して、個人の産殖の自由に干渉せざるを得ない。しかも、近代國家は謂はゆる文化國家として、しかく文化を尊重するものである限り、その個人の産殖に干渉する場合にあつても、その方法に於いて反文化的或は非文化的であつてはならない。さうして、優生學的斷種として現今考へつかれてゐる方法は毫も反文化的でなく、非文化的でもないとせられてゐること前述の如くである。

個人も、同様に文化人として自己が文化的創造の要素たることを自覺するならば、自己の産殖が國家の文化的創造を妨害し、或は、國家の文化的創造力を低下せしめるが如きこと明瞭な場合には、自らその産殖を絶止すべきである。これ文化人として國家、民族に忠實なる所以であり、自己の生にもまた忠實なる所以であると考へられる。否な、かくすることが文化人としての自覺に於ける義務である。

もし、個人がおのこの義務を自覺し、その必要なるに於ては、自ら進んで、任意に優生的斷種をなす義務を履行するに於いては、國家は優生的強制斷種法を制定するの必要をみない。さればナチス獨逸に於ける前記「遺傳病的子孫防止の爲の法律」の立法理由書の中にも、『第二、第三條については、法律は斷種が國民健康の利益に必要な如き人々は自分自身で斷種を申請するために充分な判断を下すであらうといふ點より發足してゐる』といはれてゐる。しかし、エトケルも曰ふ如く、『各個人にあつては、日に日に生れながらの傾向と義務の感情との間の闘争が不斷に行はれてゐるけれども、それは常に必ずしも義務の感情の勝利に終つてゐないといふ事實によつて考へれば、社會的作用としての刑罰は到底不可缺のものである。強制を俟たないで愛が義務に到達せしめるといふやうな時代を夢みることが、誰もその夢みることが妨げないが、しかし、冷やかな現實に於いては、かゝる空想を實現することは出来難い』といふこの冷やかな現實を吾々はかへりみねばならぬ。(註一二) 然り、言はれるが如き冷やかな現實——さ

うして、現實は嚴肅なものである——に於いては、國家に於ける優生的強制斷種法の制定といふことも吾々はこれを現實に妥當なこととして遺憾ながら肯定しなければならぬであらう。まことに、科學には妥協はないけれども、立法はつねに妥協に於いて成立するといふことを深く意味あることとせねばならぬ。要するに、私は、此の現實に於いて、國家的立場よりしては、近代國家が歴史的に生長したる民族生命體としての文化協同體であることにより、それが民族(國家)的の生、すなはち、民族生命體の強大を維持促進するとともに、それによつて國家の文化的創造力の向上を企圖することは當然視されねばならぬ點に於いて、優生的強制斷種法を文化國家の法律として妥當なものと考へる。まことに、優生的強制斷種法はしかく民族(國家)的の生を強め、それによつて、民族(國家)的の生を擁護するとともに、さらに、それによつて民族(國家)的の文化の創造力を増進し、民族(國家)的の文化を擁護するものとして國家的、文化的法律として値ひするのである。さうして、個人的立場よりしては、その子孫への——永劫なる生の發展への——また、その子孫の存在價値の據つて立つ文化への個人的生の奉仕として、すなはち、吾々の子々孫々——將來の國民、民族——を「よりよく」生かさんがために、より有價值的にその生を営ましめんがために、その文化的向上を圖るために、換言すれば、來るべき次代の人々——子々孫々——に對する最も深き愛及び豫めの配慮の行爲として、個人的生の子孫への、また、文化への奉仕を要求し、民族のために、優生的強制斷種法を是認するのである。それは、個人的生の否定による、より大なる肯定であり得る。こゝに、私は優生的斷種法の文化的意義を認めたいと思ふ。

しかるにも拘はらず、此の如き意味に於いてせず、男女兩性が性的享樂の目的のために、男子が父親としての責任を回避せんがために、女子が母性の煩累を免かれんがために、或は自己の容貌の維持をはからんがために、斷種施術を濫用することは、そのあまりに個人主義的なるの點は除外するにしても、生の自己超越性に對する、すなはち、生

そのものに對する、文化に對する——特に、その文化的なるものを濫用するの點に於いて反文化的である——國家に對する、小賢かしき人の子の反逆であり、許されざる冒瀆であるといふの外はない。現實的には國家はその積極的人口政策を必要とする現在に於いて、重大なる關心を之に對して持たざるを得ないであらう。

次に、社會的理由に基づく斷種については、是非の論が學說としても一致してゐない。(註一三) これは、通常、子供の出生によつて家族の生活状態が經濟的に危険に陥る可能性のある場合の斷種を指稱する。社會的理由に基づく斷種が優生學的斷種にあらざるはいふまでもない。しかし、社會的理由に基づく斷種は少年の福祉保護といふことも間接的に關聯するところが考へられるので、いま、少しく考察してみなければならぬ。先づ、この社會的理由に基づく斷種について注意を促がされるのは、ナチス獨逸に於いては、その一九三三年五月二十六日の刑法規定の改正により、その新第二百二十六條のaの「被害者の承諾を以つて身體侵害を爲したる者は行爲が其の承諾にも拘はらず善良の風俗に反する場合にのみ違法に行爲したるものとす」といふ規定及び前掲の一九三三年七月十四日の「遺傳病的子孫防止の爲の法律」第十四條の「本法の規定に従ふことなくして爲されたる斷種並に生殖線の除去は醫師により被施術者の生命又は健康に對する重大なる危険を除去する爲めに本人の承諾に基き醫術の法則に従つてなされたる場合にのみ許容せらる」といふ規定によつて、治療を目的とする斷種は許容されるけれども、社會的理由に基づく斷種は許容せられず、結局違法であるとせられてゐることである。(註一四) かやうな特別の規定を未だもつに至らない我が國に於いては、その刑法的解釋は、刑法第三十五條と關聯して、法律の精神及び事象の正しい社會理性的批判を根本に把持してなされなければならぬ。

惟ふに、社會的理由に基づく斷種が許され得るものなりや否やといふことの議論の要點は、法律的には社會的理由に基づく斷種が、その施術の實際にあつて刑法第三十五條に意味するところの正當行爲として理解せられるか否かである。

さうして、それは事態の社會批判的考察と關聯して決せられるのが妥當であらう。事態を社會的見地から考へると、文化の創造といふやうなものは、適當なる人間生活の素地からのみ可能なのである。されば、あまりに低き程度の人間生活からは、しかく容易に文化の創造といふことは可能でない。否な、反文化的、非文化的なところからは文化は絶対に生まれて來ない。それとともに、低い人間生活からは低級な文化が生まれ、高い人間生活からは高い文化が生まれて來ることは文化史の吾々に教へるところである。故に文化の創造といふことのためには、反文化的乃至非文化的な生活からは可能でない。こゝに於いて、文化創造の要素としての個人の生活にあつては、先づ、その生活が何よりも人間らしい生活であることを必要とする。非人間的生活、動物的生活からは、しかく容易に文化は生まれて來ないのである。此の意味に於いて、文化擔當者としての文化國家は、その文化の創造的要素たる個人に對して、先づ第一に、人間らしい生活、——之を一九一九年八月十一日の獨逸共和國憲法の用語に従へば、「人たるに値ひする生活」(Menschenwürdiges Dasein)——換言すれば、相當な文化的生活を供與し、保障しなければならぬ。(註一五) これ實に、嘗て獨逸に於いて、「人たるに値ひする生活」が重要視せられ、それが憲法に於いて規定せられた理由であると考へる。それと同時に、各個人は、その民族的文化の創造的要素として謂はゆる「人たるに値ひする生活」を維持することを最低限の必要として國家に對し主張し得ねばならぬのである。かくの如きは、個人が自己の行動として、國家に對し何等の意義なきことを主張するものではなく、また、國家の恩惠を濫用するものでもなく、従つて、國家の發展を阻害するといふことにも當らない。それ故に、後述の如く、社會的理由に基づく斷種をなすことは、必ずしも、個人が自ら自己を破るものといふことでもなくなるのである。而して、こゝに、「人たるに値ひする生活」とは、此の語の創始者が經濟學者である點より見ても、個人の經濟的生活に關して意味せられるところ多きものであり、また、通常は經濟生活に就いて用ひらるゝところである。(註一六) しかし、謂ふところの「人たるに値

ひする生活」又は文化的的生活とは敢へて物質的、經濟的生活のみを意味するものではない。經濟的餘裕を有つこと、それが文化でないことはいふまでもない。文化生活といふことの裡には多分に精神的、非物質的生活が含まれてゐるのではあるが、現實には人は經濟生活が無視しては生活し得ない現狀を考へねばならない。まことに、厚生利用なきところに文化は勃興しない。子供を多數もつてゐるものが、それ以上産殖することによつてその經濟的生活が危険に陥り、共に謂はゆる「人たるに値ひする生活」を營むことが不可能になるやうな場合には、その生活を國家が保障せざる限りに於いては、社會的理由に基く斷種は此の意味に於いて正當性を社會理性的に、さうして、之を基點として法律的にも正當性を認められねばならない。されば、社會的理由による斷種とは、現在以上子供を産むことによつて、家族が共に人間としての最低限の生活をさへ營むことが不可能となるやうな場合を指稱するのであつて、子供が澤山産まれることによつて富の現狀の低下を來す、すなはち、貧乏になるといふ如き理由、或は子供を教育する能力あるに拘はらず、贅澤な生活が出来なくなるといふ如き理由によるものは社會的理由によるといふ概念外のものである。さうして、社會的理由に基く斷種の許容せられるは相當數の子供を既にもてる者の場合に限られる。要するに、社會的理由に基く斷種とは既に相當數の子供を産殖し生長せしめつゝあるものが、「人たるに値ひする生活」、すなはち、人間として必要な最低度の經濟的生活を脅かされることなくして、現在以上の子供を生育し得ざるが如き事情の下になされるものをのみ意味する。此の社會的理由に基く斷種を許容することは、特に、國家が積極的に少年助長、正常少年の福祉保護といふことにまでは手の届きかねてゐる限りは、少年の養育、教育といふやうな凡てのことが少年の兩親を始め、その他の血縁者の手に個人的に委ねられてゐる限りに於いては、少年福祉の保護といふことから意味あるものとせられねばならない。

さはれ、國家は、前述の如く、いと小さき一人の生命の無意義に亡ぶるのをも看過すべきではない。されば、國家

は、先づ、その國民の「最後の一人の者にまで」謂はゆる「人たるに値ひする生活」を供與し、之を保障するに努めねばならない。かゝるとき、國民はその最後の一人の者に至るまで心から國家のために、文化的創造要素の一人として奉仕するに至るであらう。さうして、文化國家の理念は、こゝに於いて完全に顯現せられることになる。

しかも、社會的理由に基く斷種を認めることは、一見、國家の積極的人口政策——特に現代に於いて重要とせられつゝある——と相反するが如き結果と考へられる。しかし、國家が積極的人口政策をとる以上、國家は當然個人の生活の最低限を保障せずしては現實的にはそれを行ひ得ない。されば現今に於いては國家は、社會政策的に國民の利用厚生をはかりつゝある一方、救貧制度の確立、その他生活不能者を公法的に扶養せんとしつゝある現代の國家的扶養制度の機構を漸次的に確立しつゝあることが考慮されねばならぬ。(註一七) 國家が國民生活の利用厚生をはかりつゝ國民の生活を保障するに拘はらず、社會的理由に基く斷種が行はれたとするならば、それは國家の恩恵を濫用するとなり、自ら違法なるものとせねばならぬ。さうして、謂はゆる産兒制限をさへ國家が政策的に禁止してゐる現實に於いては、之と對比して社會的理由による斷種も實踐的には國家は之を禁止するものと解せねばなるまい。前述の如く、ナチス獨逸に於いては、社會的理由に基く斷種を許容せず、之を違法として否定するのであるが、それが國民生活の利用厚生をはかり、嘗てその國の憲法に規定せられた如く、國民の最後の一人の者にまで、謂はゆる「人たるに値ひする生活」を供與し、之を保障するの意味に於いてならば、その社會的理由に基く斷種を拒否することはまさしく正當である。否な、國家は此の意味に於いては之を拒否すべきものなのである。

扱て、いまや、少年が如何に次代の文化創造者、建設者として重要であるか、といふことは、近時の少年犯罪者に對する國家の對策までが、從來の對犯罪少年者についての犯罪防止と改善といふ消極的な政策を一抛し、進んで心身健全なる優秀な國民にまで導かんとする積極的な政策にまで進展し、さうして、「種族の保存と發展」(Conservazione

e sviluppo della stirpe) と云ふ國家の政策に合一せしめんと企圖せられつゝある傾向にあるによつても充分之を知ることが出来る。吾々は此の傾向を既に一九三四年に新たに制定せられたイタリヤの少年法に於いて看取することが出来るのである。(註一八) さうして、優生的斷種法が次代の文化創設擔當者たる少年の福祉を保護し且つ増進するにいかにも有能なものであるか、それは既に前に掲げた一九三三年七月十四日のナチス獨逸に於ける「遺傳病的子孫防止の爲の法律」の立法理由書の中に、『斷種は來るべき次代の人々に對する最も深き愛及び豫めの配慮の行爲とせられなければならぬ』と記るされてあるによつても明かである。(註一九) 私は、既に斷種について、また、少年福祉との關係について、あまりに多くを語り來つた。されば、優生的斷種と少年福祉保護との關聯についてはこれ以上多く語ることを差し控へねばならない。たゞ、注意すべきは、少年福祉保護に就いては、優生的斷種の効果を過大視し、——吾々は胚種損傷 (Keimschädigung) 或は、受胎後の胎兒損傷 (Fruchtschädigung) と云ふやうなことを忘却してはならぬ——これのみを以つて心身優秀なる少年を得られると過信し、能事足れりとしてはならぬ。その他に積極的人種改善の方策、外境の改善の大いに必要なことを吾々は銘記せねばならぬ。

さらに、優生的斷種は我が國民思想或は我が國民の傳統的世界觀より見て如何であらうか。恩師小野博士は、日本人は今日なほ東洋的普遍主義者なる點、日本人の國家意識は道德的、民族主義的であつて、國家を一大家族なるものと見る點、それ故に、血統を重んじ、民族的健全を欲することは正に日本固有の傳統であることより、我が國民の傳統的世界觀、人生觀は根本的に斷種法を拒否するものとは思はれぬとせられ、結局適當なる優生學的斷種法の制定を見るに至るべきを豫測し得るとせられてゐる。(註二〇) 私も、全く之に同感するところであつて、我が傳統的な國民思想の根本或は我が國民の傳承的世界觀は、その根本を謂はゆる肇國の精神に於いて見ることが出来る、その肇國の精神——日本精神とせらるゝところは、法律的には國家の根本法たる憲法の條章に於いて之を知ることが出来る。い

ま、それに就いて詳細に論ずることは他の機會に譲らなければならぬ。しかし、之について、端的に私の臆説を表示することを許されるならば、私には我が國民の傳統的世界觀は單なる全體主義でなく、眞の意味の普遍主義であり、同時に革新の哲學、すなはち、革新の世界觀に立脚するものであると思はれる。されば、我が邦に於いては、優生的斷種法を拒否するものではなくて、結局、進んで適當なる優生的斷種法の制定を見ること必ずしも遠い將來にあらざることを豫見し得ると信ずる。

以上私はあまりに多く優生的斷種法について迂遠に論じた。畢りに、なほ、少しく之について誌るすことを許されたい。

私は、いままでに於いて、優生學的斷種法が我が明日の國民、民族の發展を約束する少年の福祉を保護するために必要であり、それが現代の世界觀より社會哲學的に是認せらるゝ所以を明かにし、さらに、その文化的意義と價値とを明かにし得たことと思ふ。しかし、ゲルケが言ふ如く、『法律は、獨りそれが生物學的思想より發生するときのみ、生命に適合し、自然法則をして妥當たらしめることが出来るのである』。(註二一) 私は我が邦に於ける優生學的斷種法の制定に當つては、特に此の點が注意せられねばならぬと思ふ。さうして、我が優生的斷種法の制定に當つては、此の點に鑑み、自然科學に於ける諸學科の所與を充分に尊重し、立法者は偉大なる自科學者の言をきくに吝かであつてはならないと思ふ。法律論は別に、おのづから、之と融合せしめるの立場に於いて展開せしめられねばならないであらう。

ゲルケはなほ他の個所に於いて次の如く言つてゐる。曰く、『若し、人種的領域に於いて永續的な成果が達成せらるべき運命にあるならば、内面的態度 (innere Haltung) と成文的法律 (geschriebene Gesetz)、自然的國民感情 (die natürliche Volksempfindung) と確立せられたる規範が融合一致し、人種と健全なる國民的仕組とに奉仕

せんとする努力に於いて互に相補強し合はなければならぬ』と。(註二二) 此の言も、また、我が優生學的斷種法制  
定の際の他山の石となすに足りやう。なほ、一九三五年六月二十六日のナチス獨逸に於ける「遺傳病的子孫防止の爲  
の法律の改正法律理由書」に『遺傳病的子孫防止の爲の法律は既に實施後一年餘になる。其の施行に當つて本質的の  
困難は起らなかつた』と記述されてあることを附け加へておきたい。(註二三)

最後に附言することが、なほ、許されるならば、優生學的斷種を以つて、たゞ偏へに、民族と協同體とのみを凝視  
し、個人に對する顧慮を超絶したもの——反對論者のうちには此の如く考へられてゐる人々もある如くである——  
と考へてはならぬ。(註二四) それは、國家が個人の生命をよりよく生かすことは國民全體、民族全體、協同體の自  
らの生命をよりよく生かすことであり、個人の生命を深く顧み、之をよりよく生かさしめることは——個人的生が全  
體的生に奉仕する義務あると同様に——國民、民族、協同體の個人に對する義務であると認められるからである。國  
民、民族、協同體と個人とは國家、民族、協同體の裡にあつて、相互に生存し、相互に作用してゐるからである。要  
するに、民族協同體に於いては、民族協同體と個人とは意味深き生の秩序の裡にあつて、互に補完し、互に助長しつ  
つ、互に自己の生命と生長とを他の多くのものの生命によつて條件づけられてゐるからである。全體と俱に個がその  
生の秩序に於いて發展する(全體的個體的發展)。同時に、また、全體は個を特殊とし、同時に、自己を普遍として  
兩者を綜合統一して全體的統一體としてその生の秩序に於いて發展する。これが眞の意味の普遍主義の立場であり、  
優生學的斷種法の理想もこゝにあるであらうと確信する。

(註一) Sier-Somlo u. Elster, Handwörterbuch der Rechtswissenschaft. II. Band. S. 362.

(註二) 文化國家の思想は普通に法治國家(Rechtsstaat)に對するものとして、法治國家よりその一次程の高きに位する  
ものとして、觀念せられてゐる如くである。文化國家の概念は夙にヘーゲルによつて形成せられた。文化國家の

觀念によつてヘーゲルはカントの法治國家の觀念に對し、さらに一步をその思想に於いて進めたものとせられて  
ゐる。さうして、文化國家によつて法治國家を止揚したことが彼の國家哲學に於ける偉大なる功績とせられてゐ  
る。(Berolzheimer, System der Rechts-und Wirtschaftsphilosophie. 2. Bd. 1905. S. 241 ff.) やうして、ヘーゲル  
は法律と文化との一致を示唆したのであつたが、文化の概念を法律學の分野に導入して法律學に指導的概念を與  
へたものはコーラーであつたとせられる。「文化現象としての法律」といふことは、實に、彼によつて最初に教  
へられたところとせられる。(小野博士「法理學と文化の概念」第四七頁) さうして、文化國家なる名稱はコーラ  
ーの創唱にかゝるところであつた。(J. Kohler, Lehrbuch der Rechtsphilosophie. 3. Aufl. 1923. S. 186.)

(註三) 拙稿「少年法に於けるカリタスとユスチ、アー少年保護第三卷第六號第五六頁參照。

(註四) 近代文化は各民族の創造するところのものである。しかし、文化はそれを創造した民族の所有するものたるに止  
まらない。それは客觀性をもち、普遍性をもつが故に同時に世界全人類に寄與し、その所有となり得る可能性が  
ある。それ故に、文化は民族的なものであるとともに世界的なものとして、世界的意味を有してゐると考へら  
れる。

(註五) 小野博士「法理學的普遍主義」(中央公論昭和十二年一月號第一七頁) 參照。

(註六) 現代の文化は民族的文化であるが、それは民族文化そのものとして民族的意義を有するのみならず、世界的な  
ものとして意味を有すること前述の如くである。それ故に、民族もおのその文化を創造することによつて、  
世界的存在の理由をもつてゐる。

(註七) ヘーゲルに於ては國家は文化擔當者として意味あるものとせられた。

(註八) 小野博士「法理學と文化の概念」第四一四頁參照。

(註九) 牧野博士「法律に於ける文化と價值」はしき第五頁。

(註一〇) かくの如き見解は謂はゆる「文化主義的國家至上主義」の立場に立つものとならう。

(註一) 文化國家は、また、國家干涉主義をとるものといへる。すなはち、國家干涉主義は文化國家の同異語である。「干涉主義」又は「國家干涉主義」なる語は經濟學者ミーゼス及びレブケの用ひた語である。L. Mises, Kritik der Interventionismus. 1920. W. Röpke, Staatsinterventionismus. Hwb. d. Statswissenschaft.

(註二) F. Oetker, Grundprobleme der nationalsozialistischen Strafrechtsreform. (H. Frank, Nationalsozialistisches Handbuch für Recht und Gesetzgebung. 1935. S. 1317.)

(註三) 木村教授法律學辭典第三卷第一八〇七頁「斷種」の項参照。

(註四) Gesetz zur Abänderung strafrechtlicher Vorschriften. Vom 26. Mai 1933. (RGBl. I. S. 295) § 226. a. (Hoche, Die Gesetzgebung des Kabinetts Hitler. Heft 2. 1933. S. 165.)  
Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses. Vom 14. Juli 1933. § 14. (Hoche, Die G. des K. H. Heft 3. 1933. S. 636.)

(註五) 「人たるに値ひする生活」なる語は一九一九年八月十一日の獨逸共和國憲法第一五一條第一項に用ひられてゐる語として有名である。此の語が初めて用ひられたのは、寡聞なる私の知るところの範圍を以てすれば、フックスが其の「國民經濟學」(J. Fuchs, Volkswirtschaftslehre. 1902. 2. Abdruck. S. 120.) 第二刷(一九〇二年)に夙く此の語を用ひてゐる。やうに、アントン・メンガーは其の「新國家學」(A. Menger, Neue Staatslehre. 1930. 4. Aufl. S. 98.)中にまた此の語を用ひてゐる。

(註六) 經濟學者が此の用語を多く使用するやうであり、従つて經濟的生活につき用ひられることが多い。例へば、此の語の創始者と思はれるフックス教授は、經濟學の目的は各人に「人たるに値する生活」|| 「人類らしき生存」を與ふるにありとして次の如く曰つてゐる。曰く、『國民經濟の一般的不變的職分は、人類の生活に其の必要な經濟上の基礎を供し、これによつて、一切の高尙なる目的に向つて努力することを得しむるにある。従つて、先づ第一に、各人に少くとも外界文化の最低限、すなはち生存の最低限、人類らしい生存を與ふることにある。こ

れが、人類の大多數にとつて、一切の精神的及び道德的發達の前提である』と。(J. Fuchs, Volkswirtschaftslehre. Sammlung Götschen 1902. 2. Abdruck. S. 21.)

(註七) 此の場合、法律の私法的規定として思ひ出されるのは、民法第七百四十七條の規定及び第七百九十條第九百五十四條等の親族法的扶養義務の規定である。これ等の親族法的扶養義務の規定は國家の一般的扶養制度に至る一歩手前の段階の規定である意味を考へねばならない。すなはち、國家の微力が未だ生活不能者を悉く扶養し得ないであるといふ事情が、生活不能者は先づ近親の手で私法的に扶養せられ、それが出來ないときに、初めて國家が公法的に扶養するといふ現代扶養制度の機構が成立してゐることを此の場合遺却してはならない。さらに、社會政策といふことも社會がその成員の『最後の一人の生存權』をまで確保せんとする社會理想を完うせんとすることを目的とするものであつて、こゝにその文化的意義を有するものと思ふ。されば、國家が社會政策を實踐するもの、それは、國民の最後の一人のものにまでその「人たるに値する生活」を保障せんとする國家の理想を履踐せんとするものにほかならないと確信する。

(註八) E. Prisch, Das italienische Jugendgerichtsgesetz vom 20 Juli 1934. S. 19. (前田)

(註九) Hoche, Die Gesetzgebung des Kabinetts Hitler. Heft 3. (1933) S. 637.

(註一〇) 小野博士「斷種法と世界觀」前掲第六一頁参照。

(註一一) Gercke, Rasse und Recht. (H. Frank, Nationalsozialistisches Handbuch für Recht und Gesetzgebung. 1935. S. 14.)

(註一二) Gercke, derselbe Aufsatz. a. a. O. S. 16.

(註一三) Gesetz zur Änderung des Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses vom 26. Juni 1935, (RGBl. I. S. 773) Begründung (Reichsanzeiger Nr. 157) (Hoche, Die G. des K. H. Heft 13. 1935. S. 438.)

(註一四) Gercke, derselbe Aufsatz. a. a. O. S. 16.

# 作業事務に就て (其の二)

権 名 通 藏

## ○材料ノ購入

第七條 左ノ場合購入係ハ材料購入ノ手續ヲ爲スベシ

- 一、作業課長見越購入ヲ命ジタルトキ
- 二、見越購入品差引表及振替引當表ト作業副命令票(甲)トヲ對査シ購入スベキ不足材アルトキ
- 三、本規程第十九條ニ依ル追加材料請求票ノ送付ヲ受ケ第六條第一項第二號ノ引當ヲ爲スモ不足材アルトキ

第二號第三號は要するに

所要數量—(見越材料+振替材料)÷購入材料の公式を採つたまでである。

第八條 購入係ハ購入傳票(第十號様式略)ヲ發行シテ供給者ヨリ見積書ヲ徴シ傳票ノ副本ヲ倉庫係及發送係ニ送付シテ購入ヲ豫告スベシ

第九條 購入係購入ノ決裁ヲ受ケタルトキハ購入決議票ヲ送付シテ倉庫係及發送係ニ購入ノ決定ヲ通知スベシ

第九條があるから第八條の豫告を必要としないだらうと云ふ見方もあるが緊急作業材料の如きは正式の購入決議が作成せらるるを俟つて搬入せらるると限らない。従つて第八條の取り敢へずの豫告を要する次第である。

第十條 小口注文ニ對スル所要材料ハ作業副命令票(甲)ヲ集計シテ一括購入スルコトヲ得

第十一條 作業課長ハ作業經營ノ狀況ニ鑑ミ材料ヲ見越購入セシムルコトヲ得

前項ノ購入品ニ付テハ購入係ハ見越購入品差引表(第十一號様式略)ニ通テ作成シ一通ヲ倉庫係ニ廻付スベシ  
見越材料は注文の確實なる見透しから購入するのであるが一方材料の性質からして購入の時期が異なることは勿論である。例へば木材の如き數ヶ月の乾燥を要するものはその期間を見込んで見越購入するが如きである。通例作業に支障なきやう材料を購入準備する原則的建前は購入の難易にもよるのであるが在庫材料の最低準備高としては一日平均の消費量に發註から受入(納入)までの日數を乗じそれに二割乃至三割の餘裕を見積つた高となされて居る。見越購入品差引表も結局はこの準備在庫を過るなからんことを期しての一覽表である。

## ○材料ノ受入

第十二條 購入品ノ受入完了シタルトキハ倉庫係ハ購入決議票を返還シテ其ノ旨ヲ購入係ニ通知シ既ニ材料拂出票ニ依リ生産係ニ引渡シタルモノアルトキハ之ニ付キ速ニ交付命令ヲ記載シテ所長ノ決裁ヲ受クベシ

本條の受入完了と云ふのは檢收納入済と同義であつて曩に送付を受けて居つた購入決議票に其の趣を記載し同決議票を返還することによつて購入係に發註の品物が全部納入されたことを通知する。是處に於て出納簿の受入記帳が出来る譯である。然し大量の材料受入は即納はむしろ例外で多くは分納甚しきは數ヶ月の連續納入と云ふ事實もある。是の場合毎日毎日の檢收量を一々分納受入するのでは到底其の煩に堪へない。のみならず同一品目であつて規格の相似たもの例へば板割の如き幅七寸又は八寸と云ふが如き材料が連日定まつた數量でなしに雜然と持ち込まれるが如き場合は受入の仕譯簿に之を區分して日々登記し一定數量に達したとき夫々出納簿に登記するやうにしなければ、往々規格に關する記帳を過り自然出納簿の朱書訂正を免れ難いやうなことになる。斯様な次第で事實檢收された材料でもある一部は一定期間出納簿に受入記帳せられてない状態にある。即ち嚴格に云へば未だ交付命令を以て拂出し得ざる

ものと認めねばならぬ部分の材料がある。處で一方製作方面が非常に活潑で材料の交付が追はれ勝の場合未だ出納簿に記載されてないことを理由として材料の交付を拒むことは出来ない。自然未登記の材料の交付拂出と云ふ事實が生ずる。然しこの交付は断じて材料の正しき拂出しでない。故に完納となつた場合には出来得るだけ速に已に拂出した材料に正當なる交付形式を整へさせなければならぬ。本條後段はこの意味に於て規定せられてゐる。

○素品ノ受拂

第十三條 倉庫係ハ素品ノ受拂ヲ素品受拂簿ニ登記スベシ

未ダ受入ノ手續ヲ完了セザル材料（直送材料）ノ所在表示ニ使用スル受拂小票上部ニハ赤色ノ標識ヲ付スベシ

第一項に付ては後に説明する。第二項の材料を直送材料と稱することは用語上妥當ではないが便宜是種の材料に附したのである。直送材料とは準備材料即ち常時在庫され必要に應じ拂出さるる材料に對し倉庫を経由することなく直接工場に送られ其處で檢收使用せらるる材料を云ふのである。未檢收（倉庫に於て爲す正規の檢收）の材料が工場で使用と同時に檢收。語を換へて言へば檢收しつつ使用すると云ふことは出来得る丈け避けたいが高度の緊急作業になると場合によつては避け難い場合がないでもない。殊に主要材料に對する補足的材料に間々おこることである。例へば杉材を主材とする製作に於て主材は準備されてあるが品薄で取得困難な枋材が足りない。その枋材が納入された、而して製作工程上即座に使用せねばならぬと云つた場合。亦縫製品に付ても同様表地は充分あるが裏地が足らぬ、殊に物資統制の結果取得の時期が適確に豫定し得られざる場合の如きで而も裏地は縫製の完成に絶對的に必要である關係上香氣な檢收をやつて居る邊なく檢收即ち使用と云つた状況におかると云ふのである。それで未檢收材料は時に直送材料として扱はるることがあることを豫想して便宜上直送材料と稱呼することにしたのである。直送材料的な扱は緊急已むを得ざる場合の使拂で飽く迄避けねばならぬのであるが事實その必要あつてこの取扱を爲したときは一層

出納を整然たらしめねばならぬ。それには現物の所在移動を明かにすること即ち所在管理が肝要である。この趣旨から第二項の規定が設けられたのである。次に第一項に溯る。素品受拂簿の登記は章程第八條によると作業主任之を爲すべしと規定し受領者に於てその出納を明かにすることになつて居るが斯くの如くすることは交付素品に何處までも不特定の性質を附せしむることとなり材料交付の本筋に合致しない趣がある。既に見積設計に於てその要量を究め特定命令の爲め拂出された材料であるからには製作の中止とか製作數量の變更がない限り當然使拂はるべきものでそれを製作係に於て一々その都度出納登記を爲すことは意味を爲さぬ。倉庫より拂出された時拂に立てて一向差支がない。強ひて章程の如く扱へと云へば自然一括拂の記帳になつて仕舞ふ。然し不特定の性質の消耗品に付ては別である。これに付ては受拂簿を設くる必要がある。然しこれとても一命令毎に特定して交付した場合はその必要を認めない。交付を受けた素品に付き受拂簿を設定する必要は別途戒護取締の方面にも存するではないかと云ふ疑問もあるが戒護取締の見地からならば出納管理よりもむしろ所在管理の建前を採り現状及素品そのものに即した在庫設備や所在區分又は受拂小票を適宜に按配使用する方が適切であると思ふ。如斯く物品出納に當り一定の取扱に一定の意義を附けること例へば倉庫から現場への拂出と云ふ事實を以て交付と爲し一旦交付されたものは製作に使用消費せらるるものだ、從而その受拂登記の如きは必要なしと爲すが如き態度は事務處理上必要なことであると思ふ。第一戦線に於て消費する彈丸にまで受拂を爲す必要はあるまい。交付材料は在庫材料ではない。消費材料である。斯様な觀念が依然存する限りつまり消費材料を在庫材料的に扱ひ最後までその受拂を爲すべしとする觀念がある限り現實と形式が益々相距る結果を招來するものである。のみならず斯様な見切りのない觀念は刑務作業に一の時代離れした餘り結構でない消極、退嬰的な特色を帶びしむる。

○材料ノ請求

第十四條 生産係素品ノ交付ヲ受ケントスルトキハ材料請求票（第十二號様式略）ヲ倉庫係ニ提出スベシ

消耗品ハ七日毎ニ使用見込數量ヲ一括シテ請求スベシ

前項ノ請求票ニハ命令番號欄ノ記入ヲ要セズ  
理論的に云へば生産係からの請求を俟つて材料を交付すると云ふが如きは迂遠である。既に作業副命令を接受したからには倉庫係は所要材料を整へ請求を俟たず生産係に交付すべきは當然の連絡事務である。然しながら實際問題となると左様單簡に理論通りに參らぬ。矢張り製作現場の都合で生産が進められなければならぬ。此の實狀から材料交付は建前として請求に對して拂出すことにして居る。第三項の消耗品の請求に該當命令番號の記入を省略したのは消耗品は多く不特定材料の性質（在庫材料的）を有するものであるからむしろ實際の使拂方面に管理處置を採るのが妥當であると爲したからである（第二十四條）

○材料ノ交付

第十五條 倉庫係前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ左ノ手續ヲ爲スベシ

- 一、作業副命令票（乙）主要素品受入一覽表、主要素品拂出一覽表トノ對照
  - 二、材料拂出票（第十三號様式略）ニ交付材料ヲ記入シ捺印シテ之ヲ成工係計算主任ニ廻付スルコト 但シ消耗品ニ付テハ此ノ限ニ非ズ
  - 三、材料請求票ニ交付數量ヲ記入シ現品ニ換へ生産係ニ送付スルコト
- 第一號は請求材料は所要材料であるか。主要素品ならば受入準備の狀況如何。從來の拂出量と今次の請求量の割合比較如何等を通覽することである。
- 第二號は傳票を以て交付材料を原價計算の部署に報告する手續である。是處で倉庫係は交付命令の記入を爲すことは勿論である。消耗品に付ては材料拂出票を使用しないで只交付命令を記入し材料を現場に交付することにして

居る。而して當該命令に消費した消耗品は消耗品使拂票（第二十四條）を以て成工の際一括して最終的に計算係に報告することになつてゐる。これは消耗品の性質上斯く取扱ふを便宜としたからである。

○代材ノ交付

第十六條 請求ニ相當スル材料ナク止ムヲ得ズ代材を交付スベキ事情アルトキハ倉庫係ハ作業課長ノ承認ヲ求メ左ノ手續ヲ爲スベシ

- 一、代材使用表（第十四號様式略）ノ作成
- 二、振替品書留簿ノ記入（代材使用表要材欄ヨリ受入欄ニ轉記）
- 三、追加材料請求票（第十五號様式略）ヲ記入（代材使用表代材品目欄ヨリ轉記）シテ作業課長ニ提出スルコト

代材の交付は特定材料に付ての問題である。見越材料に付ては實際代材的交付はあるけれどもこの場合は代材として整理しない。例へば乙命令の材料として八寸板を準備して即ち特定材料として用意してあるところに規格上七寸板を要する甲命令を發行した。而も製作が急を要するの七寸板の在庫がなく、さりとて購入受入を俟つ間もない。止むなく七寸板で足りるところに代材として八寸板を使用した。この場合八寸板は七寸板の代材として交付せられたことになる。以上の例に於て若し在庫の八寸板が見越材料であつたならば代材として使用したのではなく（實際は而く解釋してもよいが）止むなき事情から妥當でない材料を交付したまでの話である。代材の交付は材料使用としては極めて拙劣不經濟なものであるがこれも緊急的作業施業上萬止むなき場合として承認せざるを得ない。從而代材として使用した特定材料を出來得るだけ速に補填して置かねばならぬ。（第十六條第一項第三號）尙代材使用は出來得るだけ避けねばならぬものであるから代材使用と同時に本來の該當材料（要材）を急速に準備せねばならぬ。即ち代材使用を可能なる最少限度に止むることを要する。要材を準備した場合それ迄の間に代材の使用によりて用辨せられた部分は

不用材となつた譯であるから振替材料群に加へて置く。(第十六條第一項第二號)例へば要材として七寸板一萬枚が必要であるが在庫皆無であつた。止むなく二千枚の八寸板を使つた。二千枚の八寸板は本條第三號の手續で購入補填をする。八寸板によつて臨時應急に代辨せられた二千枚の七寸板は不用材となる。この分は本條第一項第二號によつて振替材料群に編入すると云ふ段取である。茲に一寸疑問となるのは已に二千枚の八寸板で用辨せられたならば要材たる七寸板を爾後の必要分だけ即ち八千枚だけ購入すればよいではないか。何も一萬枚を購入し内二千枚を振替材料として整理する必要がないではないかと云ふ疑問があるかも知れん。數字上の觀察としては實に然りであるが然し斯の如く計數的に當初から代材の使用を見積り得るが如き餘裕のある場合は天から代材使用なんぞと云ふ問題は起らぬ。設例に於ける二千枚の代材使用は事後の精算から生れた數字である。要材たる七寸板一萬枚の購入は受註と同時に手續される。と同時に代材使用の上製作が始まる。何時まで代材で製作すべきか、從而幾何の代材を要すべきや等はほんの概算に止まる狀況に於ての作業着手であつたのである。

○追加材料ノ請求及交付

第十七條 生産係見積ヲ超過スル材料ノ拂出ヲ請求セントスルトキハ追加材料請求表ニヨリ作業課長ニ報告スベシ  
修理命令ニ對スル材料ニ付亦同ジ

本條の見積を超過する材料と云ふのは單に分量的に超過する場合だけでなく新規に別途の材料を要する場合をも含むものである。尙本條は生産係から請求の材料は追加のものであると云ふことを明示した場合即ち善意の場合であつて然らざる場合は後條に規定してある。

第十八條 倉庫係第十五條第一項第一號ノ書類ヲ調査シ材料ノ超過請求アルコトヲ知リタルトキハ其ノ旨ヲ生産係ニ通知スベシ

本條の場合には一應生産係の再考を促し追加材料の分に付ては前條の手續を採つて貰ふことにした。

第十九條 作業課長第十七條ノ報告ヲ受ケタルトキハ不足ヲ生ズルニ至リタル事由ヲ調査シ補給ノ必要アリト認めタルトキハ追加材料請求表ヲ倉庫係ヲ經テ購入係ニ交付スベシ

第十六條第一項第三號ノ場合亦同ジ

前二項ノ調査ヲ爲シ見積書又、標準表ヲ變更スル必要アリト認めタルトキハ規格係長ノ意見ヲ徵シ所長ノ決裁ヲ受ケ之ヲ訂正スベシ

追加材料請求票を受けたる場合材料補給の順序は第六條第七條に規定する通り先づ振替引當を爲し然る後購入と云ふことになつてゐる。

○作業命令ノ變更

第二十條 註文量ノ變更又ハ取消アリタルトキハ作業課長ハ庶務係ヲシテ註文數量變更(取消)通知票(第十六號様式略)ニ依リ生産係、成工係、倉庫係、發送係及購入係ニ其ノ旨ヲ通知セシムベシ

勿論のことであるが間々この連絡を缺く爲め宙に迷ふ製品や材料を見ることがある。

○材料ノ返還

第二十一條 材料ニ餘剩ヲ生ジタルトキハ生産係ハ材料返還票(第十七號様式略)ニヨリ現品ヲ倉庫係ニ引繼グベシ  
前項ノ引繼ヲ受ケタルトキ又ハ作業副命令票(乙)記載材料ノ全部ヲ交付セズシテ製作完了シタルトキハ倉庫係ハ餘剩材料ヲ振替品書留簿ニ受入記入シテ作業課長ニ報告シ材料返還票ヲ計算主任ニ廻付スベシ

本條も特に説明の要なし。只消耗品は前述の通り不特定の材料であるから特定の命令に付き餘剰ない扱ひを爲してゐる即ち成工の際現に要した數量を一括して成工係に通知することにしてゐる。尤も消耗品の中でも特定のものを而

して著しく高價な物などは返還せしめてもよいが如斯き消耗品は當初から素品扱ひにした方が便宜であらう。

○生産

第二十二條 生産係ハ毎朝前日ノ製作状況ヲ日製表（第十八號様式略）ヲ以テ作業課長ニ報告シ製品ノ検査ヲ受ケタル後製品引繼票甲號（第十九號様式略）ニヨリ現品ヲ倉庫又ハ指定ノ場所ニ於テ倉庫係ニ引繼グベシ

庶務係ハ日製表ニヨリ管理板ヲ整理スベシ

倉庫係の出納保管に屬すべき製品の所屬格は検査を以て明確に之を劃してある。所内検査班の合格検査を以て製品の銘を打つのであるが納入先の出張検査を例とする場合はその検査に合格したものを製品とし倉庫係の責任に移すを建前として居る。

第二十三條 工場擔當者作業ノ成績ヲ検査シ日課ノ記入ヲ了シタルトキハ其ノ一命令ニ付キ一業種毎ニ人工ヲ集計シテ工場別人工集計表（第二十號様式略）ニ之ヲ記入スベシ

第二十四條 生産係ハ其ノ保管ニ係ル消耗品ノ受拂ヲ消耗品受拂表（第二十一號様式略）ニ記入シ毎月末又ハ成工ノ際消費ノ集計ヲ消耗品使拂通知票（第二十二號様式略）ニヨリ成工係計算主任ニ通知スベシ

兩條に付きては別に説明の要なし。

第二十五條 製作完了シタルトキハ生産係長ハ作業副命令票（丙）ニ其ノ月日ヲ記入シ成工係ヲ經由シテ作業課長ニ報告スベシ

前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ作業課長ハ庶務係ヲシテ管理板及ビ註文臺帳ヲ整理シ作業原簿完結ノ手續ヲ爲サシムベシ

成工係ハ註文内譯簿ニ完成ノ記入ヲ爲スベシ

照等あつた場合明答が出来なかつたり工場に照會するから暫時猶豫を乞ふと云つた態度は賛成出来ない。作業章程に於ては原簿所定欄に之を記入して成工報告を爲すことになつて居るが原簿の性質から之を成工通知又は仕上通知的な傳票として併用することは賛成し難い。事實原簿の記入を以て通知しては居らぬ。本條は生産係保有の副命令票の記入を以て之の役目を果たさすことにした。第三項は成工係各主任は各自自己の專管する註文内譯簿を整理する意味である。

○成工手續

第二十六條 作業課長ハ毎月初前月ノ日課表ヲ調査シ成工係計算主任ヲシテ工場別人工集計表ニヨリ命令別人工月計表（第二十三號様式略）ヲ作成セシムベシ

成工係ハ毎月一回日課表、工場別人工集計表及命令別人工月計表ヲ對查スベシ

第二十七條 成工係計算主任ハ消耗品使拂通知票ニヨリ消耗品月別集計表（第二十四號様式略）ヲ作成スベシ

第二十八條 成工係計算主任ハ毎月初前月中廻付ヲ受ケタル材料拂出表ヲ一命令毎ニ集計シ材料拂出月計表（第二十五號様式略）ヲ付シ編綴スベシ

前項ノ材料拂出月計表ニ基キ素品月別集計表（第二十六號様式略）ヲ作成スベシ

前三條は集計特に月計表の作成に關する規定であつて俱に作業原簿の最終記入の材料たらしめんとするものである

第二十九條 作業原簿ノ材料欄素品ノ拂出ハ素品月別集計表ニ依リ記入シ人工欄ハ命令別人工月計表ニ依リ記入スベシ

人工及ビ拂出材料ノ實績ハ作業副命令票（丁）ノ豫定數ト對查シ不符合アルヲ知リタルトキハ作業課長ニ之ヲ報告スベシ

第三十條 會計法第二十一條ニヨル前金拂ヲ受クル必要アル場合ニ於テハ見越人工ヲ以テ假ニ原簿ノ記入ヲ爲スコト

ヲ得

前項ノ人工ハ人工整理表（第二十七號様式略）ニ依リ整理スベシ

第三十條は主に製作加工が年度に跨る場合に於ける整理として何分の規定を要する必要から生れたものである。會計法第二十一條を承けた會計規則第五十九條第一項第七號に『官公署ニ對シ仕拂フヘキ經費』と規定し前金拂を受くる場合が往々ある。註文がその年度内に完了する場合は發註側に於ても官廳に對し前金拂を爲す必要もあるまいが年度に跨る場合豫算處理の都合上その年度の支出として整理したい希望から前金拂を爲す場合がある。前金拂を受けた場合之を適法に處理する方法は色々考へられるが多くは牽強附會のものでともすれば間違ひを惹起し易い。故に本條は率直に之を處理することにしたのである。即ち代金はその年度内に収入したが實際の製作はほんの命令を發行したばかりで分納品さへ出来ないと言つた場合。材料は見積書に依つて事實拂出しも爲し得るが人工は前途に拘はる問題であるから如何とも致し難い。そこで止むを得ず実績に近かるべく豫定した見越人工を以て人工とし原簿を處理することとしたのである。見越人工は謂はゞ概算人工である故に實際其の後其の命令に要した人工を精算しておかないと人工のない製作があつたり過大に見積つた見越人工を流用して他の命令の所要人工を手加減したり色々の不整理が起らぬとも限らぬ。本條第二項は此の精算をはつきりせんが爲めの規定である。

第三十一條 作業原簿ノ記入ヲ完了シタルトキハ關係書類ト共ニ直ニ之ヲ庶務係長ニ引繼グベシ

成工係として關係諸表や傳票を取纏め作業原簿の記入が了れば最終の検査をやる庶務係に送付する。本規定の建前では原簿面素品欄に追加、殘餘の記入がないことになる。記入された一切の素品は所要高である。これは當初に述べた通り原簿の性質を靜的なもの最終の精算記録と認めたからである。當初の見積と實際の所要高が如何に相違して居るかと言ふ詮索は原簿の記入と見積書又は副命令票を對照すれば一目して解るし尙一層この點に就き検討したい場合は出來得る限り關係書類は一括して整理保管することにして居るから容易に之を爲すことが出来る。（第三十九條）

○製品ノ受授

第三十二條 倉庫係製品ノ受授ヲ爲シタルトキハ製品受拂簿（第二十八號様式略）ニ之ヲ登記スベシ。保管ニ係ル製品ニシテ工場ニ於テ修理ヲ要スルモノアルトキハ製品受拂簿受入欄ニ其ノ數量ヲ朱書シテ殘數ヲ訂正シ備考欄ニ

受領ノ證印ヲ徵シ現品ヲ生産係ニ引繼グベシ。發送係ニ製品ヲ引繼グ場合ハ發送品引繼票（第二十九號様式略）ニ依リ之ヲ爲スベシ

本條の製品受拂簿は素品に付ての受拂簿と同様に出入納簿の補助簿として働く。然し委託製品に付ては出入納の臺帳たるものであつて從て其の殘數は未交付の數量を示すものである。本簿設定の理由に付ては別に説明の要もない。要するに作業原簿所定の成工、交付欄の記入を以てしては實際に於ける製品の受拂を記録的に證明整理し得ないと云ふ事實上の必要から設けられたのである。未交付の製品で在庫中何分の修理を加へなければ製品として引渡し得ない場合のあることは豫想に難くない。この場合修理を要する製品の場所的移動を注意せんと在庫數量の現在高に不整理が生ずる。第二項はこの用意を以ての規定である。尙第三項の發送係への製品引繼ぎは大量製品の

繼續的引繼ぎを爲す場合であつて、少數の仕入品を製品庫に引繼ぐ場合の如きは之に含まない。倉庫係の所管する倉庫が充分で發送目的物の格納庫が明かに特定されて居るときは、左程の問題はないが倉庫不充分的爲め屋外や廊下に倉庫係保管の製品が山積し、亦一方運送の停頓から發送係の管理する發送品の一時格納設備が充滿して倉庫係保管の製品と同様時の都合で隨所に散在する場合は餘程兩者間の受渡に注意せんと間違ひを生じ易い。

第三十三條 倉庫係ハ主要在庫材料一覽表（第三十號様式略）及ビ主要製品在庫一覽表（第三十一號様式略）ヲ以テ

在庫製素品ノ狀況ヲ作業課長ニ報告スベシ

新に註文を引受けた時所要主材の手持現在高を調ぶる場合出入納簿や受拂簿の殘高を捨て居つたのでは話にならぬ。

常に一目して主材の現況を知り得る様に爲して置く必要がある。本條は其の規定である。主要材料在庫一覽表は結局見越購入品差引表の残高と振替品引留簿登記材料の現在高との合計であるのが普通であらう。

第三十四條 發送係製品ノ發送ヲ了シタルトキハ領收書又ハ之ニ準ズベキ證憑書ヲ倉庫係ヲ經由シ作業副命令票(乙)ヲ添付シテ之ヲ庶務係ニ送付スベシ

章程第十四條の趣旨と同様であつて交付製品の受領證明を以て原簿を完結するのである。

第三十五條 發送係檢出品ノ返還ヲ受ケタルトキハ搬出品書留簿ノ搬出數量欄ニ其ノ數量ヲ朱書シテ殘數ヲ訂正シ備考欄ニ受領ノ證印ヲ徴シ現品ヲ倉庫係ニ引繼グベシ

檢出品の受拂は餘程克明にやらぬと色々問題を派生せしむる。何時までも未完結の作業命令を残したり従て未調定の收入權義を留めたり整理上の支障を來すこと夥しい。本條はこの整理を期せんが爲の規定であつて第三十二條の趣旨と同様である。第三十五條も第三十二條と同様不合格檢出品は倉庫係より生産係に送つて修理又は新規の製作を求むるのであるがこの場合之に要した人工や材料を原の作業原簿に記帳すべきは本筋であらう。然しながらこの問題は檢出品の數量や製品の搬出交付と檢出品返還の期間の両面から觀て處理すべき問題である。檢出數量が僅少で而も交付から間もなく檢出返還あつた場合は未だ原簿も完結されてないのであるから、本筋通り原簿に修理の爲の人工や材料を追記しても差支ないが、然らざる場合即ち原簿が完結せられ(理論的には完結と云ひ難いかもしれないが)所要材料の殘も返還せられ萬事滞りなく事済みとなつてから檢出返還あつた場合に於ても、既に一應問題なしに經過した整理の跡に向つて今更彼之工作を加ふることは策を得たるものと云ひ難い。斯の如き場合は修理又は補給製作に付き別途の命令を發行して整理することにする方が妥當である。(第四十二條)

○製品ノ發送

第三十六條 發送係ノ事務其他本規定ニ特別ノ取扱ヲ定メザル事項ハ、昭和十二年達示第一號(作業品ノ搬入搬出ニ關スル取扱手續)ニ依リ處理スベシ。

現場の問題であつて倉庫の位置、設備、配置職員の整備等色々事情から各所其の取扱を一に爲し得ない。只過去の苦き經驗から檢出材料の持歸りに就て一言したい。検査の結果不合格となつた材料に付ては役所の方では勿論供給者の側に於ても關心を有たぬものである。持ち歸る爲に相當の費用を要する關係もあり、自然永く放置せらるる状況にあるのである。が其の間に色々好ましからぬ事柄が生ずる。詐欺にかかることもある。恰も正當なる戻受主の使用人たるが如く装ひ之を詐取した例もある。そこで如斯場合は檢收の結果を給供人に通告すると同時に檢出品搬出の認票を送り、その提示を求めて現品を持ち歸らしむる方法を取ることなどともよいと思ふ。尙不正な事柄は職員の全部が出勤し、各部局とも配置が常態にある場合には行はれ難いのであるから充分な心證を得られ、且つ事態特別の場合でない限り、檢出品の搬出の如きは執務時間外に之を認めない方がよいと思ふ。

○其他

第三十七條 庶務係長第三十一條及第三十四條ノ書類ノ送付ヲ受ケタルトキハ、關係書類ヲ檢査シテ原簿ヲ完結シ、之ヲ會計主任ニ廻付スベシ

第三十一條の成工と第三十四條の交付に關する結末を以て原簿を完結するのである。従而後段會計主任に送付云々は、交付のあつた場合即ち委託製作とか又は注文製作に係る場合であつて、仕入品の官司業に付ては會計主任に送付の要なきこと勿論である。

第三十八條 相關スル傳票書類ノ間又ハ正副本間ニ不符合ノ點ヲ發見シタルトキハ、直ニ其ノ根元ニ付之ヲ究メ係長ノ承認ヲ得テ訂正スベシ

別に説明の要もない。

第三十九條 作業命令ノ發行ヨリ其ノ完結ニ至ルマデノ關係書類ニシテ、分離シ得ベキモノハ一命令毎ニ一括シテ一

容袋ニ收メ保管スベシ

第四十條 小口註文ニテハ本規程ニ依ラザルコトヲ得

第四十一條 本規程第六條第一項第五號ノ主要素品、第三十三條ノ主要製品及材料竝ニ第十條及前條ノ範圍ハ別ニ之

ヲ定ム

別に説く要はないのであるが、府中の例を左に掲ぐる。

一、小口註文

一廉千圓未満の註文、但しこれは原則であつて所要材料の如何又は註文の度数等により、千圓を上下することある場合を認むる斯の如き場合は原符に『小口扱』と記號することにしてゐる。

二、第十條の集合購入は、一命令の所要材料總額五百圓以下であつて、要急ならざる場合に限る。

三、主要製品として取扱ふものは、東京工廠、火工廠、逓信省、被服廠の註文品であつて一廉の註文額千圓以上のものと爲してある。

四、主要素品又は材料

- 一、杉松割 一、鐵洋釘 一、麻繩 一、黃銅木捻 一、錫 一、松脂 一、鐵木捻 一、鉛 一、膠 一、黃銅釘 一、棕梠繩 一、ラック 一、寒冷紗 一、スレーキ 一、巻取ボール紙 一、亞鉛板 一、ボックス革 一、板ボール 一、鍍力板 一、キット革 一、紡績木綿 一、紺木綿 一、木炭 一、カタン糸 一、淺黃木綿 一、製司コークス 一、麻心地 一、白木綿 一、ガスコークス 一、毛縞子 一、鞣革 一、鹿革

實際の便宜上類別を避けて一品毎に列記してある。新規作業の開始とともに以上の品目に追加あるべきは當然である

第四十二條 不合格品ノ修理ハ必要ニ應ジ別ニ修理命令ヲ發行シテ之ヲ行フベシ

修理命令ハ獨立シタル一ノ作業トス

前に第三十五條の説明に於て述べたところである。獨立したるとは別個のと云ふ意味であつて無關係と云ふ意味でない。尙必要に應じと云ふのは色々の事情から判断して、斯く爲すを要すと認めたる場合は本條に依り整理すると云ふ意味である。實際問題に付ては關係者の永く經驗せらるるところであるから之を省略する。

第四十三條 本規程ハ委託作業ニ之ヲ準用ス

以上

# 行刑奉公三十八年(二)

戸田 作 造

## 目 次

- 一、趣意の告白
- 二、檢察、裁判、行刑
- 三、刑務所の特質(以上前號)
- 四、紀 律
- 五、清 潔
- 六、禮 儀
- 七、簿表に關する事務問題
- 八、土地の愛護及終結

## 四 紀 律

若し夫れ、行刑精神乃至或は刑務精神とも言ふべき特殊の精神なるものがありとすれば、其れは「紀律精神」だと言ひたい。少くとも刑務所が紀律の府なることは近代自由刑制度始まつて以來のモットーであり、信條である。森嚴なる紀律の保持は刑務所の生命であると言ふよりも、寧ろ森嚴なる紀律其れ自體が刑務所であると考へねばならぬ。

其れならば、紀律とは如何なるものであらう乎。此の事に付いてはその重要性の割合に學者、識者の間に於て教へらるゝ所が尠いやうである。私は唯、故小河滋次郎博士から紀律の正體とも言ふべきものの説明を聞いたことがある。博士曰く、『紀律の要諦は、鞍上人なく、鞍下馬なき境地である』とのことであつた。

惟ふに之は乘馬者に於ける人と馬との一和化せるが如く、刑務所と其の紀律とが一體化せし状態を指して紀律の要諦だと教へられたのではあるまい乎。換言すれば、刑務所内の人と諸物件と諸状況とが互に正しく紀律と言ふ觀念の中に氣息融合し、其の融合したる氣息の焦點に「人」なく、「馬」なく、「物」なしとの状態こそ、紀律の妙諦或は要所だと説明せられた譯ではあるまい乎。之を要するに、自己の全身心が紀律だと考へてゐたならば、紀律の見所に間違ひはあるまいと思ふのである。

而して刑務所に關する紀律と言ふことは、法律命令が一定の規準を定め、之を遵守せしめる場合もあるが、それは眞に一小角度に過ぎずして、多くの場合紀律は人が任意に作るものである。

紀律の定義を一言にして盡さんとするならば、紀律とは「整齊正しき自然の状態」と定義付けたいものだと思ふ。この定義は、その言頗る簡ではあるが、其の範圍は随分廣汎なるものである。四面悉皆紀律なりと言ふことも出來得るであらう。之を大別すれば、第一、人に關するもの、第二、物に關するもの、第三、心即ち精神的なるものの三面に別つことが出來得る。但し世態即ち宇宙間の状態は第一に形態的方面、第二に音響的方面、第三に色合的方面とも言ふべき三要素が結合されて出來上つてゐるやうにも觀察せらるるが故に、斯の如き觀點に基き大別することが許容され得るかも知れぬ。

其の何れにしても、最も大切なる點は、心即ち精神的なる方面であることは言を俟たぬ。精神に於て紀律が充分に

確立されてゐるならば、人に對しても、物に對しても即ち己の欲する所則を超えざる境涯に到達する譯であつて、全面的に互り紀律整然たるを得る筈である。

私は杉野及永田兩典獄に師事すること相當久しきに互つたが、兩氏とも彼の九州の長崎と言ふ暑い所に居られて、團扇を使はれたことを一度も見なかつた。又上衣を脱いで、涼を取られたことも一度も見なかつた。之は事實である。事務室の机上乃至其の周邊の整頓、取片付け乃至掃除など不行届のことがあつたならば、非常に八ヶ間敷かつた。刑務所内に於てはスリツパの穿用を許されなかつた。況んや制服着用者が袴や上衣のポケットなどに手を差入れて、姿勢服装を亂すが如きこと等絶對禁物であつた。一事が萬事、他は推して以て其の全貌の如何を窺知し得るであらう。

嚴肅なる刑務所紀律を確立せられ、遂に今日あるに到らしめられたる功績は、何と言つても先代典獄各位の心血を濺がれたる努力の賜なることを茲に確言して憚らぬ。我等は先代典獄の此の著大なる功績に對し、深く自ら反省を加へ恩義に報ゆる所がなくてはならぬと思ふのである。

監獄法第五十九條に「在監者紀律ニ違ヒタルトキハ懲罰ニ處ス」と規定してゐるが、肝腎なる紀律と言ふ事項に付ては、唯僅に統計表の見出しに懲罰事犯の種類として概念的に掲ぐるのみに過ぎずして、其の他に於ては何等規定する所がない。今更不服を唱へる譯ではないが、このことは確に當時の立法者の不用意であつたと思ふ。故に刑務官吏は紀律を作つてゆかねばならぬ筋合になつてゐる。此の點より見ても亦、紀律の重要性が自ら理解し得られるであらう。

五 清 潔

前項に述べたる紀律問題と、本項に言ふ清潔のこととは、互に相交錯し、兩者の分界點が殆んど不明なる乎の如き場合もあるが、紀律と言へば、結局秩序觀念に屬し、清潔と言ふのは塵芥其の他の汚物の清掃、拂拭のことを指稱するのが通念であり常識である。一步進めて言へば即ち清潔とは「被ひ、清め」と言ふことの象徴作用でもあると思ふ。

上代より引續き、我が日本國民は非常に潔癖家であつたとのことである。祝詞に「禊ぎ」、「被ひ」、「清め」などとあるのは即ち之が爲であらうと思ふ。同時に我が日本帝國が窮りなく榮えに榮え行く所以のものも、是等が多くの原因を爲してゐるのではあるまい乎。

之に反し、不潔は亡國の因であらねばならぬ。殷鑑遠からず、我に隣接する彼岸の諸國の状態を見よ、容易にこれを肯定し得るであらう。

國家の問題などは暫く措き、個人的に之を見るに、各人銘々清潔を保持すれば、必ず健康であり、不潔であれば必ず病魔に冒され易いであらう。

紀律問題と同様に、清潔のことも亦刑務所の生命線であるから、之を忘却してはならぬ。收容者を活かすも殺すも、紀律と清潔の問題に因つて之を左右することが出來得ると言つても敢て過言ではあるまい。凡そ刑務官として、此の點に確固不拔の信念を有たぬ者はないと思ふ。されば刑務所は實に一面清潔の殿堂であり、亦必ず、斯くあらねばならぬ筈のものである。

清潔の領域は之を有形的のものと、無形的のものとの二つに別つことが出來得る。其の有形的のものとは、言ふま

でもなく清掃、拂拭、排泄、焼却等眼に見え、手に觸れ得る形體的方面に屬するものである。序に茲に實踐問題として一寸注意して置きたいことは、先づ第一に清潔は宜しく隠れたる箇所より徹底せしめると言ふこと、第二に洗ひ清める筈なのに、洗ひ汚すといふ全然正反對の勞働空費を避けねばならぬといふ點である。それは例へば洗滌、拂拭用の水が不潔であるならば、之を用ひて洗滌、拂拭せし跡は却つて數倍原状よりも不潔になり、これこそ全く文詞通りの有害、勞務空費なるに拘らず、而かも斯の如き實際狀況は各官廳は勿論のこと、個人の家庭的諸設備に於てすら世上到る所、常に能く認める事實であつて、甚だ遺憾に思つてゐる次第である。

無形的のものとは人心の清潔問題である。事實人心さへ清潔であるならば、他は枝葉末節だとも言へるであらう。其れは兎も角、人心さへ清潔であるならば、總ての清潔諸問題は自然に被ひ清め得られる譯である。

又、如何に整秩、清掃共によく整ふと雖も、人心麗しからずんば、整ひし整秩も、清掃も共に其れは偽善、偽裝なるを以て、我等は常に無形的の清潔即ち我が心の清潔を保全することに、細心の注意を拂ひ工夫を凝さねばならぬ。

刑務所内の清潔が物・心兩方面に徹底完成されるとき、收容者は感化更正するであらう。但し、茲に所謂感化更正と言ふことには深い、廣い意味が潜在してゐることを附言して置く。之に反し刑務所内の清潔問題が影薄くなつたとせよ、其れは總て收容者に幾多不善の諸影響を齎らすことを強記すべきである。

### 六 禮 儀

茲に禮儀と言ふのは、刑務官禮式法に交渉するとか、或は又特殊の場合に於ける儀禮様式とか言ふ方面などには全く關係なしに、普通一般の常識となつて居る範圍の禮儀を指す意なることを先づ釋明して置きたい。

昨今漸く禮儀、作法と言ふことが一つの社會問題として取り上げられるに至つたことを會心の至りに感じてゐる。禮儀が正しければ正しき程、文明人であつて、其れが粗野なれば粗野なる程、野蠻人ならざるを得ぬであらう。

一國の文野をトせんとするならば、宜しく先づ、其の國の刑務所を見るに如かずと言へるが如く、其の文野の測定標準は禮儀の如何に因つて代表すとも之を見ることが出來得よう。聖徳太子の十七ヶ條憲法第四に『群卿百僚ハ禮ヲ以テ本トセヨ、ソレ治民ノ本ハ要スルニ禮ニアリ、上禮ナラスハ、下齊ハス、下禮ナケレハ必ス罪アリ、是ヲ以テ君臣禮アリテ位次亂レス、百姓禮アリテ國家自ラ治マル』と諭し賜へり。實以て難有きことではない乎。

然るに、世界大戰後、大凡現今に至るまで、世は随分禮儀作法が亂れたと言ふべき乎、廢れたと言ふべき乎、兎も角も何所とはなしに、世間一般の風潮が生意氣じみて來たやうに見える。

尊敬すべき地位の人、乃至年配の人に對し、心からなる敬虔の態度、素振り程上品なものはない。之に反し、上位に在る人が下位者だからとて、これを侮蔑するが如き言行態度程、野卑にして見悪いものはない。

國家は國家として、社會は社會として其れ相應の關係に於て禮儀が最も正しく取行はれねばならぬ。就中、刑務所に在つては、禮儀を殊の外美しく強化されねばならぬ特性を有つてゐる點に注意せねばならぬことは、今更言ふまでもない。即ち刑務官吏自ら禮儀の範となり、之を收容者に及ぼし、彼等をして、實に上品なる禮儀作法人に養成せねばならぬ。何となれば、禮儀作法は正に更正の第一門とも言ふべき程、大切な役割を有つものであるからである。

言ふまでもなく、禮儀は形式に關する方面即ち服裝、姿勢、言語、舉動等と、内容に關する方面即ち心からなる精神的のものとの二方面があるから、此の兩者が正確に、表裏一體なることを絶對的必要條件とする。形式上の諸要件が如何に整ふと雖も、内心之に添はざるときは、虚禮又は偽禮となり、阿諛となり、欺瞞ともなるであらう。其れ故

に、我等が常に注意を拂はねばならぬ禮儀上の要點は、内容に關する方面である。何時、如何なる場合に於ても、眞心の籠つた、自然に出發する精神的の禮儀でなくては、實は禮儀ではない譯だ。斯くあつてこそ、初めて自己の人格を維持することが出來得るのである。

私は禮儀には、休養もなければ、中斷、停止も共にあるべき筈のものではないと思つてゐる。例へば、苟くも知人たる以上、同僚たる以上、見知つた人たる以上は、場所の如何を問はず、互に近寄つて親しく禮儀を交換するのが當然なる人の道であり、人の人たる所以であらねばならぬ筈である。然るに一寸場所が違へば、知つて而かも知らぬ素振りをするとか、時としては、故意に視線を避けんと努むる人すら往々之を見受けるやうだ。斯の如き態度は互に能く反省に反省を加へ、以て禮儀觀念の美しき姿を保全したいものである。

禮儀は亦、對人的のものと、對物的なるものにも、之を區別することが出來得る。前者に就ては唯二、三の角度に過ぎないけれども既に説いた。後者即ち對物的方面に付ても亦、慎重考慮を加ふべきである。

### 七 簿表に關する事務問題

今更、簿表に關する事務などと言ふことは餘りに平凡事ではないか。人よく之に慣れ過ぎてゐる當今ではない乎。貴重なる刑政誌面を無駄するものとの譏を受けるかも知らぬが、決して左様ではないだらう。

實の所、刑務所は一面簿表事務の場所だとも之を見ることが出來得る。即ち刑務所に於ける簿表に關する事務は毫釐間違ひがあつたとすれば、其れが直ちに收容者に影響し、行刑目的の根柢に龜裂を生ぜしめるからである。此の點、他の官廳と全然その趣を異にしてゐる。是が私の言ふ「刑務所は一面簿表事務の場所」だとする所以である。更に事務の分量の上より見ても刑務所に於ける簿表事務は、決して尠いとは言へない。作業、用度の事務などに至

つては、随分多量に上つて、而かも細密に互つてゐる。刑務所の簿表事務は其れ丈に於てすら、確に一個の専門科學をなしてゐるだらう。

閑話休題、簿表事務の問題と刑務所の生命たる紀律、清潔の問題とは密接なる因果關係がある。即ち紀律、清潔の問題が整然確立すれば、之に伴ひ、簿表事務も整理が行届くやうになるものだ。之に反し、簿表事務の取扱ひにして、不整理に陥らんか、恰も、これと相呼應したるかの如く、紀律、清潔共に二つながら自然に亂れ行く、實に妙なものである。

茲に最も注意を要する重點は紀律、清潔、而して簿表事務、此の三者が整然確保せられたる時、所内の人心亦張り切つて、緊張するものだといふことである。影の形に添ふ如く、人心に影響する點が簿表事務上の要點であらう。

一口に簿表事務又は筆記計算事務と言ふが、これを如何に纏めて表現せば、意義を盡すであらう乎。簿表事務に關する限り、或は「事實の表現」、又は「實體の映寫」若くは「事實の證明」とも定義したならば、當らずとも遠くはあるまいと思ふ。

果して然りとせば、簿表事務の衝に當る職員は常に事實乃至實體の捕捉を忘れてはならぬ。例へば食料物品の受拂、購入事務の如き、毎日現品を檢討し帳簿と照合すべきである。一事が萬事、總ての簿表事務全く然りである。之を要するに、簿表と實物との對照、これが簿表事務と言ふのである。簿表と實物とは恰も別個なるが如き執務状態が常に間違を生じてゐる。斯の如きは事務ではないと言ふのが私の簿表事務觀である。之に對する盡きぬ材料は暫く措くこととし、唯次の數項だけに付愚見を述べて置きたい。

一、諸法令は勿論のこと、本省より發せらるる訓令及隨時の通牒等はこれをよく遵守實行するを要する點が刑務所の特質とも言ふべき任務なるを以て、事案、例規に屬する訓令、通牒等に接したる時は、直ちによく趣旨を研究

し、本所、支所共に實行し得られるやう、即應内規を制定すること。これ即ち本省の訓令通牒に權威あらしめ、遵法の範を示すべき司法省系統の官廳たる所以の道であるばかりでなく、本省の通牒、訓令は一般的なる筈のものであるが故に、各刑務所の實情に合致せしめる細則なるものが必ず要求されるからである。

二、内規を作る場合は、内規だからとて、決して之を輕視してはならぬ。一字一句も疎にせず研究を加へ、條文の書方など諸法規の書方に範を求むべきである。

三、諸帳簿には其の卷首に該帳簿發生の根據法令、帳簿の目的、運用方法、保存年限等出來得る限り詳細に明記し、之を凡例として、所長以下所管課長、取扱主筆者等認印し置くことは必要なる方法である。依つて以て、斯かる方法より生ずる利益は決して尠くないであらう。

四、簿表の名稱、冊數等は系統を樹て、直に便覽し得るやう、是亦内規として定め置く必要があらう。然らざれば、實は檢閲調査も出來得ぬ譯である。

五、諸法規及本省の訓令通牒に基く所定の檢査制度の勵行は固よりのことだが、其れ以外簿表全部に互り、月一回位の程度に於て成るべく所長自ら檢閲する方法を樹てるとは各般の角度より見て必要なることであらう。此の方法は長山所長の後を承け岡山に赴任した時、御手型を教へられ大に感じた譯であつた。

六、書類は必ず、一事件毎に前後を正し、一括せしめねば顛末不明に陥るが故に、各課長諸君は書類の整頓に付此の上共に注意せられんことを念願して止まぬ。

事務の整頓が能く行き届いた時の氣持は實に爽快なるものである。人生上の幸福は此の邊にも、見出し得らるると信ずるままに提唱したに過ぎぬ。

## 八 土地の愛護及終結

地所は非常に大切なるものであつて、寸土、尺地も粗末に取扱ふことは許されぬ筈である。但し司法省所管の用地は狹隘其のものであつて、愛護の線を遠く超越え、要求の線に在るのだが、茲に所謂土地の愛護と言ふ意味はこれとは違ひ、與へられたる範圍に於て之をより經濟的に管理しやうとの方面である。例へば、姫路少年刑務所には事務所前庭に立派なる松の老樹がある。賣却すれば幾百圓と言ふ價值を有つてゐると永田同所長より御話を聞いた。元の巢鴨刑務所の茶の栽培などは、著明なる土地の經濟的利用の範であらう。熊本刑務所には舍房其他廳舎等の窓口の日蔭として、桐樹を植ゑ込んである、伐採せば相當の收入があつたやうに記憶してゐる。同所には又、土波の上部等に至るまで茶樹を植ゑ、収益を収めてゐた。小菅刑務所並に小田原少年刑務所に於ける櫻樹など、金錢的の収益としては算ふるまでに至らざるものではあらうが、精神的利益、換言すれば精神經濟の上より見れば、實によく土地が愛護されてゐると思ふ。調べれば類例事實尠くはないだらう。

私は「土地の愛護は邊隅より」と言ひたいのである。斯の如き心懸けを以て、土地に對し刑務所の管理を進め、後代子孫の爲に或る種の功德を貽したいものである。

平沼總理大臣閣下は、其の就任せらるるや、國民に對し萬民輔翼、總親和、總努力なるべきを教へられ、更に政治の道は一點私心なく、神の心を以て心とす云々と言はれたる旨の、新聞所載の記事を見て、何とも言へぬ難有さの感に打たれた。行刑官吏は殊更に私心があつてはならぬ。眞に文字通り滅私奉公の範たるべきである。私が貧困を省みず敢て、本編「行刑奉公三十八年」を草せし意念も、其の全部が一點私心はない。此の點俯仰天地に恥ぢぬ。讀者諸兄よく之を諒せられんことを希ふ。(了)





官録	八五石
一	八五石
二	六七石
三	五〇石
四	三三石
五	二六石
六	二〇石
七	一五石
八	一〇石
九	一〇石
十	一〇石
十一	一〇石
十二	一〇石
十三	一〇石
十四	一〇石
十五	一〇石
十六	一〇石
十七	一〇石
十八	一〇石
十九	一〇石
二十	一〇石
二十一	一〇石
二十二	一〇石
二十三	一〇石
二十四	一〇石
二十五	一〇石
二十六	一〇石
二十七	一〇石
二十八	一〇石
二十九	一〇石
三十	一〇石
三十一	一〇石
三十二	一〇石
三十三	一〇石
三十四	一〇石
三十五	一〇石
三十六	一〇石
三十七	一〇石
三十八	一〇石
三十九	一〇石
四十	一〇石
四十一	一〇石
四十二	一〇石
四十三	一〇石
四十四	一〇石
四十五	一〇石
四十六	一〇石
四十七	一〇石
四十八	一〇石
四十九	一〇石
五十	一〇石
五十一	一〇石
五十二	一〇石
五十三	一〇石
五十四	一〇石
五十五	一〇石
五十六	一〇石
五十七	一〇石
五十八	一〇石
五十九	一〇石
六十	一〇石
六十一	一〇石
六十二	一〇石
六十三	一〇石
六十四	一〇石
六十五	一〇石
六十六	一〇石
六十七	一〇石
六十八	一〇石
六十九	一〇石
七十	一〇石
七十一	一〇石
七十二	一〇石
七十三	一〇石
七十四	一〇石
七十五	一〇石
七十六	一〇石
七十七	一〇石
七十八	一〇石
七十九	一〇石
八十	一〇石
八十一	一〇石
八十二	一〇石
八十三	一〇石
八十四	一〇石
八十五	一〇石
八十六	一〇石
八十七	一〇石
八十八	一〇石
八十九	一〇石
九十	一〇石
九十一	一〇石
九十二	一〇石
九十三	一〇石
九十四	一〇石
九十五	一〇石
九十六	一〇石
九十七	一〇石
九十八	一〇石
九十九	一〇石
一百	一〇石

備考 外ニ上小使(五兩二分)四人。下小使(五兩)四人。船子(五兩二分)六人ヲ置ク。  
本表ハ刑部省ヨリ民部省ヘノ回答書ニ依ル(法規分類大全官制門)。

(二) 地方の司獄職制

元年八月、京都 次に地方に在りては政府は先づ元年八月京都府職制を定め、分課して府の分課を定む 市政局、郡政局及伏水役所の三とし、各局更に掛を分ち市政局に於ては聽訟方、斷獄方、庶務方、社寺方、會計方、捕亡方、營繕方及驛送方の八掛を置いた。蓋し最初に京都府職制を定め、各地方をして之を模範として各其土地民俗に照して取捨撰擇の上制度を立てしめんとしたのである。而して京都府の禁囚及牢獄の取締は捕亡方(書記)をして管掌せしめ之に下目付(書記)及下用掛(筆生)の二職を附屬した。

元年十月、藩 次で同年十月藩治制を布き藩主の下に執政、參政、公議人の三職を置き、越て十二月奥羽地方に特別地方官制を布き諸藩取締、奥羽各縣當分規則を制定し、牢番、門番、小使等は知事の見込を以て採用し、人數、月給等を届出しめた。

二年七月、地方官制制定後の府藩縣の分課

翌二年六月には各藩の藩籍奉還を允し、七月中央官制の更定と共に地方官制を定め、左の諸官を置き、藩は藩主を知藩事に任じ藩政を執らしめた。當時八府二十六縣二百六十二藩を算し、天下の人民は悉く朝廷に歸し王政復古の實始めて擧つた。當時未だ分課、職制の定めなかりしも、府縣は概ね民政、地方、監察の三局を置き、聽訟、斷獄、捕亡の事は民政局をして掌らしめ、囚獄掛を置いた。藩の分課、職制は依然舊制に依り頗る區々なりしが、三年九月藩制の制定を見るや「分課を置く事、會計、軍事、刑法、學校、監察の類の如し」と例示したる爲、概ね之に類似の分課を置くに至つた。

一、府縣官官等並官録 (明治二年八月改正)

官等	府		縣	
	知事	大參事	知事	大參事
五等	知事	大參事	知事	大參事
六等	知事	大參事	知事	大參事
七等	知事	大參事	知事	大參事
八等	知事	大參事	知事	大參事
九等	知事	大參事	知事	大參事
十等	知事	大參事	知事	大參事
十一等	知事	大參事	知事	大參事
十二等	知事	大參事	知事	大參事
十三等	知事	大參事	知事	大參事
十四等	知事	大參事	知事	大參事
十五等	知事	大參事	知事	大參事
十六等	知事	大參事	知事	大參事
十七等	知事	大參事	知事	大參事
十八等	知事	大參事	知事	大參事
十九等	知事	大參事	知事	大參事
二十等	知事	大參事	知事	大參事
二十一等	知事	大參事	知事	大參事
二十二等	知事	大參事	知事	大參事
二十三等	知事	大參事	知事	大參事
二十四等	知事	大參事	知事	大參事
二十五等	知事	大參事	知事	大參事
二十六等	知事	大參事	知事	大參事
二十七等	知事	大參事	知事	大參事
二十八等	知事	大參事	知事	大參事
二十九等	知事	大參事	知事	大參事
三十等	知事	大參事	知事	大參事
三十一等	知事	大參事	知事	大參事
三十二等	知事	大參事	知事	大參事
三十三等	知事	大參事	知事	大參事
三十四等	知事	大參事	知事	大參事
三十五等	知事	大參事	知事	大參事
三十六等	知事	大參事	知事	大參事
三十七等	知事	大參事	知事	大參事
三十八等	知事	大參事	知事	大參事
三十九等	知事	大參事	知事	大參事
四十等	知事	大參事	知事	大參事
四十一等	知事	大參事	知事	大參事
四十二等	知事	大參事	知事	大參事
四十三等	知事	大參事	知事	大參事
四十四等	知事	大參事	知事	大參事
四十五等	知事	大參事	知事	大參事
四十六等	知事	大參事	知事	大參事
四十七等	知事	大參事	知事	大參事
四十八等	知事	大參事	知事	大參事
四十九等	知事	大參事	知事	大參事
五十等	知事	大參事	知事	大參事
五十一等	知事	大參事	知事	大參事
五十二等	知事	大參事	知事	大參事
五十三等	知事	大參事	知事	大參事
五十四等	知事	大參事	知事	大參事
五十五等	知事	大參事	知事	大參事
五十六等	知事	大參事	知事	大參事
五十七等	知事	大參事	知事	大參事
五十八等	知事	大參事	知事	大參事
五十九等	知事	大參事	知事	大參事
六十等	知事	大參事	知事	大參事
六十一等	知事	大參事	知事	大參事
六十二等	知事	大參事	知事	大參事
六十三等	知事	大參事	知事	大參事
六十四等	知事	大參事	知事	大參事
六十五等	知事	大參事	知事	大參事
六十六等	知事	大參事	知事	大參事
六十七等	知事	大參事	知事	大參事
六十八等	知事	大參事	知事	大參事
六十九等	知事	大參事	知事	大參事
七十等	知事	大參事	知事	大參事
七十一等	知事	大參事	知事	大參事
七十二等	知事	大參事	知事	大參事
七十三等	知事	大參事	知事	大參事
七十四等	知事	大參事	知事	大參事
七十五等	知事	大參事	知事	大參事
七十六等	知事	大參事	知事	大參事
七十七等	知事	大參事	知事	大參事
七十八等	知事	大參事	知事	大參事
七十九等	知事	大參事	知事	大參事
八十等	知事	大參事	知事	大參事
八十一等	知事	大參事	知事	大參事
八十二等	知事	大參事	知事	大參事
八十三等	知事	大參事	知事	大參事
八十四等	知事	大參事	知事	大參事
八十五等	知事	大參事	知事	大參事
八十六等	知事	大參事	知事	大參事
八十七等	知事	大參事	知事	大參事
八十八等	知事	大參事	知事	大參事
八十九等	知事	大參事	知事	大參事
九十等	知事	大參事	知事	大參事
九十一等	知事	大參事	知事	大參事
九十二等	知事	大參事	知事	大參事
九十三等	知事	大參事	知事	大參事
九十四等	知事	大參事	知事	大參事
九十五等	知事	大參事	知事	大參事
九十六等	知事	大參事	知事	大參事
九十七等	知事	大參事	知事	大參事
九十八等	知事	大參事	知事	大參事
九十九等	知事	大參事	知事	大參事
一百等	知事	大參事	知事	大參事

備考 地方官ノ官等ハ五等ヲ最高トス 二、地方官制 (明治二年七月改正)

府	藩	縣
知事(一人)	知事(一人)	知事
大參事	大參事	大參事
少參事	少參事	少參事
大屬	大屬	大屬
少屬	少屬	少屬
史生	史生	史生

三年十二月、新律綱領頒布に依り各地は相次で徒場を設く 元年十月假律の制定に依り新に徒刑制度の採用を見るや、各府、

藩、縣は舊寄場を以て徒場に充て若しくは舊牢舎の一部、米倉、糶倉等を以て之に假用せしが三年十二月新律綱領の頒布に依り徒刑の制略確立するに至りたる爲各地方又漸次徒場を増設し徒場の整備改善に意を用ふる所あり徒場は遂に最重要なる刑罰執行機關となるに至つた。從て各府縣は囚獄掛の外に徒刑場掛を置き屬、史生等をして之に當らしめ、其下に種々の下役を置いた。當時の地方囚獄及徒場職員の配置は概ね左の如くにして、徒場の職制は石川島寄場の職制に倣ふものが多かつた。

一、福島縣徒場役員 (明治三年十二月)

- 1. 總括 參事 2. 教諭 正權大屬一人 (聽訟局より兼務)
- 3. 督業方 捕亡二人 (聽訟局より) 4. 督業補助 徒人三人より十人に付一人を増し 人迄は二人其餘 徒人五十人に付六人

二、岩鼻縣囚獄及徒刑場職員 (明治三年十二月)

囚獄掛(未決監の長) 准史生一人。

下番小頭一人 (月給三圓五十錢) 下番一人 (月給三圓)

徒刑場掛(已決監の長) 少屬一人。

同會計掛 等外出仕一人。同人足差配方 雇三人。同差配方兼仕丁 雇一人。同焚出世話方 雇一人。同門番 雇一人。同醫師 一人 (一人扶持)

B 後 期 (廢藩置縣後)

明治四年七月廢藩置縣の大改革成り封建の制度全く廢せらるゝと共に再び官制の改革を行ひ、新に太政官及外務、大藏、兵部、文部、工部、司法、宮内等の各省及開拓使を置き尙太政官は正院左右兩院に分つた。正院は天皇親臨して萬機を總判し之に太政大臣、納言又は左右大

り、監獄改良の先驅たらしむべきではなかつたかと考へる。

一、河村司法大錄建白書

前謹で熟案するに囚獄、徒場は固より其地方官に屬する所の者にして各府縣に於て設置せざる所なし、而して獨り東京府に於て之の設けなく唯刑部の獄を借て囚を繋し唯刑部の徒場を請ふて囚を役す、是以て獄舎の囚徒を數ふるに大半東京府所屬の囚徒にして刑部の囚徒二十分の一に不過徒場と雖も亦然り、故に今獄中を問へば皆盡く府の囚徒にして地所を問へば、皆盡く府の所管、凡そ囚徒の疾病事故、刑殺、出入等の諸事雜務あれば皆東京府の事に關せざるなく、唯關せざるなきのみならず往復贈答の煩勞不便利云に堪へず、唯不便なるのみならず徒場の苦役と雖も亦法の如くならず、是東京府自ら爲す能はずして刑部に寄せ管せしむる故なり、然則名は刑部の關する所の獄舎、徒場と雖も其實は皆東京府の獄舎徒場に非ずや何ぞ今刑部に附

一、金澤縣 徒刑場 職員 (明治五年五月)

臣、參議、樞密使等を置きて庶政を統督するの府と爲し、右院は各省の長官、次官を以て組織し、以て諸省の重要事項を審議し當務の法案を草し、行政實際の利害を審議するの府とし、左院を以て立法院とし議長議員 (後議官と改む) を置き、國憲、民法等を編纂し又諸建白の是否を審辨せしめたが、翌八月納言、樞密使を廢し且神祇官を神祇省と改めて諸省の中に加へ、中央集權の實漸く全きに至つた。

四年八月、囚獄司を廢止し囚獄、徒場事務を地方廳に委す

然るに四年八月司法省は司法大錄河村虎雄の左記建白書を採納して同省所管囚獄司を廢止し、囚獄徒場の事務は中央地方を通じて總て地方官に委任し、同省は單に此等の事務を總轄するに止めた。河村氏建白の趣旨とする處は、要するに東京府との交渉事項多く寧ろ同府に移管して命令一途に出づるを便とするといふに在つたが、中央地方を通じて獄舎管理の方法を歸一する事は行政組織の上よりしても當然の要求といふべきであつた。かくて東京府との懸合等による手数を省き執務上多大の便宜を得た事は云ふ迄もないが、之を我國獄制改革の大局より見れば、尙暫く中央官廳に於て東京獄舎を直轄し之が改善發達を圖

四年十月府縣の事務分課を定む

越て十月府縣官制を改定し府知事、縣令の外參事、典事を置き、次で十一月縣治條例を發布し縣治事務章程及縣治職制を定め、縣廳事務は庶務、廳訟、租稅及出納の四課に分ちて之を分掌せしめ、典事之が課長となり警察並に司獄に關する事務は概ね聽訟課をして管理せしめた。(一)

府の分課は東京府は四年八月常務局内に囚獄掛を置き囚獄、徒場の事務を管せしめしが、間もなく囚獄掛の外に徒場掛を置いた。(二)大阪府は明治五年一月大阪府職制を定め廳内に庶務、監察、外務、市務、郡務、勸業、戸籍、聽訟、鞠獄 (支課に取締掛、徒刑掛、囚獄掛を置く) 土木及出納の十一課を設け、(三)京都府は庶務、租稅、聽訟及出納の四課を置いた。

尙當時の徒刑場及囚獄職員の配置の狀況は左の如くであつた。

官職名	等外出仕 (年十石)	附屬 (年十二兩)	醫師 (町區一人宛)	棟取	賄方	道具番	勢子	計	小使
現員	四人	九人	三人	三人	三人	二人	一六人	三四人	二人

二、京都府徒刑掛職員 (明治四年七月)

官職名	小屬	權少屬	附屬	課丁	門番	定抱	焚出場
現員	一人	三人	五人	一〇人	四人	二九人	小使 五人

備考 定抱二十九人中四人ハ府廳詰ナリ。  
本表ニハ出納用度掛府廳出張員權少屬一人、  
附屬二人ヲ含ム。

三、山口縣徒場職員 (明治五年五月)

官職名	十三等出仕	等外一等	等外五等	小使	門番	肝煎
現員	一人	一人	二人	二人	六人	二人

四、東京府囚獄職員 (明治四年十二月)

明治監獄年譜明治四年之部參照

- (一) 然るに明治五年八月司法省は我國司法制度の確立を期すべく太政官達無號を以て司法職務定制を定め漸時府縣に裁判所を置き檢事局を附置するに至りたるを以て此等裁判所設置の府縣に於ては聽訟課を廢止し同課に屬したる大屬以下の職員及捕亡吏等は二分されて其一部は檢事局に屬して司法警察事務を專掌し其一部は府縣庶務課に屬して専ら地方の警邏取締並囚獄懲役場の管理等に任じた。當時地方囚獄懲役事務にして庶務課に屬するもの少なからざりしは全く之が爲である。
- 1 埼玉縣は明治五年八月埼玉裁判所新設に伴ひ監獄を庶務課の所管に移す。明治四、五年埼玉縣徒場諸伺届留)
- 2 濱松縣は明治七年(月不詳)定むる處の章程に依れば聽訟課中聽訟掛、監獄掛、斷獄掛、記録掛の四課を置いた。(静岡縣治記事)
- 2 愛媛縣は明治六年五月聽訟課に徒懲掛を置き獄務を司掌せしむ。(松山刑務所沿革)
- 4 石川縣は囚獄所懲役場を聽訟課に屬する旨明治八年二月の記録に記載あり。(小松懲役場決議留)
- 5 千葉縣は明治六年七月庶務課中監獄掛を置き未決既

- 6 決の獄を監督し囚人外出の方法を按ずることを掌らしめしが七年一月監察掛を警保掛と改稱す。(千葉縣監獄沿革)
- (一) 名東縣は明治七年十一月懲役場を庶務課の所轄に屬す。(徳島監獄沿革史)
- (二) 明治六年二月東京府常務局を庶務掛と改稱し別に運上所、囚獄、徒場の三掛を置き後幾何もなく運上所を税關と改め徒場掛を懲役場と改稱す。
- (三) 六年四月取締役の職制を設け囚獄、懲役の分課を置き七年六月取締課を警察課と改め九年三月更に第四課と改めた。

五年六月、篤志教誨を許す

越て五年四月教部省は新に教導職員して置く、全國の神職、僧徒等を動員して廣く國民教化運動に着手するに至り、同年七月名古屋眞宗大谷派西寺啓漂、同八月東京眞宗大谷派仰明寺對岳其他囚徒に對して説諭方を志願稟請して許された。爾來神儒佛教派の篤志教誨盛に行はるゝに至つたが、尙未だ容易に囚獄徒場の職員若くは吏員と認むる程度に至らなかつた。(二)

- (一) 明治五年四月教導職の等級表を定め、一級大教正より十四級權訓導に至り、教正及講義は各六階級、訓導は二階級とした。大教正以下總て俸給を給せず、一級は二等官に準じ以下之に倣つた。
- (二) 教誨師に對し月給定額を給與し定詰職員として採用せるは、明治八年八月山梨縣に於て甲斐國互摩郡廣

五年八月、監倉制度の一般的採用

監倉制度の採用は明治三年十二月刑部省に隣接せる舊關老邸の屋舎を補修して監倉事務取扱所を創設せるに始まるのである。監倉設備は其源を新律綱領閏刑の規定に發するのであるが、明治五年八月司法省職務定制中「裁判所内監倉規則」を定め、「犯人を捕縛し至り其罪狀疑ありて未だ其證を得ざる者、並に不時糾問すべき者は之を監倉に留む。糾問して實を得れば重輕に隨ひ或は之を囚獄に送り或は之を管轄官吏町役人若くは親類等に保責して管照せしめ、其無罪なるは放還す」と規定し、一般未決囚の一時拘禁所にも使用するに至つた。(一)而かも其實際に於ては漸次其未決拘禁期間は延長せられ、明治八年一月調に依れば監倉

に一年以上拘禁せらるゝ者全國合計二百四五十名を算するに至り、殆ど囚獄と同様の目的に使用せられ囚獄、監倉の拘禁区分は一に裁判官の便宜に隨ふに至つた。

東京に於ける監倉事務取扱所は司法省の直轄とし、其他は各裁判所之を管したが、明治九年二月大警視川路利良の上陳(二)に因り内務省の總轄に移し、東京は警視廳、地方は其所在地の使府縣に司管せしめた。移管當時監倉の設備ある地方は、司法省の外大阪、神奈川、兵庫等十六ヶ所であつた。(三)監倉内の處遇は概ね囚獄に同じく、婦女、兒童、病囚を分禁し、毎日一時間の運動、毎月六回の入浴を爲さしめ、囚人病あれば醫員をして診察せしめ、重病者は病室に移し治療せしめた。(四)

監倉職員は左表の如く判任官、醫官、守卒等を置いたが情願領置差入非常時の避難等は總て裁判所之を指揮監督した。

監獄職員調 八年七月(概算高) 九年六月(概算高)

職員	監倉名		備考
	官名	員數	
判任官		一〇	上記の外に若干の權取人を置く
		二、二四四	

俟たず、而して其之を繋留する所以のものは唯其逃亡若くは同類の協謀等を防駭するに在り、罪人を以て之を待つものに非ざるなり、加之未決囚人の進退を裁判官に付するときは警察官は其起居動靜を査覈する能はず、然らば則ち未決囚の進退は偏に裁判官の獨決に歸するもの、如し、苟も此の如くなれば裁判官にして私を挟み故らに其罪を出入せんとするが如きあるも誰か能く其冤枉を證せんや、然るに議者或は曰ふ裁判所の監倉は一時の留置所なり、裁判官躬自ら之を主管せざれば頗る便利を失ふべしと、是大に然らず往年廣澤參議の害に遭ふや其從者起田正一四度星霜を経過し今日に至り猶未決監倉中に呻吟す、其他一年以上の者現に二百四五十名、猶之を一時の留置所と爲すを得んや、且佛國の制を參考するに千八百十九年代より今日に至るまで巴里府下の獄舎並に重輕裁判所留置場等總て警察官の專任に屬せり、是に由て之を觀れば監獄事務は内務省の權内に屬し而して其管理は之を本廳に委任せらるゝもの其當を得るものとす。

(三) 司法省は明治六年七月地方裁判所檢事に對し「監倉の設備なき場所に於ては地方官へ示談の上從來の獄舎中を區劃し假監倉と定め、之が守卒、繩取人給料其外諸入費は悉皆裁判所より支給せしめた。

(四) 當時特に監倉の衛生に留意し、別に醫局章程(太政官達無號)を定めて監倉囚人の病疾を診狀する爲醫員四人を置き醫局を構成し、裁判所の指揮を受けしめたことは特筆せらるべきである。

法本省	監局官	
	等外守卒	醫局官
四	一、七六四	頭取人給料、小頭、副頭、五圓、十圓、二十圓、五十圓、臨時、平人四圓、一日、賃十錢
六〇	五、七二四	
一五	一、三二〇	
等外守卒	一、三二〇	
等外守卒四(等外一等一)	三二二	上記の外、頭取人六人(小頭一人、平人五)を置く

(一) 司法省は明治六年四月各裁判所檢事局に對し「監倉の囚は未だ初席の推問を経ざる者、又は極めて微罪にて一時拘留する者に限り候管に付、其他は一切監獄へ送付可致事、但し臨時裁判所に屬するの囚及不得已事由有之者は此限にあらず」と通達す。川路大警視上陳書

(二) 「裁判所内監倉は檢事局之を主管せしも疊に同局を變革するの後裁判官の主管に屬す、其事由當を失ふのみならず警察職務を障礙する亦甚し、何んとなれば囚人を裁判所内或は地方囚獄に繋留する等一に裁判官の指揮に委任するは裁判官の便宜に隨ふものにして、固より其種類に依て此區分を爲すの定法あるに非ず、均しく此未決の囚人にして繋留其處を異にするは何の謂なるを知らず、抑も囚人訟廷に於て其推れを受くるに當りては一時身を裁判官に委するも、既に訟廷を退くの後及びては復一般人民にして其之を保護するの任は地方官の責たる固より論を

左の諸氏は三月一日から現住所に滞留、行刑の學課及び實務に付、研究を積まれ、やがて母國の行刑第一線を指導すべく日夜勉學にいそしまれてゐる。

滿洲國刑務官日本留學生

安東監獄	保健 張平揮 (引率及監督者)
新京監獄	看守長 李寶璽 (通譯兼監督補助)
奉天第一監獄	分監長 蘇耀庭
克山監獄	看守長 李逢春
延吉監獄	同 干惠鄉
撫順監獄	同 毛文祥
昌圖監獄	同 佟毓芝
海龍監獄	同 王德文
安東監獄	同 戴寶謙
南監獄	同 吳維泉
瓦房店監獄	同 陳廣明
居所	東京市中野區新井町 豐多摩刑務所寄宿舎

# 北海道整地工事の概況

双木文四郎

全国統制の下に行はれた北海道の整地工事は、大集團の構外作業で我刑界に未だ曾て見ざるものであつた。場所は停車場から約二里〇〇刑務所よりは約七里位の距離があるので、交通は不便で曠野の中央である。果して此工事が豫期の如き成績を挙げ得らるべき乎、各方面よりは相當危慮の念があつたらしい。

工事は廣大な面積を整地する丈で特に六ヶ敷いことはないから、特別の技能を必要とするものは少數で足り、大部分の者は身體壯健で強き勞働に堪へ得れば宜しいのである。設計者に依れば

- 伐開 四萬貳千平方米
  - 切土 六拾七萬三千九百七十二立方米
  - 盛土 百八萬四千二百五十五立方米
  - 運搬土 四十一萬五千七百七十五立方米
- 外に輾壓土百五萬平方米と在るも、輾壓は機關操作と單獨作業となるから、受刑者の作業として相當な手數なるを以て辭退することにした。盛土は百八萬餘ではれを十一月末迄に完成

せしむる爲には、就業日數が百日位であるから毎日千人で一人平均十三方米宛出來上らなければならぬ。土質は火山灰で軽く重量はないが、負擔は相當重いのである。工事場に勤務すべき職員は典獄補一、保健技師一、看守長四、看守部長八、看守八〇で、沖繩及樺太刑務所を除きたる全国刑務所から派遣せらるることに、又受刑者は山口刑務所以東の各刑務所から、小は十名より大は百五十名で合計千二百七十名を集結することに決定したので、職員一人當り受刑者は十四人弱を受持つことになり此の方面から見ても相當重い負擔である。

土工事の經濟的の施行方法では出來得る限り少數の人員を集結して、長期間に亘り就業せしむるを得策とするも、今回の工事は非常に急速に竣功せしむる必要上、或る程度の無理も亦已むを得ざる次第であるが、受刑者の收容所及職員宿舍の建築にも一ヶ月位で竣功せしめなければならぬが、急場の間に合せの建物だけでも千數百坪もあるもので、材料の購入にも相當日時を要するし、又技術上にも相當困難もあるもので各刑務所より技能者として八十二名が移送されて來たが、現場は廣漠たる畑地

で最初は雨露を凌ぐ場所も無いので、附近の農家の空家を借り入れて、職員も受刑者も一時其處に宿泊した。建築費にも多額の費用を投ずる譯にも行かぬから、出來得る限り不完全で且狹隘でも我慢せなければならぬが、偕て實際問題として考へて見るとき、如何に使用期間が短期だとしても、千人以上の受刑者が動作を行ふ場合敏活に行はなければ、假りに毎日朝夕十分宛遅れると、日毎に四十人宛の損害となる計算だから、動作上の利便は第一要件であり、苟も動作に停滯のある様なことは避けなければならぬ。従て炊事場、浴場、換衣所、整列場等は十分餘裕を保たなければならぬと共に、火災の場合に於ける設備を考へると、急造バラック建は防火には殆ど不可能であるし、一旦火を失したときは全く防禦方法が無い。若し焼失した時のことを考へて置かなければならぬ。又設備不完全の狹隘の場所に多數の受刑者を集禁する爲には、傳染病發生のことも考へるし、其上今回は全國よりの集結であるから各刑務所夫れ々々訓練方式も異り、言葉から人情の上にも相違があり、是れを一定の規律に服従せしむるにも相當困難もあり、團體争闘や反抗氣分でも惹起するときの群集心理を抑壓する必要上とを考慮に入れて、約四百人程度に區分した獨立の建物を三ヶ所に建築して、是れに中隊と名稱を付し、其れを統轄する中央事務所を別に建築して、大隊本部の名稱を付し、本部は各中隊の統制と對外關係の交渉、受刑者の給養及醫療の事務を行ふことにした。大隊本

部は施設事務所隣接し交渉の便を計り各中隊は作業上の利便を第一の目標とし、第三中隊は大隊本部の北へ約四百五十米、第二中隊は第三中隊の東へ四百米を隔て第一中隊は第二中隊の東へ八百米の距離に建築した。

建物は極めて粗雑な假建築であるから、物的戒護としては殆ど用を爲さぬ位であるが、苟も人を收容するのであるから舍房は外側を下見板張とし、内部はベニヤ板を以て立羽目張とし、天井も同様のベニヤ板を以て打上げ張りとし、床板は松六分板張にして莖莖を使用することにした。職員宿舍は中隊長室六疊、小隊長室八疊二人、事務員室八疊二人、外に十六疊敷の三室を設備した。各建物は梁間三間、桁行十間としたのは建築方式を簡單ならしめる爲と事業進行に際し移築する場合の便利を標準とし、窓障子等は全體を通じて同一の形式とし何れにも共通し得ることとしたのである。舍房は相向ひとせず筋違ひに配置したのは、外扉を見えることにする必要からである。炊事場は梁間三間桁行十間では狹隘で職員の共同炊事が出來ぬ爲めに、特に梁間を四間にして收容者と職員との炊事が嚴重に區分せらるゝ様にとの心遣ひからである。浴場は土工作業等の場合、毎日入浴せしむるは疲勞恢復を速かならしむるも、爲に長時間を要するときは受刑者及職員の休憩時間に影響し、睡眠時間を減殺せらるゝを以て比較的費用を投じ效果未だたらしめたのである。

各中隊相互間及大隊本部との間は相當距離があるので、通信連絡の設備は最も必要とするを以て、直結電話機を設備して連絡に便ならしむると共に、大隊本部は更に施設事務所及工事關係者との間に、直結電話機を設備したが、遞信省電話は經費の關係上設備するに至らざるも、隣接せる施設事務所の電話を利用して間に合すことにした。

照明装置は市街を距る約二里なるを以て電燈設備を缺き、當初は石油ランプを用ひたるも、其後施設事務所に於て一切の經費を負担し、送電を受け建物完成時には電燈照明を利用し得らるゝに至つた。

多衆の集團に際し、水量の不足は實に容易ならざるものあり、當所に於ても最先に留意したるも、市街地より約六十米高燥の土地にして適當なる用水を得難く、最初に建築に着手したる第三中隊は井戸の深さ百三十尺にして湧水を見たるも、四百人以上の使用量を満足せしむる能はざると共に揚水非常に困難にして殆ど使用し得ず、工事終了に至るまで他より輸送により漸く用を辨ずる状態なりしを以て、雨雪の際に於ては實に名狀し難き困難に遭遇した。次に建築に着手したる第一中隊第二中隊は其位置の選擇に際し十分注意を拂ひ其弊を免れた。

宿舎建築の當初は農家の空家を借入れ受刑者及職員共に宿舎に當てたるも、多數の人員を宿泊せしむるに足らず、假設宿舎の外側の出來を待ち、天井床板等は未完成の儘の裡に移轉する

論、札幌よりする直通列車は一日一往復のみにて、之に多數受刑者を護送する場合は相當混雑を免れず。各刑務所は何れも二十名内外を一團として護送せられたるも、青森以北に於ては同一の連絡船及列車となるを以て多きは受刑者百五十名と戒護者四十餘名の場合を生じ、他の一般乗客に及ぼしたる迷惑も相當大なりしと聞く。而も〇〇刑務所に於ても一時に多數の他刑務所の職員の來所により相當混雑を來し居る際、接待の不行届を非難したる者あるは遺憾である。受刑者は一旦〇〇刑務所に收容の上現地に派遣すべき豫定にして、宿舎建築の進捗程度により數日間同所に於て構外作業に従事せしめ勞作の訓練を加へ、現地に出業の際は貨物自動車を利用し、百人以上の場合は汽車輸送とし當地停車場現地間約二里は徒歩にて移送せられた。

收容室(舍房)は一棟三十坪のもの七棟を一ヶ中隊毎に設備し、普通五十名を定員とするも六十名迄は收容し得べく、構造は極めて簡粗で室内には書籍棚を設けたる外に何等の設備もなく、便所は桶製の便器を使用し毎朝搬出し十分洗滌消毒を完全ならしめた。極寒の候のことも後から考へられて煖爐の設備を加へ置いた。

收容區分としては何れも雜居であるから主として各刑務所毎の分隊を單位とし收容した。病舎と獨居房の設備は無いので、其必要が生じたときは〇〇刑務所へ移送して收容したのである。

の已むなきに至りたるも、當時井戸掘鑿は進捗せず、附近農家より貫水を以て辨じ來りたるも、數十人の使用する水量は相當多量なる爲め、忽ち枯渴するに至り數ヶ所に互りたるも尙不足し、遂には農家より拒絶せらるゝに至り、宿舎より千米以上の距離に輸送隊二組乃至三組を派出せざるべからざることとなり其期間は短かかりしも浴用水等は更に無く、僅かに炊事用水を除かば洗面用水を少量に分配する程度にして、本工事に於ける最初の失敗にして遺憾に堪へず。此間職員受刑者共に汗に汚れ砂塵の中に於ての勤務に、現地唯一の樂みなる入浴は十數日間に互り行ひ得ず、雨天の際軒先より落る雨水の下に裸體となり洗滌し入浴に代用したるが如きは忘れ難き苦心の一なりき。

六月十日工事着手の指令を受け、七月十四日に第二中隊の完成まで三十五日間を要し、尙少量の附屬建物として屋外食堂物置等を残したるも、此分は漸次竣功せしめて兎に角收容に支障なからしめたのは、職員も受刑者も共に協力一致の結果であると思ふ。唯或る一刑務所は指定の日時に職員の派遣なかりし爲め、十數日間に互り編成上に支障を來したるは洵に遺憾とするところである。

受刑者の集結は大體順調に進捗し、六月二十三日十五名を最初とし、七月二十二日の四十名を最後として、千二百六十名を三十日間に集結を終りたり。當地は交通不便で内地方面は勿

戒護としては、物的戒護の設備は何等見るべきものなく、作業中に於ける連鎖は全員悉く使用せず、又建物も假設物であり、單に舍房出入口に施錠する位で人的戒護にのみ依存したが、戒護職員も極めて少數で全體的に見ると職員一人當り受刑者十四人位となり、普通刑務所に於ける戒護職員に比すると相當負擔が重いのである。而も普通刑務所の様に外屏の存する譯ではなし、建物とても不完全でも間に合はせなければならぬので、實際容易でない譯である。特に見張勤務や、事務取扱者其他直接受刑者の取扱ひを爲さざる職員と、極めて少數の受刑者の戒護に従事する炊事掃除便捨又は辨當運搬等の者を除くと、實際土工就業者を戒護する看守は常に二十名以上を、而も構外作業で受持つことになる。其れに夜勤をしても非番を與へられぬと共に日中勤務中も休憩時間を與へて居らぬ、是れが泊込所勤務の特長であると共に缺點ともなる譯だ。夜勤しても非番休養を與へぬ爲には特別な勤務方法を採らなければならぬので、罷業後中隊に歸り、還房入浴と夕食の動作は各分隊が行ひ、就寢後は各中隊共一名の不寢番を置き就寢時より起床時迄の九時間乃至十時間を隊員が一時間宛分割して勤務する。即ち隊員二十五名中就寢時迄の勤務者は十名、就寢後の夜勤一時間宛勤務する者が九名又は十名、朝の炊事夫の戒護者と起床洗面朝食等の勤務に服する者が残り全部となるので、夜勤と云ふても結局一時間丈勤務せば足りると共に毎晩は當らないことになるから、

敢て非番休養を必要としないのである。唯夜間一名の不寝番では收容者四百名に對し聊か過少の憾はあるが爲に、舍房の建築上にも相當考慮を拂つてあるし、同一場所内に職員全部が休息して居るので、事故突發の場合は直に中隊長を初め全員が應援し得るのである。日中勤務に服する者に休憩を與へぬのは、構外作業で中隊から遠きは千五百米以上も離れた場所に勤務するので、休憩の爲め往復する譯には行かぬと共に、常に部隊と行動を共にすることが受刑者を指導訓練する上に好都合であるからである、勤務中用便等の必要の起らぬ様勤務に就く前に皆準備を整へて行くので、朝の便所は混雑を來すので多數を設備して置く必要がある。勤務時間は晝間約十五時間程度となるも、受刑者の作業時間を除きたる時間は隊員交互に休憩し得るを以て、實質的には十三時間程度となり、又夜勤一時間を加へて十四時間となり、一日中に於ける休憩時間は結局一時間なるも自宅往復等の空費時間なきを以て十分休養し得べしと思惟せられた。職員にして病氣の爲め缺勤したる者數名にして其延人員も僅々五十人程度であつたのは洵に結構であつた。

部隊の編成は工事進行上重要な點であるので十分討議を重ねて、六月二十三日幹部會議で決定して置いた。漸次集合する職員と受刑者の所屬を明にして、混雑を來さぬ様に手配して集結するのを待つて居た。大體原則として各刑務所から派遣せらるる看守は、各自の刑務所から移送せられて來る受刑者を受持つことが最も適當なりと考へた。即ち各刑務所は夫々々々取扱ひ

懲戒處分に付せられたるは遺憾なり。逃走は絶無を期したるも遂に一名を出したるは、心神耗弱者にして直ちに所員の手に逮捕せられたるも甚だ遺憾とする處である。東京附近に於ては一時當工事に於て受刑者が集團を以て待遇改善と労働時間短縮とを出願せる旨相當範圍に互り風評せられたるが如きも、全然如斯事故無く又類似の事犯等さへ無く虚偽の風説なるを以て特に記述して置く。

工事當初に於ける就業状態は各刑務所より移送せられたる受刑者中、約二百名を除き労働の経験無きは勿論、刑務所内に於ても座業者を主とせられたる結果とし、非常時意識の下に皇國の爲め幾分なりとも盡さんとする意欲に燃ゆるも、體軀之に伴はず、忽ちにして疲労し就業し得ず。訓練期間は連例三ヶ月程度を必要とするも、斯くては工事期間満了する虞あるを以て一ヶ月程度に短縮せざるべからざるを以て、相當期間の経過を待たば可能なるべき受刑者も此際一ヶ月程度に於て習熟し得ずと認めたる者は本人の意に反するも已むなく刑務所に還送した。此訓練一ヶ月間に於ける動作は尤も苦心の存する處にして、指導員より見るときは殆ど遊び同様にて僅かに身體を動かし得るのみ。而も所定賃金一日一人一圓二十錢を徴せらるるを以て相當強き苦情の申込あり、當時各職員之苦心も一方ならず訓練完了の上は必ず期待に副ひ得べきを以て藉すに日時を以てせよと主張し納得せしめたりしが、將來一時に大集團を集結するに際しては此習熟期間中に於ける取扱は相當考慮の必要を痛感し

の方法を異にし人情言語も亦異なるので、中國方面より移送せられた受刑者を、東北方面の看守が戒護すると云ふ様な場合を避け、出來得る限り各自其出身刑務所を代表したる者とし其名譽心に訴へることにしたのである。從て三十名以上の受刑者を移送した所の者は一個の分隊となり、各自の名譽保持に職員も受刑者も一致協力したのは本工事の特色であると思ふ。各分隊は集合して小隊となり、更に中隊となり大隊編成とし、非常時意識を加へて國家に盡す行刑作業なる所以を力説し共に行刑界の名譽の爲めと、社會人の受刑者に對する認識を新にせんが爲め、上下協力事業の進展に盡し秩序整然として一絲亂れざる統制の下に訓練を行ひ、各中隊は建物に異にし相當距離を有するも出發前凡同時刻に必ず朝禮として宮城遙拜を行ひ、共に愛國行進曲を合唱し勇躍出勤せしめたのである。請負人に屬する普通労働者及勤勞奉仕團として附近に従業したる人々も、漸次此機構に模倣するに至りたるは聊か優越觀を満足せしめた。職員中には尙工事に勤務中父姉弟等の死亡に遭遇したる者三名在りしも葬儀參列等も爲さず、斷然除服出仕を申出で勤務に服したるは、實に悲壯とも云ふべく如何にも責任觀の高潮なりしを窺知せられた。

本工事期間中規律違犯として懲罰處分に付した者は極めて少數である。最初豫期した集團争闘や反抗氣分は全然無く、個人争闘が二件と物品包藏十數件ありしのみなりしも、物品包藏に關し新參の看守二名は受刑者の爲め籠絡せられ、是れに參與した。

祝祭日に於ける免業日の外毎月二日の免業日は雨天等に際し就業不可能の日を以て免業し、作業時間は夏季中は規定に據り得るも、秋季は日出前又は日没後となり構外作業不可能となり、舍房内座業者を課するも千人以上には材料等の供給殆ど不可能となるを以て、一日中の作業を並時間内に完了せしむるを以て日出前日没後の作業を廢止し得べく、茲に一分隊單位の科程を隨時設定(普通小廻りと稱す)し就業せしめたるに、集結一ヶ月後に於ては殆ど全部科程を了するに至り。九月に至りては優秀部隊は午後二時頃にて科程を了し歸還し得るを以て、工事を急速に完成する必要と、國家非常時に際し午後二時頃歸還休憩するが如きは、世人の労働に比し極富ならざると共に安逸を貪るの批難を生ずべく、斯くては行刑の本官に背反するを以て一般社會に於て勤勞奉仕を高唱せらるる現時に於て、科程修了後は奉仕分として引續き就業すべく其奉仕分に對しては出來高の分量により疲労回復の意味に於て多少の糖分を給與すべく指令し著しき成績を擧げ得たり。

教誨は祝祭日、免業以外雨天等の場合就業不可能の際免業とする關係上、日時豫め確定せざるを以て教誨師は出張し得ざるを以て、通例中隊長又は大隊長に於て訓練を行ひ教誨師の出張教誨は隨時出張なるを以て多くは夜間就寢前に於て施行せしめたり。有讀書籍は各刑務所より保管轉換による書籍と〇〇刑務所より送付の書籍を分割、全舍房に備付け、輪轉して隨時任意に

看讀せしめたるも、晝間労働に相當疲勞を感じる爲め閱讀者は比較的少數なりしが如し。雜誌人は相當多數の分量を配布せられたるも何れも喜んで閲讀せり。

衣類は累進處遇規定による級別に拘らず、全員に對し赭色衣を貸與することにせられた。工事場地域周圍三百米以内は絶對立入禁止なるを以て對外的には眼に觸れることもなく、又附近に作業中の請負人に屬する一般労働者、特に募集人夫との區別を明瞭ならしむる必要と、物的戒護としての設備を缺く爲めでもあつた。冠物としては夏季中には經木製の日除笠、冬季に於てはスキー帽型を使用せしめ、履物は夏季はゴム底足袋、雪中はゴム製の防寒靴を貸與した。洗濯場としては特に設備を缺きたるも、浴場を晝間に於て代用した外、労働強く發汗の程度甚だしく、毎日の洗濯は到底實行し難き事情もあり、休憩時間を利用して簡單の洗濯は各自に行はしめる爲め休憩所に水槽を設備して置きたるに、反て順序も宜く清潔を保持し得た。構外作業に於ける被服の破損は豫想外甚だしきを以て、將來普通衣の上に刺子縫の如き物を上覆として貸與するを必要とするにあらざるか。

食糧は何ものより先に考慮を要すべきは泊込所の如き臨時施設に於て最も必要のことに屬すべく、米麥に付ては多量に準備したるも格納すべき倉庫を缺くを以て、市街地倉庫業者に委託保管せしめ、必要に應じ運搬せしめたるも副食物の大部分は其時々購入を要するも、交通不便の現地に於ては容易ならざる困る者無く、作業上の負傷により死亡せる者二名ありたるは痛嘆に堪へず哀悼の意を表す。

接見出願無く書信は出來得る限り發信を見合すべく指示したるに何れも諒解し、其數少數なりしが泊込所が中隊編成なりし爲め發信の肩書に中隊名を記述し得る關係と、重要工事に従事する爲め各所より選拔せられたる代表者としての自負心により必要以外と認めらるゝ程度の發信も見受けられたり。

大集團構外作業が計畫せられたる當初に於ては、附近住民は從來北海道集治監の逃走者の例を以て非常に恐怖の念に驅せられ、幾回か集合其對策を協議したりとか、又北海道警察部に於ても相當危慮を感じたるが如く、移送途中に於ける戒護人員等に對し希望を申出で、又連絡と稱し掛員を屢々現地に派遣し、收容者の寫眞撮影、本籍調、人相表等の送付を要求し來りたるも、其必要無きものと思料すると共に事務多忙等の爲め其要求を拒絶し來りしが、道廳警察部に於ては非常警備に相當廣範圍の手配を行ひたるが如きも、工事の進展と受刑者の秩序整然たる組織的動作と、柔順勤勉とに感嘆し奇蹟的なる平穩なりと稱し、遂には連絡員の來訪は寧ろ其取締方式の研究となるに至れり。附近住民も亦受刑者に對する觀念を新にし、工事了了各刑務所に歸還の爲め出發に際して非常なる好意を以て積雪尺餘の寒風甚敷折柄にも不拘、午後九時出發の時刻に町長は出張より電報を以て謝辭を送られ、助役を初め消防組、青年團、國防婦人會員多數停車場に整列歡送せられたるが如きは、全く未曾

難あり。特に野菜の如き農家の間に介在し居りながら購入する物無く、遠く網走より輸送して献立するも、ガソリン統制の爲め自動車の運轉十分ならず、時に十數日間に涉り野菜類の給與し得ざるが如きは收容者及職員と共に保健上の關係を考慮せられたるも、幸ひ何れも強壯に勤務し得たり。受刑者に對する食糧は道内一般土工の例を斟酌し二等食を給與し、午前一台二勺午後六勺程度の間食を給與したる外、炎暑の節には飴玉砂糖等の糖分少量を給與し疲勞恢復の資となしたり。

受刑者の頭髮鬚の剪剃は構外作業の爲め晝間行ひ難く、特に著しき不便を感じたるは理髮職の受刑者移送無き爲に理髮を行ひ難く、已むなく收容者各自は交互に就寝前又は免業日に於て剪剃したるも十分ならざりしは實に已むを得ざるに出でたるも、工事終期に至りては漸次各自とも習熟し得たり。

入浴は毎日罷業後に行ひたるも、短時間に完了せしむる爲めには相當設備を擴大し置くを要するを以て四尺に十尺の浴槽二ヶ所宛を各中隊毎に設備した。入浴の方法としては中隊總員を三組に分割し、第一組は常に規定通り入浴し、第二組第三組は短時間入浴とし、輪轉して毎日入浴することとして疲勞を恢復せしむることゝしたり。

工事中病者は比較的少數にして、就業當初に於ては労働の經驗なき多數受刑者は疲勞の爲め受診出願する者相當多數なりしが、漸次労働に習熟し來りし爲め工事終期に於ては極めて僅少となりたり。當工事に出來したる者にして病氣に罹り死亡したる有ることなりと思料せられた。

本工事が我國に於ける行刑界の劃期的の大集團構外作業にして、其編成と取締方法とが世人の注目を引きたる爲か、現場巡視若くは視察の下に多數の方々を迎へ、特に勅任官の身分を有せらるゝ方々十六名が曠野の作業場に於て親しく視察せられたるが如きも亦未曾有のことなりと思料せらる。是等多數の名士は恐らくは行刑と受刑者に對する認識を新にせられたることゝ信ぜらる。石黒北海道廳長官視察の際は、事業關係者多數の面前に於て自分に對し口を極めて絶讃せられたるは、現地職員全體の光榮なると共に行刑の名譽を高揚し得たるものにして聊か意を強くするを覺えたり。

今回の泊込作業は期間を凡そ六ヶ月の豫定の下に計畫せられたるものにして、受刑者は全国各地より集合せしむる爲め此期間中に滿期釋放等を爲すは手数を要すると共に、釋放せらるべき受刑者にも迷惑を及すべきを以て此期間内に刑期終了すべき者は移送せざることゝし、尙累進處遇令の適用も已むを得ざる場合は除外すべきことを諭示したる外、總てが短期間なる爲め假釋放上申等に付ても準備を缺き、其他處遇上に關し出來得る限り省略したるも亦已むを得ざるに出でたるものなるを以て、更に長期間に涉り泊込作業を行ふ場合は設備と取扱に付き十分なる考慮を要すべきは勿論なりとす。本工事は豫想外に進捗したる爲め追加工事として引續き就業方懸望せられたる爲め、豫定期間内繼續就業したるも追加工事は完結するに至らず、殘餘

工事は〇〇刑務所に於て完了せしむべく、豫定の十一月末日を以て全國統制の分を打切りたり。短期間に於ける泊込作業は事業開始前の準備と、終了完結時に於ける後片付等に付ては十分なる注意を要すべきを痛感せり。

工事終了後に於て移送受刑者の還送は全部原刑務所に還送の豫定なりしも、引續く追加工事の存するあり、且つ受刑者中引續き本工事に従業方申出る者相當の數に達するを以て、本人の意向を斟酌して幾分かを残留せしめたり。而して汽車輸送に依る還送受刑者約七百餘名は數に於て相當多量なる爲め、短日時には輸送力の關係上困難なる旨鐵道當局より申出でもあり、且集結當時の混雜を考慮するときは當工事場より直に出發するを得策とするを以て、臨時列車の編成を申込み、種々協議の結果旭川札幌の二ヶ所約百八十名は普通列車に増結を以て二日間三回に涉り出發。殘餘五百餘名は臨時列車を以て出發することに決定した。臨時列車は三等客車九輛と、手荷物車一輛と合計十輛編成にして、戒護看守は網走刑務所より派遣看守は追加工事完成に努力中なるを以て除外し、其他の全員之に従事し十二月三日午後七時大隊本部前に於て行進序列を編成、暗夜徒歩を以て二里を行進、直に列車に乘込み午後九時多數附近住民の歡送を受け出發した。臨時列車は二十一時間餘を経て翌四日午後六時過ぎ函館棧橋驛に到着したる際、偶々防空演習に際會、空襲警報の爲め停車場昇降場は一切の燈火を滅せられ、手探りにて是れ又臨時連絡船たる松前丸に乘船するの已むなきに至りた

### 先輩にものを聴く會 (一)

日時 昭和拾四年壹月廿九日 自午後壹時 至午後八時  
場所 南浦園  
出席者

- 元大阪刑務所長 杉野喜祐氏
- 同 上 坪井直彦氏
- 元京都刑務所長 赤塚源二郎氏
- 元岐阜刑務所長 青木七太郎氏
- 元高松刑務所長 淺間徳三郎氏
- 元神戸刑務所長 佐野佳夫氏
- 元静岡刑務所長 齊藤敬二氏
- 元巢鴨刑務所教務課長 武田憲宏氏
- 神戸刑務所長 戸田作造氏
- 京都刑務所長 長山始氏
- 奈良刑務所長 松岡武四郎氏
- 滋賀刑務所長 小川太郎氏
- 姫路少年刑務所長 永田正之助氏
- 大久保建築出張所長 守田千松氏
- 和歌山刑務支所長 益山喜三郎氏

主催者側 北區刑務支所長 楠本順作氏

- 岡部刑務所長 掛樋典獄補
- 小和田典獄補
- 三重野看守長
- 大畑看守長
- 楠下教誨師

るも、幸ひ函館刑務所より渡邊看守長以下十數名の看守應援と、函館警察署よりの警戒とにより無事乗船を終り、翌々五日午前二時青森港に入港、此處に於て奥羽線經由方面は又臨時列車を以て出發せしめ、東北本線經由方面は普通列車増結を以て出發何れも無事歸還を了りたり。臨時列車輸送は各驛共一般乗客に接することなく、取締上好都合にして又混乗の場合の如く他に迷惑を及すことなく頗る有利なりしと信ず。

北海道集治監開設後北海道開拓の爲め幹線道路開鑿の爲め、集治監受刑者の泊込作業は相當廣範圍に行はれたるも、當時逃走者續出の弊に、遂に是れを廢止するに至り、爾來僅かに經理上の必要により附屬山林より薪材伐採等の爲め、極めて少數の受刑者を派出し居たるが如きも、其弊害は相當大なるものありしが如きを以て、將來泊込作業を經營する場合は派遣職員十人以下の如きは徒らに職員を過勞に陥れ然らずんば馴れ合となり却て弊害の大なるなきを保し難し。泊込所の如きは常に交通不便の場所なるを以て、職員用の食糧品等の購入不便なると、少人數の場合は不知不識の裡に受刑者用品を流用する場合を生じ易く、又職員臥具の如きも受刑者用品を利用して居るが如きは、當然廢除せざるべからざることゝ屬す。特に少數職員を以ては嚴然としての處遇に困難を感じる場合あるを以て十分考慮すべきことなりと史料せらるゝと共に、親刑務所との連絡通信は最も重要な施設に屬すべく、今回施行したる泊込所に於ては從來の弊害は十分除去し得たりと信ず。

岡部 本日はお寒い所をお集り下さいまして有難う存じます。遠方から態々お越し下さつた諸先輩のお話をお聞きする事が出来ます事は私共の欣幸と存する所で御座います。申す迄もなく現下の日本は非常時局下に在ります、東亞の風雲只ならぬ時に在ると云ふ事はよく承知致して居るのであります。然し其の眞只中に在るが故に却て其の實際を知らぬ節も有るのではありませんでせうか、そこに或時代の隔たりを作つて考へました時、其の事は剋明に見得られると思ひますが、兎に角唯今歴史の大きな轉換期に在りそしてそれが此の社會狀勢の變る時機であつて一切が革新と云ふと強く響いて少々語弊

があひかも知れませんが、或は更始一新と云ふ語を用ひて考へるべき時であります。

國家社會の此の重大時機に際して吾等の行刑界も其の波と共に在り波に漂つて居るもので決してこれから捨て去らるべきではありません、否幾多先輩の残された尊き業績の嚴として存し現に局に在る上司の人々も此の點關心を持つて呉れるし數多くの新進の輩出されて居る等々考へ合せて必らずや良い時代が来るものと私は思つてゐます。新時代の行刑と云ひますと（徳川以前は知らぬが）明治になつてから變革の有つた事は誰も否定出来ぬと思ひます、其の源を彼の明治五年に於ける第一次監獄則に求むべきか、又は明治十四年に於ける第二次監獄則に置くか、或は明治二十二年の第三次監獄則に新らしい行刑の發足を認むべきか、色々の見方もありませうが、兎に角新行刑生れて爰に優に半世紀以上を経て居ると謂ふことが云へるのであります。

其の間諸先輩の骨折りに依つて築きあげられ世界の水準高く引き上げられた吾國の行刑ではありませんが然し吾人は決してそれで満足出来ない、更に諸先輩の御指導に依り一段の革新を加へるべきであると考へ此の座談會を開催する運びとなつたのであります。

出席の御通知を受取つてから後藤居氏と七戸氏が所用の爲め御出席出来なかつた事は誠に残念であります。

も他府縣に行かぬ、即ち累犯者も海を越えず徳島の地に居ると云ふ有様で自然其の數も殖えて行つたのだつた、が然し戰爭が始まると軍夫として前科の有無に拘らず戰場で使ふやうになり、戰場に送らるゝ結果、戰爭が始まると犯罪者が減つて來たと云ふ譯ですが然し夫れが戦後も引續き累犯者を他府縣に流出させる端緒となつて了つた。

岡部 前科者が軍夫に出て其の後は？

杉野 向ふへ行つた儘で殆ど歸つて來なかつた、歸つて來ても直ぐ大阪方面へ出て了つたが他にも働き得る場所が有つたのでした。

岡部 戰爭後、働き得る場所とは？

杉野 關東州、臺灣等でした。

岡部 さうすると大陸進出は其の頃、既にあつた譯です、今度のは事變が大きい丈に進出も更に相當大きくなる譯ですね。

随分制限が厳しいやうですが。

杉野 又支那や朝鮮方面に行つた者も多かつたやうです。

坪井 自分は内務省の監獄局に居つたのです、正確な數は知らぬが日清戰爭中收容人員が減つたのは知つてゐる、が戦後又殖えた、英照皇太后の崩御の時、特赦や大赦が有つて澤山釋放された記憶があるが。

あの時は丁度多くて困つて居た時でした。

又永く刑務教誨に全力を捧げて下さつた、刈屋哲公、武田憲宏の兩氏をお招き致しましたる所、武田氏には遠く滋賀から御來席下さいまして有難く存じて居るところで御座います、が、刈屋氏は所用の爲め出席出来ぬから皆様に呉々も宜敷くと云つて來られたが誠に残念に存じて居る所であります。扱てそれでは今次事變に關聯して

### ◇日清日露戰爭當時の行刑の狀況

をお聞き致し度いのですが、如何でせう。

杉野さん收容人員は如何な消長があつたでせう？

杉野 日清の事を考へると四十五年前——半世紀を経て居ります、其の頃私は徳島監獄に居りました、同監獄に行つたのは明治二十七年五月でした、其の頃徳島は在監者が随分多く何でも千四五百名を數へたと記憶して居ります。徳島としてはこれは非常に多かつたのですが戰爭が始まると同時に漸次減少して行つて戰爭が終つた頃は千名位になつて居た。

それは何故かと云ふに、徳島と謂ふ所は其の當時非常に排外思想に富んで居り、他府縣の者を「よそもの」と云つて排斥した。

之には吾々も随分困つたもので品物を買ふにしても普通より高價に賣り付けられる有様でした、そんなに排外思想が盛んなものだから徳島の者も亦他府縣へ行かずに居る、犯罪者

岡部 十萬は超えて居りましたでせうか。

杉野、坪井 否、五萬を超えて居らなかつたやうに思ひます。

岡部 明治十九年末には何んでも七萬人を超えて居たやうに思つたのですが。

杉野、坪井 それは賭博犯の大檢舉をやつた時だつたのでせう。

岡部 戦後收容人員が多くなる傾向があると云ふのが今迄の例として動かすべからざるものとする今度も亦餘程考へねばなりませんね——收容者に就いても一つ——今度は收容者に召集下令があり假釋放した者がありました、其の時は如何でしたでせう。

杉野 それは有りませんでした。

何分日清の時は全國に六個師團しか無かつた、従つて出征も少なかつた。

岡部 收容者の消長は日露の時も同じだつたのでせうか？

坪井 それは同じ事でした。

武田 私は日露の時巢鴨監獄に居りましたが矢張り戰爭中減り戦後は殖えたのでした、其の時特に假出獄が殖えました。

而も其の假出獄者の成績を調べました處、非常に成績が良好で殊に其の中に再犯者の假出獄が多かつた事を記憶致して居ります。

其の原因に就いても考へて見ましたが、必らずしも戦争に對する感情、國民的意識と云ふ事のみとも考へられず他に何物か有つた様です。

岡部 それは召集に因らない假出獄ですね。

武田 さうです、それも初犯より累犯にです、又戦争の末期から戦後にかけて收容者が非常に殺氣立つて居た——殺伐たるものが有つたと云ふ事も見逃し得ませぬ。

當時は現在と違つて戦争の事なども彼等に知らせない方針を執つて居たのですが。

岡部 戦争中の衆情は如何でした？

武田 それは實によく規律を守り作業に精勵して能率も非常に上つて居りました。

岡部 今度は召集の爲め古い職員が多くに代つて新しい、言はば素人に近い職員の下に戒護せられて居りますが、それでもよく緊張して行狀を保つて居りますが、其の頃も矢張りさうだつたでせうね——。

職員は召集は？

坪井 私は日露の時神戸に居りましたが豫算がなく手不足で困つた、補充の出来る丈はやつたが後は其の儘で押し通しました、だが規律をよく守り作業に精勵するので想像する程の事はなかつた、が勿論後になると持ちこたへられぬ様な事態に陥つた事もあつた。

形のものでね。

○田 集鴨では防寒具を作らせたがそれが犬の皮だから臭くて穢くて閉口しました。

杉野 それはシベリヤ事變の時もやらせたが随分閉口しましたよ。

戸田 手榴弾は其の頃から有つたのですね。

岡部 勿論、幼稚なものだつたのでせう。

坪井 さうでした、今のに比べると随分ね。

岡部 兎に角、作業でも今のやうに何十萬とか何百萬とか謂ふのは出来なかつたのですね。

淺間 日清の時は何處でも軍需品はやらなかつたやうですね。

日露の時、和歌山では莫大小の手袋、靴下等はありませんが。

杉野 日清戦争時代は兵に草鞋を履かせたので、私の知つてゐる人で其の當時「草鞋成金」が出来た。

坪井 刑務所でも草鞋ばかりやらせた。

杉野 左様、藥を戦争前に澤山仕込んで置いた爲め儲けた記憶もあります。

岡部 收容者の教化上の事に就いてお聞き致し度いのですが——

今はラヂオ放送とか軍事講演とか云ふやうな事をやつて居りますがさうした方面の事は？

坪井 其の頃でも勝つたと云ふやうな特別な出来事、景氣の良

岡部 收容者が戦後、殺伐となると云ふのは一般の人心が殺伐になるのに影響されて居るのでせうね。

杉野 今の召集の點ですが、實に召集はあつたが補充は無かつた。

何分金が無かつたのです。

岡部 次に、軍需作業に就いて承り度いのですが——現在に於ては極めて多量の軍需作業をやつて居り収益の點から云つても有意義だし收容者も働कि甲斐があると云ふ點から云つても非常に良い様に思ひますが——

日清の時は如何でしたせう。

杉野 日清の時は有りませんでした。

日露の時私は長崎に居りましたが直接軍部から受取つてやつた物はなく間接商人からのをやつたのがあつた、それは綿ネル製の肌着で時間内で出来ない爲め延長してやりました。

坪井 さう／＼夜業をやりましたね。

岡部 電燈も無いのに嘸不便だつたでせうね。

坪井 ランプを使つて居つたのですからね、下に砂を入れた箱等を置いてやらせたものですよ、火災豫防の爲に。

又歐洲大戦の頃、手榴弾造りもやらせました、丁度藥苞の中に卵を入れた様な風のものでした——其の藥苞のやうな物の中に爆發物を入れたのでしたが、これに入れる丈の相當の大きさの物を造れと云ふて、丁度それが「お玉杓子」の様な

い事は話して聞かせて居りましたが非常に嬉しがつて居た。

其の他別に催しはやらなかつたが奉天落城の時赤飯を炊いて食べさせた位です。

岡部 彼等も矢張敵愾心は強かつたでせうね、話が變りますが其の時も物價が騰貴したと思ひますがそれは非常に處遇に影響すると考へます、其の當時騰つて困つたと云ふお話は？

坪井 日清の時はそれは無かつた、物價騰貴と云ふ事は寧ろ戦後に有つたと思ひます。

杉野 日露の時は長崎に居て困つた事が有りました。それは軍の馬糧に使用する爲め麥が不足して芋を食はせた、最初内地白米は許されなかつたから當時非常に輸入の多かつた外國米を食べさせた所、脚氣患者が澤山出来て閉口した。

岡部 物價高で弱つたのは大戦當時もでしたね、あの時は豆を混ぜた豆飯等を食はせましたからね。

武田 日露役の三十九年四十年頃が一番收容者が多かつたやうです。

一同 新刑法でうんと殖えたですね、何分人格刑法だつたから。

坪井 鶏三羽で懲役拾年とか、豆一合で懲役八年とか云ふ長いのが有つたが全くこれではたまらぬね。

青木 あの時、私の居た東京監獄でも八九百から千位になつた。

赤塚 或る釋放者が刑務所から出て親の所に歸る時、通り糺りの店頭ではんの僅かな物を取つて早速捕へられ逆戻りをして来たが再三繰返へすからと云ふので検事が六年と求刑したのを私が十五年と言渡した。

(一同笑聲)  
ところが一般被告が萎縮すると云ふので検事から非常に叱られたと云ふ次第だが、  
勿論被告は早速、控訴したところが今度は控訴検事が二十年の求刑をした。

(一同哄笑)  
そこで被告は控訴を取下げて結局十五年に服罪した譯だ。  
所へ或る日検事長が巡視に来ての語に、十五年は重いかも知れぬが十年の値打はあると云つて居た——相當重く罰せよといふ主義で其の兩三年頃恐ろしく殖えたのだつた。

戸田 今頃は六七十萬(起訴猶豫處分者等)の犯罪者を放置して有るのだが、刑事政策上良いのだから悪いのだから知らないが——  
長崎に居た頃も殖えた事が有つた。

小川 戦時に即應した新らしい行刑上の試みと謂つたものはなかつたでせうか。  
武田 それは全然なかつたやうです。  
岡部 そんな心持にならなかつたものでせうかね。

守部長に體験談をさせたが非常に感動して居つた。  
杉野 長崎ではあの例の戦死したものと戸籍簿も抹消し家に於ても葬儀までも済ませたのが後に生きて歸つて来た男——鬼塚某と云ふのに同様、軍事講話をさせた事があつた。

松岡 當時出征者は休職だつたのですか。  
杉野 佐様です。  
小川 日清日露の兩役で職員並に收容者の國民的覺悟と云ふ點で相違はなかつたでせうか？

坪井 一般的に違つた點は判らなかつた。  
浅間 收容者に戦争の事なども話さなかつたのですからね。  
杉野 外の事は絶対に聞かすべきでないといふ行刑だつたから。(笑 聲)

小川 さもしい事を聞くやうですが刑務官の論功行賞といつたのは？  
坪井 日清は無かつたが日露の時は有つた、私は公債で五百圓頂いた。

武田 私は二百圓でした。  
浅間 私は會計主任をして居りましたが郵便貯金で二十圓頂きました、其の通帳は今も持つて居りますが、日の丸を畫いたもので一杯になると更新々々と云ふ風に矢張り同一の物を呉れ立派な記念になります。

坪井 あの時は公債が百圓以上だつたので、それ以下の分は今

佐野 私は戦後一足飛びに刑務界に飛び込んだ爲め前からの變化は知りませぬが全く別世界の觀だつた、社會との連絡が無かつた爲めか社會が理解せず不淨役人と云つた風の感じで一般が見くびり又自分からも低評價して居つたやうに思へました。

杉野、坪井 戦争に即應した試みと云ふのは日清日露共、全くなかつた。  
監獄經費の地方費支辨から國庫支辨となつたのが明治三十五年頃だつたかな。

佐野 内務省から司法省所管に移る頃は統制が無かつたのではないでせうか。  
浅間 日清の時は、戦況を絶対に知らせなかつたですね。  
杉野 献金を申出た者も有つたが許しませんでした。  
武田 私はそれを抑へる役でしたよ、何んとか彼とかうまく理窟をつけてハハハ……

杉野 其の時は作業賞與金と云はず給與工錢と謂ひ、お前達の更生に役立てる爲めの金である。その更生と云ふ事も出来ぬ一人前の事も出来ぬお前達がそんな事をするのは不必要だ”と云ふのでした。

岡部 それは大いに考ふべきだと思ひますね。お前達の身分を考へて見よと云ふ事だつたのですね。  
坪井 さう神戸では戦争に行つて凱旋して来た佐野某と云ふ看

云はれた貯金通帳で渡されたのでせう。  
岡部 勳章は有りませんでしたか。

坪井 それは有りませんでした。  
浅間 あの時は軍需品製作直接關係者丈に限られたのでした、それで私は會計主任として其の軍需品に依る出入の金を扱つたと云ふ點で頂いた譯でした。

杉野 日獨の時は二度あつた、一度は俘虜を收容した時でした。  
小川 話が遡りますが、收容者が減り軍夫として行つたが、其の時政府並に行刑當局として釋放者を積極的に行かせたやうな事は有りませんでしたか。

杉野 それはなかつた。  
岡部 それでは今度は話題を變へて、

### ◇刑務界の有名な故人の思ひ出話

を承り度いのですが古い所から、杉野さん一つ——  
杉野 坪井君がよいでせう。  
坪井 私は此の頃問題になつて居る廢品回収と云ふ事で藤澤典獄を回想致します。

今事變下に於ても廢品の回収と云ふ事は豈しく云はれて居りますが藤澤さんは實に細かい事にまで心を拂つて居た人でした。巢鴨では古釘を拾ひ集めさせたり、塵箱をあさらせた

りして回収の可能な物を集めさせた事もあり、又炭屑等を拾ひ集めさせて「タドン」を作らせた。兎に角、何事も進んで實行すると云つた型の人でした。

岡部 巢鴨の「タドン」は藤澤さんからですか。  
武田 左様です。

岡部 私は石川島時代からかと思つて居りましたよ、ハッハハ……。

武田 あれでは非常に恩恵を蒙りましたよ、市中でたまたま買ふ事があつても値が高い割に品質が劣つて居てどうもいけないので、刑務所以外のは買へなくなつた程ですからね、又私は藤澤さんが警視廳の四部長から巢鴨に送つた時直接辭令を受けたし其の後屢次恩顧に預つた。而も氏が死なれる迄、其の交際は續いたのでした、そこで私は氏の死後其の嗣子に氏の傳記を作られたらと申した所、其の方も賛成して呉れて材料の蒐集を計畫したが、其の後私は東京を去り其の方も郷里に歸つた爲め其の儘となつて居りますが實に心残りです。

又あの方は健康第一主義を唱へて居た人で寒中氷の張つた風呂で水浴をして其の足で所内を一回巡視しそれから家に歸つて朝食を濟せて登廳すると云ふ風に精勵此の上もない人でした。

今坪井さんが云はれた様に何事にも積極的で物事によく考案を加へられたが、青木さんもよく御存知と思ひますが。

信省の拂下品か何かを探して来て金五十圓也と云ふ品物を初めて使ひましたよ。

岡部 儉約家であつて、新らしい物が好きと云ふのだつたのですね。

坪井 巢鴨で狂人囚を集めたのはあの人の頃ではなかつたですか？

武田 あれは其の前の山上さんの頃でした。

坪井 狂人でないのに少し人間が變つて居ると悉く狂人として集めるものだから皆狂人になつて了つたんだ。

武田 其の狂人囚が四人共謀して逃走した事がありましたね。

坪井 それで今度は狂人囚としての處遇を止めた處、だん／＼減つて二十人位になつた。

岡部 其の後の丙種拘禁と謂つたのと同種のものだつたのですね。

あれも弊害が多かつたのでした。

武田 丁度藤澤さんの來られた頃、一般に男女囚の分隔と云ふ點に粗漏だつたのですが氏はこれは駄目だと謂はれ種々奔走の結果其の後「八王子」に女囚監獄を造るのに成功したと云つて居られた、が男女囚の分隔と云ふ點では何と云つても氏が先鞭を付けられたのでした、それから又或る時、

女囚に着物一つ仕立てるのに布が如何程要るかと問はれた處、何分あれ等は自分等で仕立てる腕もなく仕上げた物で柳

青木 左様、何分私も十年位仕へましたからね。  
武田 實は私、今日此の席に参りますに當り此の事を是非一言申し上げ度いと思つて居つたのでした。

岡部 藤澤さんの名典獄の名は残つて居りますのに傳記が無いのは誠に惜しい事です。有馬さん等と違つて自ら筆を執られた事が餘りありませんでしたからね。

青木 私が仕へましたのは丁度十年ばかりでしたが貯蓄家でしてね、而も「新しがり家」でもありましたから――。

或る時、電話を使つて見たくて探して來いと謂はれたので早速出掛けて見ましたが、何分、高いのは駄目だとの事で其の當時、金十八圓と云ふ今で云ふと「メタホーム」と謂つた、丁度玩具のやうなものしか買へず全く閉口しました、所がそんな安物ですから折々壞はれて使へなくなる、それで一度分解して見よとの話に、やつて見た處、炭素が割れて小さくなつて居た、すると「君これだこれだよ、こいつが悪いのだ、コークスを入れて見よ」と云ふので致し方なく  
(一同哄笑)

やつて見ました。

岡部 ハッハハハ――滑稽だ、それで  
(暫く笑聲止まず)

青木 やつて見た所が成績が良かった、が然し其の後どうして駄目になつて又他で安く買つて來いと云ふので、何でも選

原物とか質流れと云つたのを着て居たから、誰一人としてそれを知つて居る者が無い。

それではいけない、女として最も大切なたしなみがなければと云ふので「在監女子へのしるべ」と云ふ書を作つて讀ませられた事がありました、それには衣類の仕立方から、米のとぎ方、火の焚き方、又客の接待の方法等極めて詳細に書いたものでして裨益する處が多く非常によい事だと感動させられました。

又先程の男女分隔と云ふのに關聯してですがあの例の濱町河岸の箱屋殺しの「花井お梅」が月に一回きつと氣が變になると云ふので其の原因を調査した處、矢張り市ヶ谷の構内で男囚があるを知つてゐたからだと云ふので、どうしても男囚の見えぬ所に隔離せねばならぬと云ふ結果になりました。  
(つづく)

### ◎急告

來月(五月號)から編輯事務を成るべく早く切上げて一日も早く會員諸氏の御手許へ此の雜誌の渡るやう計りたい心算ですから、趣味欄の投稿は「五日限」としますので、左様御承知を願ひます。

資料

アメリカ合衆國行刑管理(二)

國際委員M・サンフォード・ベーツ報告

(5) 職員數と收容者數の比率

千九百三十三年、統計局の報告に依れば、監獄(即ち、監獄及び嚴密な意味の『感化院』)の平均人口は十一萬九千三百六十六人、職員の總數は一萬三千六百六十六人である。故に、職員數と收容者現員の比率は八・七である。その比例は、施設によつて相當の開きがある。即ち次の數字となる。カリフォルニア州サン・クエンチン(San Quentin)監獄二〇・七、ミネソタ州立監獄四・七、ニューヨーク州のシンシン監獄七・八、オハイオ州立男子『感化院』二〇・〇、ミネソタ州立男子『感化院』七・四、コネクチカット州立男子『感化院』四・一、聯邦女子收容所(Etablissement federal pour femmes)四・六、マサチューセツト州立女子『感化院』三・一、である。女子用監獄及び『感化院』と男子用小監獄に於ては、比例の數字は一般に少し高い。『感化院』の比例は、通例同州の監獄の比例よりも低い。

(6) 職員官舎及その他の住居等

所長及び副所長は、通常該施設内に居住する。都會に在る施設には、稀に下級職員官舎がある。併し地方在の監獄は、少くもその職員の一部に對しては、該施設内に官舎を有することが屢々ある。女子監獄及び『感化院』では、該施設内にしろ、その附近にしろ、官舎は通常職員の大部分に提供される。

四、自由刑の執行

(1) 獨居或は雜居拘禁、累進處遇法

大多數の『感化院』及び監獄は、全受刑者に、或はその一部分が雜居拘禁にしてもその大部分に對して獨房を有してゐる。收容者は晝間工場で共同に働き、夜間を獨房に送る。晝夜の獨居拘禁は、労働を科しない短期刑施設に於て行はれるか、監獄及び『感化院』の懲罰方法として實施されるに過ぎない。獨居拘禁は労働を科されること稀である。プリズン・キヤンプ及び監獄農場(Prisons-farm)の如き施設に於ては、收容者は通例雜居拘禁である。聯邦及びマ

サチューセツト州の施設は、共に獨房及び雜居房を有する。雜居房は大小交々であり、大なるものは百人若しくはそれ以上のものもある。兩制度の併用の傾向は、一獨房に一人以上を置かないといふ建前と、法外の混雜の際には、屢々兩制度併用を敢てしなければならぬといふ事實に基いてゐるのである。

(2) 分類

合衆國の監獄に於ては、受刑者の分類は、大きな關心の對象である。各州は夫々独自の組織を持つてゐる。

豫防拘禁に附された者は、通例短期刑執行施設に於て通例分離された區劃に收容されてゐる。兩性は當然分離されてゐる。未決中の未成年者は、一般に分離拘禁に附せられ、監獄内の未成年收容所に、或は隔離した收容の家(un home de detention distinct)―市町村、私人の家の如―きに收容される。拘禁を宣告された未成年者は、通常矯正學校或は未成年教育學校に送られる。一州を除いて、全州盡く、此のグループに對して一つ或は多數の施設を持つてゐる。

二十州と聯邦政府は男子『感化院』を有する。此の施設拘禁を宣告された者の年齢の制限は種々であるが、一般の制限は十六歳或は二十一歳から三十歳までである。

十九州は女子用分離施設を有する、聯邦政府も同様である。女性收容者の數は、大きな州に於てさへも、州立の一施

設もないといふ程に制限されたものである。施設の名稱は色色であつて、監獄、『感化院』、農場、或は勤勞施設これである。隔離した施設を持たない州は監獄附屬の女子特別區(屢々それは男子監獄區から或る距離に在る建物内に設置される)を有する、或は女子受刑者を地方の施設に收容する。

成年犯罪者は次の基礎の上に分類される、一、犯罪履歴、(即ち初犯、再犯)二、社會の安寧に與へた危険(即ち、最小、中等、最大)三、彼等に對する醫療の問題(即ち、精神病者、精神異常者、肉體的缺陷者、病者、中毒患者、同性愛者)。分類制度の働く範圍は全州を通じ、累進制に依るのである。聯邦政府及びニューヨーク州、ニュー・ジャージー州、マサチューセツト州は最も緻密な分類の組織を持つてゐる。例へばニューヨーク州は、保安上各種の型に屬する受刑者用監獄、精神病犯罪者用施設一、缺陷的犯罪者用施設一、男子及び女子に對する『感化院』夫々一を有する。尙又、非常に信用されてゐるか、安寧秩序に對して最も危険でない收容者は、圍壁のないキャンブか農場に收容され、彼等は其處で開墾労働や道路建設や農業に従事し、非常に廣汎な自由が與へられてゐる。

施設別分類の外に、最も進歩的な制度に依つて、同一施設内に於ける收容者の分類が採用されてゐる。かくて、性的墮落者、老人、精神病者、不具者(miscellaneous)、精神薄弱者は、

ともあれ完全にその施設内で分離されてゐる。個人處遇の適正を期するため、調査、診察、注意を與へる目的を以て、臨床實驗 (cliniques) や分類委員會が色々な型式で組織された。幾つかの裁判管轄區内では、成年犯罪者は中央施設に移送され、そこで考査を受けてから各施設に押送される、併し、大部分の州では、犯罪者は刑の宣告に依つて一つの決まつた施設へ押送されねばならぬ、だが、該州の中央政府の執行權は犯罪者を一施設から他の施設へ移送し、此の方法で收容者の分類權を行使する。これ等の州に於ては、各施設は個有の分類職員を持つてゐる。それは一人以上の管理職員 (所長或は副所長)、一精神病醫、一心理學者、一教務課長、(un directeur pour l'éducation)、一作業課長 (un surveillant industriel)、一社會學者、或は『ケースワーク係長』(case work director)、教誨師より成る。分類所の各職員が、その特殊の觀點から收容者を考査した後、協議會が開かれ、各種の根據から來る資料は、その過程に於て検討され、犯罪者の問題は丹念に調べあげられる。理想的の條件では、問題は時々再調されるが、一般に勤務の過重は、特別の問題が起らない限り、職員にその再調を許さない。

聯邦施設は上記の一般説明に記載されたものに比較さるべき分類委員會を持つてゐる。收容者は月二週間、各職員の研究、考査を受ける。月の終りに、處遇のプログラムが出來

上る。一職員がそれが望ましいと考へた場合、彼等は再考査を受ける、慣例として、彼等が『パロール局』の考査に附された後、再調されるのである。諸施設への移送は、該施設の研究所、行刑局次席 (un Directeur-adjoint du Bureau des Prisons) の注意を基礎とし、局長の許可を得て行はれるのである。

マサチューセツト州には、分類の公的委員會はない。併し、各施設に『研究所』(Department of Investigation)があり、それは犯罪學の知識ある所長と、一精神病醫、一心理學者、多數の研究員から成る。該局はあらゆる場合に就いて詳細な説明をなし、それは分類、施設内に於ける處遇、パロール制釋放の基礎として用ひられるものである。諸施設への移送は研究所長 (le Directeur des Recherches) の注意に基き、該施設所長の意見を聞き、局長 (le Commissioner) の認可を得て行はれる。

(3) 勞 働

現行行刑制度に從つて、收容者が先づ工場労働か、農業か、鑛業か、道路作業か、その何れに従事してゐるかの問題は、主にその州の地理的位置にかゝつてゐる。監獄の大部分は工場を有し、そして工業地方では受刑者の大部分は斯様な工場で働いてゐる。工業州の田舎に在る諸施設は通常狭少な農場を有し、それは收容者に依つて開墾されてゐる。南部

の多くの州に於ては、收容者の大部分は農場や、道路の建設、維持に働いてゐる。千九百三十三年、監獄内で生産された價值は、總計七千三百萬弗に上つてゐる、その中二千二百萬弗は衣服、五百五十萬弗は靴 (chaussures) 五百五十萬弗は農業生産、五百五十萬弗は大小の綱 (ficelles et cordes)、四百萬弗は鑛業、四百萬弗は鑛石の (pierres) 生産である。監獄生産の上に法的制限を伴つた最近の經濟上の不景氣の結果として、收容者の労働生産額は減少し、従つて監獄作業の閑散を招來した。いくらかの州は、他州の監獄製產品の輸入を禁止する法律を持つてゐる。

合衆國に行はれる監獄労働の主なる組織は次のやうである。

- 一 『契約法』 (contract-system) と呼ばれる制度、州はそれに依つて收容者を賄ひ、個人企業家が州のために受刑者労働を雇傭する。
- 二 『出來高拂ひの法』 (piece price system) と呼ばれる組織、それは『契約法』に類似し、たゞ企業家が收容者の労働に對して支拂ふ代りに出來高拂ひ (paie pour le travail consacré à chaque pièce ou article) とする相違がある。
- 三 『一般計算法』 (public account system) それに依れば、該施設は製造者となり、自由市場でその商品を處分する。
- 四 『國家使用法』 (state use system) と呼ばれる制度、それに依れば當該施設は製造者であり、製品を國家とその機

關 (gas subdivisions) に引渡す法である。此の最後の制度には公益労働 (les travaux publics) も含まれてゐる。千九百二十三年には、各制度に依る生産額は『契約法』に依る二十五%を占める千八百萬弗、『出來高拂ひ法』に依る十六%を占める千二百萬弗、『一般計算法』に依る十九%を占める千四百萬弗、『國家使用法』に依る四十%を占める二千九百萬弗これである。千九百二十三年以來、『國家使用法』に依る生産方法への進展の傾向は抵抗すべからざる勢にある。

約三十州は、該州の監獄労働に對して賃銀の支拂ひを委任されてゐる、併しそれは實際は全監獄に對して支拂はれてゐない。その支拂額は最大限、日に數百弗から二弗の開きがある。或る監獄は、その作業が公益的なものであり、收容者が一産業 (une industrie) に使用された場合にのみ支拂ひを受ける。

聯邦施設に於ては、受刑者の大部分は工場で働いてゐる。生産される品目は澤山の織物類、例へば麻織物、履物、帯、衣服、刷毛や、金屬家具や木製家具、鑄物製品、印刷物を含む。農場は全施設に附屬してゐる。農業生産物及び手工業生産物は『國家使用法』に依つて整備される。千九百三十四年六月三十日には、聯邦のプリズン・キャンプには四百六十九人の收容者があり、彼等は道路の修繕及び建設に使用されてゐた。聯邦集治監 (les pénitenciers fédéraux) は作業に就役

する收容者の賃銀支拂を整備する。例へばアトランタ集治監では、平均二千六十三人の中七百三十人の收容者が年平均百十弗の賃銀を支給されてゐる。

マサチューセツト州矯正法に依れば、その施設は大部分工業地帯に建てられてゐるが、ボストン市に在る州立監獄を除いて、全施設は近接大農場を有する。作業は非常に種類が異なり、外部社會に於て優位を占むる作業を包含する。州立監獄收容者の約三分の二は生産作業に使役される。無職の四%を除く残餘の者は該施設維持のための勞働に使役される。殆ど生産物の九七・五%は州及びその機關に引渡され、殘餘は自由市場で賣却される。『國家使用法』に依る賣却物の比例が比較的の高いことは、同州の局、課 (Les divisions et subdivisions de l'Etat) に對して監獄生産物の購入を規定する一つの法律が存在するといふ事實に依つて自明である。州立監獄のみが、收容者の勞働賃金を支拂ふのである。賃金は作業收益に依つて支拂はれ、收容者が工場で働いてゐてもゐなくても、全收容者に授與される。賃銀は次の方法で與へられる。即ち、その半額は收容者の家族の手に飯し、四分の一は監獄内で使用するために彼自身に渡され、四分の一は彼の所有に計算されその釋放の際に渡される。近年、賃銀の平均は年一人に付五十弗に達する。

(4) 教育、宗教、慰安

收容者自身に慰安會を組織させて、彼等を力づけしてゐる、或る施設は彼等自身のプラスチック、コーラス、オーゲストラを持ち、作品を発表する。光線投射機を使用する施設の数は増加して、それ等は月に二回若しくは毎週演奏會を開催する。幾つかの施設は、講演者や聲樂組合、演劇組合の協力を享受してゐる。

極く僅かの施設だけが、軍隊教練を實施してゐる。組織的體育は通例たゞ『感化院』に於てのみ採用されてゐるに過ぎない。大部分の施設には、日に一時間或は數時間戶外で過させる規定があり、野球、蹴球等のスポーツは多數の者を力づけてゐる。

聯邦制度では、教育は自由意志を基礎としてゐるが、或る施設では、收容者の六十%から七十%までは教育勞働に加盟させられてゐる。教育的活動は教育觀察官 (Inspecteurs de l'Education) に依つて指揮され、文官任用令に依る助手 (Les adjoints du service civil) や收容者中選任された教師が彼等を補助してゐる。勞働と一般教育の交互關係の組合せは特に『感化院』で發展的に行はれてゐる。權威ある文献係りが現に或る施設に就業してゐる。各施設は今や健康なるフィルムを映寫し、野球『ハンドボール』、蹴球、拳闘の如き遊戯を組織してゐる。そこには個有のプラスチックバンドやオーゲストラがある。宗教的行事は本官或は囑託の牧師に託されてゐる。

十三州の行刑制度には教育の規定はない。他の諸州では、學校の級が一般學校の第八級以上に及んでゐるところも稀にはある。多數の監獄に於ては相當教育ある收容者のためには通信講座と他の補修講座 (『大學延長講座』) (University extension course) に依つて教育事業が營まれてゐる。或る監獄は、教育を一人の教務課長 (un directeur de l'Education) に託してゐる、それは獨占的な仕事であり、課長は數人の助手(本官或は囑託)を持つてゐる。教育の大部分が收容者に依つてなされることが度々ある。『感化院』や女子用施設では、教育的仕事は男子監獄よりも一段の努力を以て行はれてゐる。其處では、一般教育や職業教育の按配に對する或る種の試みが特に目立つてゐる。多くの施設では、教育が一定の程度に達するまでには、クラスの取換へは頻繁に行はれねばならぬ。

施設の大部分は圖書館を有し、最近設立された或る監獄には讀書室 (Des salles de lecture) がある。

宗教的行事は通例毎週行はれる。大施設には數人の牧師 (aumoniers) が居てこの仕事に専任して居るが、より小さい施設では囑託牧師がこの行事を司つてゐる。通常宗教上の行事はプロテスタント、カトリック、猶太教徒に限られてゐる。大部分の監獄ではその行事の度数は義務的でない。慰安の方法は普通或る程度迄許されてゐる。或る監獄は收

マサチューセツト州の各施設は教務課 (son département de l'Instruction) を持ち、それは教務課長 (un directeur de l'Education) に託されてゐる。『感化院』、州立流刑場 (La prison-colonie d'Etat) には、特色ある施設がある。州立監獄では教課 (Les leçons) は收容者の手でなされる。級の取換は義務的ではないが、或る施設内では少くも收容者の三分の二に對しては級の取換が行はれる。男子『感化院』では、一定數の職業に對して職業學級を持ち、州立流刑場では一般教育と職業教育の間に緊密な連繫が保たれてゐる、各施設は個有の音樂組織を持ち、州立監獄、州立流刑場、男子『感化院』は自己の作品を発表する。諸種のスポーツは許可せられ、特に男子『感化院』及び州立流刑場では、それは好條件に恵まれてゐる。牧師は本官か囑託か何れかを就職してゐる。圖書館はよく整備され、二施設内では受刑者が讀書し、自己の希望する書籍を選択することが出来る講堂 (salles de lecture) がある。

(5) 懲罰

收容者を懲罰する權利は通例所長に屬し、その補助官 (son adjoint) に託されてゐる。數施設では、優遇 (des privilèges) の廢止がある。それは次のやうなものである、即ち、發信・接見の禁止、慰安會への参加及び監獄内運動場への自由出入の禁止等これである。累進制及び點數制を適用してゐる『感

化院』では、點數の剝奪が懲罰法として採用されてゐる。刑期の一部分がその善行に對して免せられる裁判管轄區内に於ては、懲罰は減刑(註一)の剝奪の形式を以て行はれる。大多數の監獄で執られる最嚴罰は獨居拘禁であり、それは普通食の場合と減食(通常水とパン)の場合がある。收容者が減食を伴ふ獨居拘禁に附せられる期間は、通常數日間に限定されてゐる。鹽刑は數州に行はれるに過ぎない。

大部分の施設では、收容者の管理事務への參加の組織が設定されてゐた。それは相互補助會、即ち收容者委員會(conseils ou comités de détenus)の名の下に周知されてゐる。彼等の權利は、懲罰に部分的干渉をするか、收容者の管理への希望を知らせる單なる機關として立ち働くか、或は慰安の如き施設内の或る機能を援助するかにある。

聯邦施設では懲罰は所長の認可を得て副所長(Le directeur-adjoint)に託されてゐる。懲罰は譴責(La réprimande)、優遇の剝奪、減刑の剝奪、普通食或は減食を伴ふ獨居拘禁である。獨居拘禁は十日以上は殆ど適用されない、それは一日から最大限十日間までである。併し、收容者の保護的立場から、或は施設内の治安維持の目的からなされる分離は不定期である。體刑或は窄衣(Instrument de contrainte)の使用は許可されない。減食獨居拘禁者は少くも毎三日毎に完全なる量を支給される、醫師の命令があれば、それはより屢々與へ

れは普通食と減食とがある。最大限連續十日間しか減食獨居拘禁を受けない。

州立流刑場には應接室(un étage du bâtiment de réception)が獨居拘禁用(à détention solitaire)に充てられてゐる。ここでは、各舎(chaque pavillon)の收容者から選ばれた代表者から成る收容者委員會がある。委員は共同生活の各種の局面を觀察し、その釣合を保ち、該施設の管理者と協力することが要請される。委員會は收容者と職員間の傳統的な柵を打ち破ることに成功した。

(註一) 聯邦政府並びに大部分の州は『善行減刑法』(Good time law)と呼ばれる法律に依つて一般に周知されてゐる一つの制度を採用した。その制度に依れば、新に立法された特別の條件に基いて、宣告された刑期の減刑を受けることが出来ることになつてゐる。若し受刑者にして善行を保たないならば此の減刑は取消されることが有り得る。

(6) 場所及び受刑者衛生

全國諸々の州では、行刑局(Le pouvoir administratif central)或は施設委員會(Le conseil de l'Institution)は一般に監獄の定期的視察をなす権限がある。多數の裁判管轄區内では、州事務局(State Board)或は衛生省(Département de l'Hygiène)は視察をなすべく要請されてゐる。或る監獄の所長は、監獄

られる、一日二回醫師は彼等を訪れる。二つの施設及びチリコース(Cunichoe)に在る男子『感化院』とリーヴンワースの集治監には收容者の組織がある。それは『收容者委員會』(Conseil de détenus)の形式で組織され、その權限は、收容者の共同生活で團體的幸福に觸れる取扱に關して勸告をなすに止まる。聯邦内の他の施設では、體育や慰安に關して收容者委員會がある。

マサチューセツト州では、懲罰は副所長に託されてゐる。懲罰裁判がある男子『感化院』を除いて、懲罰は裁判なしに(sans cérémonie)科される、副所長は同時に收容者の告發とその辯護を聞く。『感化院』には、點數制が採用されてゐる。收容者は第二級で入院し、善行をなせば一定の點數を得る。四ヶ月間の満足なる行爲(parfaite conduite)の後收容者は第一級に選ばれ、二、三の優遇を與へられる。操行不良の場合點數は剝奪され、退級(retrogrades)され、尙優遇を剝奪される。『感化院』及び州立監獄は分離獨居拘禁制(La détention séparée et isolée)を適用する。分離拘禁(La détention séparée)は不定期間科され、該目的のために使用される獨房への拘禁、優遇の停止を受ける。併し食物は完全の割合で與へられ、日々散歩(promenade)を許可される。分離拘禁は通常殊に危険なるか、逃走の憂ある收容者に對して適用される。獨居拘禁(La détention isolée)も併用され、そ

醫に監獄の衛生状態を視察し、それに注意を與へ、食糧の監督をなすことを委託してゐる。

最近年に設立された監獄の大部分の各監房(Les cellules)には手洗所(toilettes)が備へられ、大多數の舊監獄にも手洗所が設けられた。收容者は通例許可された場合に診察を受け、性病診断の諸種の試みは大多數の施設内で流行的に實施されるやうになつた。多くの監獄及び『感化院』に於ては新入受刑者は二週間分離區に收容されて、觀察が行はれる。許可された定期的な診察は殆ど行はれないが、毎日醫師の接見を望む收容者の『病者行列』(sick line)がある。

聯邦の施設に就いて言へば、聯邦行刑局長(Le Directeur de Bureau fédéral des Prisons)或はその補助官の一人は再々視察をなし、所長に監獄の状態に關して注意を與へる。醫療は合衆國の公衆衛生局(Le Service de l'Hygiène Publique)に託されてゐる。各施設の醫務課長(Le médecin-chef)は『衛生官』(sanitary officer)の資格(en sa qualité)で機能する。三十日の中二週間が診察日に當てられる。聯邦の全施設は千八百九十六年以來建設されたから、各施設は比較的近代衛生設備を有し、監房(CELLULES)には手洗場が設けられ、通風、採光共に良好である。全施設は個々の病院を有してゐるが、『異常犯人に對する國立病院』(United States Hospital for

Delective De'iquents)——スプリングフィールドとミズーリに在る——は聯邦行刑制度に對して中央醫療部の役割を果してゐる。

マサチューセツ州に於ては、『矯正局長』(Commissioner of Correction) 或はその補助官の一人は少くも年二回全監獄を視察する。該州では性病診察を含む完全なる身體検査が慣例として行はれてゐる。『感化院』と州立流刑場には二週間毎に該検査を行ふ設備がある。許可を得た定期的診察は行はれないが、毎日一時間收容者は醫師と相談することが出来る。一般に、收容者は少くも毎週一回入浴しなければならぬ。女子用『感化院』及び州立監獄を除いて收容者は自己の監房に手洗場を設けることが出来る。各施設は個々の病院を持つが重病者は州立流刑場の病院に移送される。その病院は州立の全監獄 (Les prisons de l'Etat) に對して中央醫療部としての機能を有する、地方監獄及び矯正院の收容者は又こゝに移送される。州及び地方の全監獄の結核病犯罪者は該病院の一區劃に分離される。

聯邦行刑制度では、合衆國公衆衛生局——該局は全州を包含する組織である——が全受刑者への醫療的、齒科的手當をなす。各部 (chaque station) の醫務長 (Le medecin-chef) は全施設に定期的衛生視察をなし、通風、採光、煙房に就て比較的不完全なことに注意を與へる。

中集治監内に於ける給食制度に就いてこれが謂へるのである。長い間食物は監房の戸口から與へられてゐたし、従つて收容者の手に入るときは冷たく餘り食欲を誘はない状態だつた。併し食物の熱を保存する皿の運搬車の採用と共に、此の制度は人道的でもなく、満足すべきものでもないと思へらるれに至つた。かくて各監獄及び『感化院』は實際に食堂を備へそこで食事が給されることになつた。極度に人員超過の或る監獄では二つも三つもの仕事が必要である。相當数の州立監獄では、收容者は食堂に坐つて、給仕人 (waiters) の給仕を受けるか、或は前以てその食事は卓か腰掛の上に出されてゐる。聯邦の全施設及び若干数の州立監獄では、『無給仕制度』 (cafeteria system) のみが採用されてゐる、收容者は臺 (un comptoir) の前に行き、皿と食器一式 (Lentilles assiette et couvert) を採り、定量の食事を受取り、それを自席で直ちに食べる。收容者は擔當の職員に求むれば、第二回目の分 (une seconde ration) か補給食 (un supplement de nourriture) を食へることが出来る、或は多くの場合、給仕人がコーヒーや茶のポット、補給食のパン切れを持つて受刑者の間を歩いてゐる。食堂内で時々混雑が生ずるけれども、經驗は食事時間中秩序の維持に關する紛糾は非常に少ないといふことを示した。

鐵柵裝備の獨房から開放された雜居房まで各種の舍房 (logement) の型式がある。オーバートン州型の鐵柵 (La cellule barree ouverte du type Auburn) 裝備の開放監房——それは廊下で連絡されてゐる——では、通風は監房背部の壁に在る開口 (Une ouverture) に依つて確實に保たれてゐる。極く最近に建てられた聯邦監獄の監房の中その大部分は、歐洲型式 (Le type continental) であり、外部に日の當る窓を持つてゐる。戸口に設けられた硝子扉 (verres) は必要な空氣を流通させる。受刑者がのび／＼と住んでゐる大小の雜居房では、通風は窓から行はれ、通風口は必要な空氣を供給する。雜居房を視察する職員はこれを規正する責任がある。舊型式の州立監獄の大部分にはオーバートン州風の獨房取締り方法はまだ現存してゐるが、もうそんなに嚴格には行はれてゐない。歐洲的の制度が採用される傾向にある。

聯邦監獄でも、州立監獄でも、入獄時に着衣を領置し、粗いサージカ『デニム』(Denim) の收容者制服、半靴下、下着、靴を與へる。聯邦行刑制度では、夏は軽い下着が、冬には外套 (pardessus) と縁無し帽子 (bonnet) が與へられる。着衣の年平均費用は二十弗から三十弗に上る。頭髮及鬚を切除することは、一般に行はれてゐないが、衛生的理由から收容者がそれを望む場合は例外である。食糧の制度に關しては近年大きな進歩がもたらされた、就

三食分の費用は一日二十セントから二十五セントである。一般に給食は次の時間に行はれる朝食六時三十分から七時、晝食十一時から十二時、夕食四時三十分から五時三十分、聯邦制度では、法規 (Des regles) は一般に聯邦政府農務省の『内國經濟局』(Bureau of Home Economics) の食糧當局 (une autorité compétente en matière d'alimentation) に依つて與へられる、カロリーを充分に含み、各種の必要な部分から成る献立の『標準』(Standard) 量の發達には多大の配慮と注意が拂はれてゐる。食物の調理、配給を監督する經驗ある『料理人』(un «seward» ou «dietitian») を雇ふことは、一般に州施設の大部分に流行してゐる。何となれば全所長は監獄管理上その事は極度に重要であるとの意見を持つてゐるからである。監獄の良き管理は特別食が供されるといふことは相矛盾するし、全受刑者が同様な方法で受刑されることを要求するにしても、特別献立は常に醫務の命令で整へられ得る。聯邦制度では、收容者に補給食の購求許可の實施が論議されてゐる、如何なる種類の補給食も『公定委員制度』(Le «official commissary system») に依つてのみ購求することが出来る、購求費總額及び購求品目はその制度で嚴重に制限されてゐる。

資料

プロシヤ 刑務法 (六)

第六節 作業

第八十二條 作業ハ紀律正シキ且ツ效果アル行刑ノ基礎ナリ。

總テ作業ノ義務アル受刑者(重懲役、輕懲役、並ニ加重拘留ノ受刑者)ハ其ノ力ヲ可能ナル限り充分ニ必要トスル作業ニ就カシムベシ。

作業強制ヲ伴ハザル收容者(單純拘留者、民事拘留者)モ亦實施中ノ作業ニ就カシムル様勸説スベシ。

義務トシテノ作業時間ハ通例、重懲役受刑者ニ對シテハ十時間、其ノ他ノ收容者ニ對シテハ九時間トス。少年ニ付テハ第四百四十四條ヲ參照スベシ。

第八十三條 作業ヲ供給スルハ州政府ノ任務トス。作業ノ選擇ニ當リテハ民業ノ壓迫ヲ避クル立場ヲ前提トス。

ルコトヲ要ス。

收容者ハ第一ニ自所ノ需要ノ爲ニ就業セシムベシ。經理作業ハ之ヲ收容者ヲシテ實施セシムベシ。

收容者ハ第二ニ他ノ刑務所ノ需要及ビ聯邦並ニ地方官廳其他公共ノ施設ノ需要ノ爲ニ就業セシムベシ。公文書ノ謄寫ニ參加セシムルコトハ之ヲ禁ズ。

第三ニ收容者ハ之ヲ農業及林業作業ニ派出セシムルコトヲ得。荒蕪地ノ開墾ニハ特ニ重キヲ置クベシ。

前各項ノ種類ノ作業ニシテ充分ナラザルトキハ例外的ニ他ノ傭主ノ爲ニ收容者ヲ就業セシムルコトヲ得。作業ハ日傭賃銀又ハ個數賃銀ニ依リ之ヲ爲スベシ。作業賃銀ハ民間労働者ノ賃銀ニ、刑務所ニ於テ生産ニ係ル物件ノ價格ハ民間ニ於ケル取引ノ價格ニ適合セシムベシ。賃銀ノ決定ニ當リ

テハ刑務作業ノ特殊ナル事情ヲ顧慮スベシ。民業壓迫ヲ排除スル爲ニ契約ノ締結ニ先立テ事態ニ應ジ商業、手工業又ハ農業會議所(Handels Handwerksoder Landwirtschaftskammer) 職業紹介所員(Landesämter für Arbeitsvermittlung) 營業組合(Berufsverbände) 手工業組合評議員(Handwerkerbeiräte) 工場監督官、家内労働専門委員會ノ議長(Vorsitzende der Facharsschüsse für Heimarbeit) 其他ノ意見ヲ聽取スベシ。

作業經營ニ當リテハ技能ノ進歩ニ留意スベシ。女收容者ハ特ニ家政的作業ニ就業セシムベシ。

第八十四條 作業ノ種類ニシテ許ス限リ一日ノ作業課程ハ健康ナル労働者ノ平均成工高ヲ標準トシテ定ムベシ(日科 Tagewerk)。新就業者ニ對シ又ハ事情ニ依リ少年者ニ對シテモ作業課程ハ之ヲ輕減ス。限定労働能力者並ニ病者ニ對シテハ科程ハ刑務醫師ノ意見ヲ聽キ之ヲ定ム。

作業課程ヲ終了シタル場合ト雖就業時間中ハ就業ヲ免ゼズ但シ所長ハ第四十二條ニ依リ就業ヲ免ズルコトヲ得。

收容者前項ノ作業課程ヲ終了セズ又ハ成規ニ就業セザル場合ソノ責ニ歸スベキトキハ之ニ懲罰ヲ科スコトヲ得。

作業ノ賦課ニ當リテハ拘禁ノ種類(第四百四十五條、第四百

十六條、第四百四十七條、第四百四十八條、第四百四十九條)並ニ拘禁ノ形式(第五十五條、第五十七條)ニ關スル規定ニ留意スベシ。

受給人ノ授業手ニ對シテハ特別ナル服務命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ入門ヲ許スコトヲ得。受給人ハ行刑ニ關與セザルモノトス。受給人及其ノ授業手ハ服務命令ニ從フコトヲ要ス。本來ノ作業ノ經營設備ハ工業監督官(Gewerlaufsichtsbeamten)ノ監督ヲ受ケ、農業ノ經營設備ハ縣知事(Regierungspräsidenten)ノ監督ヲ受ケ。

刑務所ノ管理ニ關スル文書事務ハ之ヲ收容者ニ課スベカラズ。但シ刑務所内ニ於テ實施スル本來ノ作業ニ付筆記事務ヲ課スハ此ノ限ニ在ラズ。此ノ場合ニ於テハ諸帳簿又ハ官吏若ハ收容者ノ身分帳ヲ閱覽セシムルコトナキ様注意スベシ。

第八十五條 受刑者ハ法律ノ規定(刑法第十五條、第十六條、第三百六十二條。尙本法第四百四十五條第一項、第四百四十六條第一項、第四百四十八條第一項參照)ニ基キ構外作業ニ就カシムルコトヲ得。此ノ場合ニ於テハ普通労働者ト分隔セシムルコトヲ要ス。

構外作業ニ就カシムル者ハソノ犯行後ノ情況、經歷及健康

状態が其ノ勞働ニ適スル者タルコトヲ要ス。九月以上ノ刑ヲ科セラレタル受刑者ハ少クトモ六月ヲ一刑務所内ニ受刑シ且ツ殘刑期三年ヲ超エザル場合ニ限り構外作業ニ就カシムルコトヲ得。左ニ掲グル者ハ構外作業ヨリ除外スベシ。

- (a) 反抗スル者、同囚ニ危険ヲ及ボス者及逃走ノ慮アル者
- (b) 他ノ刑事事件ノ繋屬中ナル者
- (c) 嘗テ他ノ構外作業ニ於テ不適當ト認メラレタル者
- (d) 性病者、淫行幫助者及同性交者

構外作業場ハ豫告ナク之ヲ巡視スベシ。刑務所外ニ就業スル收容者ニ對シテハ服務・執行規則ノ規定、就中受刑者ノ分離ニ關スル規定（第五十一條、第四百四十一條第一項）及懲罰ニ關スル規定ヲ準用ス。行狀不良又ハ怠惰ナル者ハ之ヲ交代セシム。

構外作業場ノ監視ニハ深キ思慮アル看守官吏又ハ長期ニ互リ勤務成績良好ナル補助官吏ヲ配置スベシ。一時的ノ作業ニ限り作業監督者ヲ採用スルコトヲ許ス。傭主ハ其ノ雇傭ニ係ル監督者又ハ勞働者ニ作業ノ實際ノ監督ヲ委任スルコトヲ得。又收容者ガ作業ニ際シ其ノ行動ニ付全ク刑務官吏

ノ指揮ヲ受ケ且ツ民間勞働者ト場所的ニ分離セラル、場合ニ限り民間勞働者ヲ作業ニ參加セシムルコトヲ得。

出業ニ際シテハ看守官吏ハ各別ニ其ノ擔當スル收容者ノ交付ヲ受ク。看守官吏ガ銃ヲ携帯スルヤ否ハ所長之ヲ決定ス。出發ニ際シテハ毎回收容者ニ對シ逃走ヲ企ツル場合ハ武器ヲ使用スル旨ヲ告知スベシ。看守官吏ハ作業場ヨリ離ルルコトヲ得ズ。

收容者ハ外部ノ者ト交際シ、交談シ、物件ヲ授受スルコトヲ得ズ。飲食店及酒店ニ立寄ルコトハ之ヲ禁ズ。收容者ヲ一時的ニ構外作業ニ就業セシムル場合ニ限り職業紹介所長トノ協定準則（一九三三年三月十六日規則）ニ留意スベシ。

第八十六條 日曜日、國家ノ祭日又ハ國家ノ認メタル祭日ニハ作業ヲ休止ス、但シ經理作業又ハ非常用務ハ此ノ限ニ在ラズ。國家ノ認メタル祭日ハクリスマス祭、新年祭、受苦祭、復活祭、昇天祭、聖靈降臨祭及懺悔日トス。舊教ノ收容者ニ在リテハ右ノ外三聖王日、聖體日、聖彼得日、聖伴羅日、萬聖節、マリヤ受胎日ヲ休日トス。單ニ地方的ニ認メラレタル教會祭日ハ右ニ準ズ。猶太教ヲ信ズル收容者ニ對シテハ其ノ祭日タル逾越節（最

初ノ二日及最後ノ二日）、毎週祭（二日）新年祭（二日）贖罪祭（一日）、葉舍節（最初ノ二日及最後ノ二日）ニ於テ其ノ意ニ反シテ之ヲ就業セシムルコトヲ得ズ。

雜居拘禁ノ刑務所ニ於テハ信仰ニ依ル祭日ヲ有スル者ハ之ヲ作業時間中就業者ヨリ分離スベシ。所長ハ例外トシテ各個ノ收容者ニ日曜日又ハ祭日ニ於テ騒音ナキ作業ニ従事スルコトヲ許可スルコトヲ得

第八十七條 就業ノ義務ナキ收容者ハ所長ノ許可ヲ受ケテ自己作業ニ従事スルコトヲ得。自己作業ハ刑務所ノ安寧秩序ニ害ナキモノタルコトヲ要ス

第八十八條 作業ノ收入ハ受刑者ノ給養費（Unterhaltsgeld）ノ一部ヲ補填スルモノトシテ國庫ニ歸屬ス。自己作業ノ收入ハ收容者ノ所得トス。

第八十九條 收容者ニハ其ノ作業ノ成績ニ對シ作業賞與金（Arbeitslohnung）ヲ計算ス。作業賞與金ニハ勤勉、巧拙及成績ニ依リ等級ヲ付スベシ。作業ノ不足甚ダシキ場合ニ於テハ作業賞與金ヲ計算スルコトナク作業會計（Arbeitskasse）ヲ以テ支辨シ得ザル作業、例へバ刑務所ノ土地ニ於ケル道路ノ新設、輕易ナル農業作業（Hof- und Feldarbeit）其他ニ收容者ヲ就業セシムルコトヲ得。作業賞與金

ノ計算高ハ半額ヲ小遣錢（Hilfsgeld）トシ半額ヲ積立金（Rücklage）トス。詳細ハ作業經營及作業會計規則（Arbeitsbetriebs- und Arbeitskassenordnung）ノ定ムル所ニ依ル。

刑期三月以下ノ受刑者ニ付テハ作業賞與金ノ全部ヲ積立金トシテ記帳ス。收容者ハ記帳セラレタル金額ノ支拂請求權ヲ有セズ。作業賞與金ハ交付ニ依リテ初メテ其ノ所有トナルモノトス。作業賞與金ハ其ノ計算アルモ尙官廳又ハ保護團體ノ保管ニ屬スルトキハ強制執行ノ方法ニ依リ之ヲ差押フルコトヲ得ズ。作業賞與金ハ本人ニ交付セラレタル後ト雖之ヲ裁判費用ノ爲ニ差押フルコトヲ得ズ。

左ニ掲グルモノハ作業賞與金計算高ヨリ之ヲ控除スルコトヲ得

- (a) 刑事被告人又ハ受刑者トシテ收容中官有物ニ對シ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ加ヘタル損害ノ賠償
- (b) 逃走、追跡及復所ニ因リ生ジタル費用
- (c) 専ラ收容者ノ希望及利益ノ爲他ノ刑務所ニ移送シタル場合又ハ收容者ガ虚偽ノ申立ヲ爲シタルニ依リ規定以外ノ刑務所ニ收容シタル爲之ヲ所管刑務所ニ移

送シタル場合ニ於ケル移送費用

賠償義務ノ發生時ニ至ルマデノ作業賞與金計算高ガ損害又ハ費用(第三項)ノ全部ヲ償フニ足ラザルトキハ將來本人ニ計算セラルベキ額ヲモ之ニ充當スルコトヲ得。但シ釋放後ニ於ケル本人ノ保護ノ爲必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ。

小遣錢ノ計算高ハ郵税、疾病保険料、書籍、「燈臺」ノ購讀料、教化書及教化材料、製圖用紙及製圖用本、齒磨用具及齒治療費、追加食(第九十三條)竝ニ本人ノ犯罪行爲ニ依リ生ジタル損害ノ賠償ニ使用スルコトヲ得。其他必要アル場合ニハ所長之ヲ許スコトヲ得。積立金ニ付テハ收容者ハ所長ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ。積立金ノ使用ハ釋放後本人又ハ其ノ家族ノ生計ニ利益ト認メ得ベキ場合ニ限り之ヲ許ス。

例外的ナル場合ニ於テハ必要ナル支出ニ對シ必要ナル額ヲ作業會計ノ計算ニ對スル作業利得中ヨリ假許可トシテ支拂ヒ後ニ計算セラルベキ作業賞與金ヨリ之ヲ控除スルコトヲ得。

受刑者ノ作業賞與金計算殘高ハ釋放ノ際保護ニ關スル規程ニ從ヒ之ヲ處分スルモノトス。(第三百三十八條乃至第四百十

條)

第九十條 收容者災害ヲ受ケタルトキ殊ニ作業中災害ヲ受ケタルトキハ直チニ事實ヲ書面上ニ確定シ刑務醫師ノ所見ヲ決定スベシ。

作業ニ因ル災害ハ一九〇〇年六月三十日ノ法律(法令集第五三六頁)ノ規定ニ依リ手續ヲ爲スベシ。

經理作業ニ就業スル收容者及災害ニ際シ一九〇〇年六月三十日ノ法律ニ依リ災害賠償ノ請求權ヲ有セザル收容者又ハ其ノ遺族ニ對シテ適當ナル場合ニ於テハ該法ヲ準用シテ扶助ヲ與フルコトヲ得。其ノ決定ハ監督官廳之ヲ爲ス。

海外時報

第一回刑事學國際會議詳報 (一)

The Report of the I. International Congress for Criminology in detail

前號には取り敢えずこの會議に於ける各部會に於けるそれぞれの議題についての決議を報道するに止めてをいたが、本號に於ては、いさゝか詳細にわたりて會議の内容について報じたいと思ふ。

この會議では、豫め各議題につき一人又は數人の報告委員が指名されてゐて、委員は議題に對して提出されてゐる各家の意見を總括要約して異同を辨別するのであつて、この摘要は印刷に付され討議前に會議參列の各員に配付されるのである。議題はすべてで六題で、内三ヶは三ツのセクション(部會)で討議せられて、それ／＼一ヶの決議が採擇せられたのである。他の三箇の議題についても多くの意見書が提出されてはゐるが、討論の題目とはせられなかつたのである。

第一部會

議題 「少年犯罪の原因及び診斷並びにこの研究の結果の法規に及ぼす影響」

この議題については、會議準備委員の手で豫めパンフレットを刷つてをいて、この書中でこの少年犯罪の原因に關する問題については從來全く一方に偏した見地からばかり考察されてゐて、専門研究家の或るものは専ら生物學の見地から、他のものは社會學の見地より、更らにまた、他のものは心理學的並びに精神病學の見地からこの問題を看てきたとを指摘して、會員の注意を促がしたのである。また、實際、提出された多くの意見書をもても、少年犯罪なる現象の説明並びにその救治の方法の認識に關する意見の相違の存することが分明的なものである。生物學的の要素又は社會的の要素いづれが優位を占むものであるかの論争については、いづれとも決定されなかつたのである。

この兩方面の意見の報告者は統計上の數字材料を提示してゐるが、それも全く相反したものがあるのである。これは、適用された検査方法が異つてゐたためといふことで説明する外はないのであるが、また或は、國々に於ける犯罪關係が異つてゐるといふことも云へるのである。しかし、また同時に、生物學的原因と社會的原因とは互に離れがたいものであるといふためでもあるのである。

しかも、これにも拘らず、犯罪原因の考究の主たる目的は犯

罪の豫防に在り、而して、更らにまた、犯罪の原因に對する詳細な智識なくしては豫防といふことはあり得ないのであるから、どうしても個々のケース（犯件）に於ける犯罪原因が確定せられなければならないといふことには、滿場一人の異議を立てるものはなかつたのである。

少年犯人のタイプの分類は個々の報告者に於て甚だしく異つてゐるのである。しかし、實際に分類選擇をするためには、無條件に或る一致了解が必要であるので、報告委員はすべての意見報告を綜合して次の分類を提案したのである。

(一) 反社會的反應ある病的少年

かゝる少年は社會から隔離さるゝ必要があるので精神病院に收容さるべきものである。

(二) 智能及び性格については異常者と看るべく且つ反社會的反應を呈する少年

このグループに於ては、一人の少年に犯罪的反應を呼び起すには精神耗弱ばかりでは足りないといふことを確證するのが大切なのである。

(三) 禮質上反社會的な少年

このグループの少年については、クリミナルといふよりもアソチーショナル（反社會的）と云つた方が當るのである。彼等は慈愛と了解とを以て取扱つてやるべきもので、イタリヤの法律では彼等に對して徳性陶冶の慈父的な教育上の處遇を

施すよう定めた法律がある。

(四) 偶發的な反社會的少年

特に春機發動期に危険なのである。更らにまた、家庭に於ける薫育の缺乏とか若人の新しい欲求の理解の缺乏とかは彼等を驅つて反社會的行動に出でしむるに十分なのである。

(五) 不良にして犯罪をやりかねまじき少年

かういふ少年の年齢は特に十一歳と十四歳の間のものが多し。街で拾はれた少年、亂派な家庭で育てられた少年、又は肉體的の缺陷に惱まされてゐる少年の如きはこのグループに屬する。

少年に於ける犯罪の原因及びその研究について討論の行はれた後、次の一般報告が起草されたのである。

- (a) 少年は彼が已に不良性を示したる時に至つて初めて保護の目的物となつてはならないので、國家は夙くそのわづかに「徳性の危ふせられたるもの」(den nur sittlich Gefährdeten)と認めたるものに意を注がなければならぬのである。若し少年の悪化に社會的原因の存せることを認めたらば、社會政策、特に勞働政策並びに保護政策に於て問題の解決を試みなければならぬ。若し家庭が紊亂してゐるならば、少年は家庭から引き離して了うの必要がある。しかし此等の場合に於ける國家の干與の處置は常に迅速に行はれなければならない。
- (b) 而して、この國家の干與には先づ國家機關の協力といふこ

いのである。が、しかし、堅忍の氣風の失はれるに至るほど寛大であつてもならないのである。

- (e) 自ら改むるは固より容易なことではないが、人をして改悛の情の眞なることを信ぜしむるは更らに一層難いのである。是に於てか、一旦墮いて刑を受けたものゝ正道に入らうとする意志と彼に對する社會の不信の念との間に往々にして烈しい戦ひが起るのである。かるが故に、正路の生活への道が少年に對して自由に開かれるために、少年に存する更生精進の意志の表現に妨げとなるべき一切の束縛を除去してやる必要がある。
- (f) 少年に對する判斷といふものは困難な任務であるので、特別の裁判所を設置するのが適當だと思はれる。形々しい公開の裁判は少年に危険な影響を及ぼしがちのものであるから、この裁判所では非公開で平易なる事件に判決を與ふべきである。イタリヤの法律によると、少年審判所 (Jugendgericht) の陪席判事の一人は生物學、精神病學、刑事人類學、教育學の精通者でなければならないことになつてゐて、已にその效率的であることが證據立てられてゐるのである。

(g) 一九三五年ベルリンに開催せられたる國際行刑會議及び一九三七年のバリに於ける國際少年保護會議に於て議題となつた、少年審判官に民事及び争議、猶ほ其上に、少年に對する犯罪に於ける裁判管轄權を委ねべきやいなやの問題は慎重に決定せられなければならない問題である。少年に對する特別の裁判

とが前提となるのである。フアツシスト・イタリヤの國家事業たる「母子保護協會」に存する「觀察所」(Beobachtungszentrale)の如きものゝ設立が推奨すべきであるが、猶ほ一層好ましいのは、機を逸せず干與の手を伸ばすことのできる權能を與へられる審判所 (richterliche Stelle) の如きものゝ創設が望ましいのである。この觀察所 (observation centre) は醫師、教師、工場主 (Leiter von Unternehmen) 其他の協力を得なければならぬ。こゝに蒐集せられた材料は「生物學備忘簿」(biologisches Merkblatt) に収録し且つ斷えず報告を怠らず、また、すべての權限ある官公役所からの報告を記入しなければならぬ。

(c) 矯正施設 (Besserungsanstalt) の設備は刑を言渡されたものに在つても言渡されぬものに在つても事實上差別を立てる必要はない。が、しかし矯正處遇を執行するに當つては、この二つのグループは嚴に分離しなければならない。しかし、一つの施設が二つの異つたアブタイリング (區劃) を有つてゐるといふだけでは足りないものであつて、施設其者が別々になつてゐなければ目的は達成せられたとは云へないのである。以前刑を受けたことのないものに對する處遇の執行は、確實に判定された缺陷の除去に必要な感化處分に限らるべきである。

(d) 少年の矯正施設に於ては、權威といふ觀念と家庭的な氣分とがよく調和されてゐなければならぬ。處遇の規律も家庭的氣分の全く缺乏するやうなしかく、嚴重なものであつてはならぬ

権は手續を簡單にするといふ意味でなければ考へ得られないものであるから、かゝる裁判管轄權に於ては第三者の法律上の保護の災ひせらるゝことなきを保せないのである。

第一部會では、ヂュネーブ大學教授テラキ氏を議長として決議が可決されたのである——「決議省略——前號記載の通り」。

第二部會

議題 「犯人の人格の研究」

このテーマ（議題）には五十四個の報告が提出されたのである。報告委員は提唱されたこの問題の解決の基礎として次の事實を確認したのである。「近代のクリミノロジーの依つて以て立つ犯人の生物學上及び社會學上の概念を創造したことは生物學の功績である。今や、犯罪の成立に關してこの二重の要素を

確認することのできないやうな犯罪は存在しないことが一般に承認されてゐるやうである。即ち、二つの要素とは、一つは主觀的即ち内生的で犯人の人格に關するもので、他の一つは、客觀的即ち外生的で環境に關するものである。この第一の主觀的要素は遺傳された部分と習性的に得た部分とから形成されるもので、後の客觀的要素は、犯人の人格を形成し又は變形せしめる作用と直接間接に行爲の時犯人に働きかける作用との二重の作用から成立つてゐる。犯罪の發生になくはすまない條件は

が只だ價値のみを有するといふことがこの研究に機會を興ふる條件となるのである。

(d) この生物學上の人格研究の場所としては、刑事生物學研究所のある拘留所が適當と思惟さるるのである。

第二部會はミラノ大學總長ゲメリ教授の司會の下に討論の後決議を可決した（決議省略前號参照）。

第三部會

議題 「犯罪防遏に於ける裁判官の任務 附 裁判官の刑事生物學上の訓練」

このテーマ（議題）につき豫め會務委員の手にて準備していたパンフレット仕立の説明書並びに一般報告の一部に於て、已に刑事裁判官は單に論理的法律的に頭腦を騙し得るだけでは十分でなく、更らに進んで本質的な刑罰の目的として特別豫防（Spezialprävention）の効果を認めて、犯人の生活境遇及び本人の個性的な特徴を考察することを學ばなければならぬ、といふことが確認されたのである。猶ほまた、刑事裁判官は犯罪學に關聯した各部門の智識に精通してゐなければならぬといふ理由から、訓練に於ても司直の吏としての経路に於ても截然この二つの職を區別する方合宜の處置にあらざるとの見か開陳されたのであるが、しかし、かゝる方策並びに幾分たりとも刑事裁判官を以て裁判官中の地位の劣つたグループと見

この二つの要素であつて、然らずんば犯罪といふパラドキシク（常規にはづれた）クリミノロジーの現象は説明することはできないのである。實に、一方には、犯罪誘發的な外部の影響に對して毫も動かさるゝことのない、殆んど完成に近いといつても可い程の強い均齊のとれた人格を有つてゐる人間があるかとみれば、他方には、斷えず犯罪の誘惑に脅かされてゐて、只だ微小な外部からの閃光の點火がなく、爲めに内部の要素に活動の機會が與へられないといふ故を以て纔かに犯罪を行はないでゐるといふ、極めて強い刑事生物學上の勢力の潜んでゐる人格を有つてゐる人間もあるものであつて、犯罪に於ける内外の要素の關係は殆んど切り離すことのできないほどの緊密なものなのである。」

次いで、また一般報告には次の四ヶ條が確認されたのである。

- (a) 各國の刑法の立法に於て已にその價値の認められたる以上、犯人の人格研究の理由についても、はや、多々辯ずる必要はない。
- (b) 裁判官が生物學者と協力しなければならぬといふことについて意見の一致の遂げられた以上、何人がこの研究の擔當者たるべきやの問題は已に解決されてゐるのである。
- (c) 裁判と生物學の判斷との結果とが判決並びに刑の言渡の間に於て互に交叉したる場合に、生物學の裁判に對する協力

る觀念は慎しむべきであつて、民事刑事兩裁判官には等しく高貴なる要求が置かるゝべきであることは動かすべからざる原則でなければならぬからである。この二つのグループは共に相寄り相助けて法律の問題を解決しなければならぬのである。しかし、刑事裁判官には犯罪學の部門に於て補充的な訓練智識が要求されなければならないのである。

一般報告は、次いで特別訓練の那邊に存在し且つかに組織せらるべきかについて説明してゐるのである。刑事裁判官はその職に忠ならむためには、廣く人間に對する理解、特に犯罪者についての智識、並びに、例へば法醫學、人類學、刑事心理學、犯罪社會學及び犯罪統計、進んでは、犯罪の技術及び犯人の處遇教育等の種々の犯罪に縁の深い諸現象についての智識を有つてゐなければならないのである。一言を以て約すれば、刑事裁判官は、彼をして能ふ限りに犯罪を闡明し且つその原因を確定することを得せしむる刑事生物學についての豫備智識を有つてゐなければならないのである。深い刑事生物學上の智識といふものは實際に當つて肇めて習得せらるゝものなるが故に、これから司法官たらんとする青年がかゝる智識を豫め有つてゐないのは當然であるから、司法當局は、大學在學中學び得た智識を基礎とし特別訓練を施すべく司法官の職に就く官吏にクリミノロジーに關する科目の講義を授けるべきである。と一般報告は述べて居り、更らに進んで、行刑施設並びに法醫研究所に實地

見學して其處で講義を受けしむべしとの提案をも出してゐる。しかし、一方で、二つの危険な誤解を警しめてゐるのである。即ち、刑事裁判官は本來が法律家であつて、また、終に法律家たるに止まつてゐるのは必然であるから、獨り裁判官のみが刑事生物學上の智識を以てして自己の任務を満たし得るものと考へてはならない。且つまた、彼のみをして刑事生物學上の問題を決定せしめんと欲するならば、それは餘りに多くを彼に望むことにならう。専門家は絶縁してはならないのである。

然らば、如何なる方法に於て専門のピオローゲ(生物學者)をして判決手續に參與せしむべきであるかについては、議論の岐かるゝ所であつて、多數のものは彼を鑑定人として個々のケースに立會はしむることを希望してゐたが、他の少數者は、混合裁判制を採りて、彼に裁判官としての座席を與へんとの説を持してゐたのである。一般報告では、この後者の解決を正しいものとしたのであるが、これには、裁判長の位地は常に法律家の手中に存し且つ合議の場合に於ける多數決は同じく法律家の側で定まるべきであるといふ制限が加へられたのである。

猶ほ、残つてゐる問題は、豫審中及び刑罰執行中如何にして生物學との協力が成し遂げらるべきであるかといふ問題で、これに就いては、一般報告は、未成年者のみならず、すべてのケースに於て家族系統の研究が行はるべきで、且又、犯人の性格及び身邊の境遇關係に關する其他一切の報告を集めることを豫

る。二百六十九條より成り少年に關する廣汎な範圍に互る完備した規定の一と云つて可いのである。

この法律中特に注目すべきは、兒童保護、少年勞働保護、未成年者の衛生、教育及び職業訓練の規定、養子縁組、私生兒の法律上の地位に關する規定で、その第十五章には少年裁判管轄權が取扱はれてゐる。この第十五章の規定によつて少年審判官(Juzgado letrado de menor—learn d judge for minors)には次の義務が負はせらるるのである。即ち、少年審判官は十八歳以下の少年によつて行はれた犯罪に判決を下し、兩親、養父母及び後見人による放任棄育ち其他少年の性格を危ふすべき措置のあり及び兒童に對する虐待教育の懈怠等のありたる場合に適當なる處分を施し、少年矯正施設を監視し且つ未成年者を危険に曝さざらんがため適當なる保護に必要なる一切の豫防手段を講じなければならぬのである。少年審判官は犯罪を行つた未成年者及び道徳的不良性を帯びたる未成年者には特に下に掲ぐる處分を命ずることを得るのである。即ち、プロベーション(保護觀察)、校内禁足(Schularrest)、官設又は私立の矯正施設への引渡等である。多くの他の國々の少年法に見出さるゝ規定であるが、興味のあるのは、少年審判官は子女を適當に教育し保護せんことを彼等の兩親に督勵し、且つ、この點に關して問題の少年について考慮せらるべき一切の手段を講ずることを得るといふ規定である。かゝる處分は問題となつてゐる少年犯人又

審判事の義務とし、行刑施設に在つては、受刑者の研究のためにツェントラルステツレ(中央研究所)が設けられ、由て以て常時受刑者の人格に關して報告を與へ得るよう準備を怠つてはならない、と主張してゐるのである。

この第三部會では、ミュンヘン大學教授メツツガー博士の司會の下に、議題についての決議を採決したのである(決議省略—前號參照)。

Blätter für Gefängniskunke, November 1938

### 南米ウルグエーに於ける 少年保護と少年裁判管轄權

Child welfare work and juvenile jurisdiction  
in Uruguay

南米ウルグエー〔註——公式の名稱は「ウルグエー東方共和國」(Oriental Republic of the Uruguay)である。ブラジルの南方大西洋に面した一小獨立國で、ウルグエー河の東に位するを以て此名が出たので、この河を境として西の方アルゼンティナと接してゐる〕は去る一九三三年十二月七日を以て興味のある新刑法を公布したが、更らに、續いて一九三四年四月六日に於て注目すべき少年法(Código del Niño)を制定したのであ

は不良少年に對し行はれる精到なる精神病學上の研究及び社會的調査に基きて命ぜられなければならないのである。兩親が子女の教育に適してゐない人物である場合には、家庭外の他の場所に於ての養育が命ぜられ、その費用を支拂はしめらるるのである。猶ほ、この新しい法律に於て注目に値するものは、この法律により一個の合議體の少年局(Consejo del Niño-Child Board)が創設され、一切の少年保護事務が委任されたことである。この少年局は七部に分たれてゐて、各部の擔任してゐる事務は次の七種目である。即ち、一 出生以前の準備手當、二 三歳までの兒女の保護、三 三歳より十四歳までの少年の保護、四 十四歳乃至二十一歳の未成年者の保護、(特に勞働保護)、五 少年衛生(結核並び性病撲滅等)、六 教育(學校制度、職業訓練其他)、七 社會事業(特に厚生施設)及び法律事務(少年犯人及び不良少年の處分保護、養子縁組、庶子權等)、是れである。

因みに、右に關聯して一言述べてをくが、ウルグエーの首府モンテヴィデオには全米國際少年保護研究所(Instituto Inter-national Americano de proteccion a la infancia)がある(1)一、九二八年以來報告書(Boletín)を發行しすべての少年問題を科學的に研究してゐるのである。茲處に報道した一九三四年のウルグエーの新少年法もこの注目すべきインスティテュウト(研究所)の科學的研究と提案とに基いて制定されたのである。

(ボン大學スタインワルナー教授)

Monatsschrift für Kriminologie und Strafrechtsreform,  
Januar 1939.

### 中米グアテマラの新刑法

New Criminal Law in Guatemala

中央アメリカのグアテマラ共和国 (Republic of Guatemala) では一九三六年四月二十六日付で四百八十八條より成る新刑法を公布し、同年七月一日より實施したのである。

右の法律中重要な規定について一言すると次のやうなものである。重刑は、死刑、懲役(十五年まで)、重禁錮(一年まで)、輕禁錮(六ヶ月まで)、拘留(一ヶ月まで)及び罰金で、附加刑として、公權及び官職の喪失、並びに、沒收が規定せられてゐる。條件附釋放(假釋放)(懲役以外のもの)及び條件附刑の宣告(執行猶豫)(初犯及び自由刑の場合に於て一年まで)が許可されるのである。(第五十、五十一條)。自由刑の執行に於ては作業の強制は法規の定むる所である(第五十三條以下)。有罪の宣告を受けたものは加へたる損害に對し民法上賠償の義務を負ふのである(第九十七條以下)。しかし、キエウバの新刑法に於けるが如く賠償額を強制勞働によりて支拂はしむることはできないのである。犯罪に對する處罰の前提となるものは故意又は過失による法

律の違反である。(第十一條以下)。犯人が何人も當然用ふべかりし注意を用ひずして行爲したかいなかに従つて、重過失と輕過失の別が立てられるのである。第二十一條に従へば刑法上責任のないものは、(一) 精神病者、(二) 行爲の時精神に障害ありたるもの(この場合には、裁判所は犯人のものはや社會的に危険なるものを認むべからざるに至るまで不定期間相當の施設への監置を命ずることが出来る)、(三) 十歳以下の少年(十歳以上十五歳までのものに條件附の犯罪責任能力を認めてゐる)、(四) 正當防衛のため又は自己又は他人の現在の危難を避くるため已むことを得ざるに出てたるもの等である。

他のスペイン系アメリカ諸國の刑法と等しくグアテマラの新刑法に於ても、また刑を減輕加重すべき情狀を認めてゐる。即ち、尊敬する動機、正當なる憤怒より出でたる行爲は減輕せられ、貪慾、豫謀による行爲、浮浪生活、再犯、累犯(三犯以上は常習犯とし且つ該當刑の二倍が課せられる)、背任の行爲は加重せられるのである。

グアテマラの改正刑法には保安及び矯正處分に關し、また、豫防に關して何等の規定を設けてゐない(只だ精神病者の場合に不定期間の監置が命ぜられてゐる)。これは全く明かな缺點と云はなければならぬ。政治犯は嚴刑を科せられる(反逆罪は死刑)。殺人犯は同様に死刑を以て處罰せられるのである。

個々の犯罪については別に何等新奇なるものゝ報すべきものはない。

Monatsschrift für Kriminologie und Strafrechtsreform,  
Januar 1939.

### リンチング・レコード(私刑)

— Lyching Record, 1938 —

アメリカのニエグロ(黒人)の教化を目的とせるタスクチー・インステイテュウトの調査部の編輯されたレコードに従へば、一九三八年に於てリンチ(私刑)されたものは六人あつたのである。これは一九三六年及び一九三七年の兩年のリンチ數八件よりも二件少いのである。而して、一九三五年の二十件よりも十四件少いのである。リンチされた人々の一人も法律の手にはかゝらなかつたものである。犠牲となつた二人の屍體は焚かれたのである。

なほ、このレコードによると、警官によつてリンチの防止されたものは四十二件であつた。此等のケースの中三件は北部のステート(州)に在り、三十九件は南部のステートに起つたのである。この四十二件の内四十一件では、犠牲とならんとしたものは已に拘禁中のもので、或は他處に移され又は戒護官吏の

増強せらるゝによりて緩かに事無きを得たのである。他の一件に於ては、監獄に押し寄せた血に飢ゆるリンチヤー共を逐ひ拂ふために軍隊の出動を見たのである。リンチされやうとしたものは總計五十三人で、内三人は白人、四十九人は男子のニエグロ、一人は女のニエグロであつた。

リンチされた六人のものはすべてニエグロであつた。リンチの言ひ掛かりとせられた犯罪は、強姦一件、殺人三件、葬儀料金未済一件、婦人侮辱一件であつた。リンチングの起つたステートと此等のステートに於ける件數は次の如し——フロリダ州一、デオーヂア州一、ルイヂアナ州一、及び、ミスシッピ州三である。

Journal of Criminal Law and Criminology,  
February, 1939.

# 最近の支那事情 (一)

改造社長 山本實彦

本文は山本氏が刑務協會茶話會席上述べられた講演の大意速記である。

## 戦争に對する彼我の心構へ

何か支那の話をするやうにと云ふことでありましたが、丁度私は昨年十二月卅一日朝に上海を出發しまして、同日の夕方には歸りまして、兎に角七時間足らずで上海から歸つて來られるのであります。参ります時は今回は十二月七日の日に矢張り立川から廣東まで飛行機で参つたのであります。今回は主に廣東と香港に参りまして、始終旅客機とか、軍用機などを使用して貰ひましたからして、五十日間分位の仕事が出来まして、

今更文明の利器に感心致したやうな次第であります。私が参りました今回の部分だけについて報告しますれば、極く最近の事情をば皆さんに報告出来ると思ひますけれども、併しながら交戦支那の大體の把握と云ふことについてお話しして見たいと思ひます。北支とか中支とか云ふものにつきましたは、昨年の丁度八月頃に視察致しましたときから幾らか模様が変わつて居るかも知れませぬけれど、しかし、事變にたいする見通しについて重大な變化があつたとは思はれません。また變化のあつた部分につきましては私の推測で申上げることには致したいと思つて居ります。

大體日本の戦争に對する認識と、支那の此の戦争に對する覺悟と云ふものと

は、其の間に非常の差異があるだらうと、斯う思つて居るのであります。日本は成る程、數百億の費用と數百萬の將兵をば向かうに出して居るのでありますから、痛手は痛手に違ひありませんが、國民及び知識階級其の外の議論や態度に見ましても、何だか生死の竿頭に立つて居ると云ふやうな氣持がしないやうであります。併し支那に行つて見ますと、交戦地區は勿論のこと、それに接してゐます地方に於きましても自分の國家及び全民衆を賭けての戦争であると云ふ意識がハッキリ第三者にもわかるのであります。ところが、一面には支那人は非常に呑氣でありまして、今回私が香港に参りましたときなどはどこに戦争があるかと思ふ様なところもありました。大體皆様御承知の通り香港は英領でありまして、さうして其の隣には葡萄牙領の澳門があります。國際的に非常に入込んだ關係になつてをりますからして、日本軍が南支を攻略します時に一番困つたのは此の點

であつたさうであります。

さう云ふやうな外國の勢力と交錯する地帯で、仕事をすると云ふことは非常に難儀であつた。でありますからして南支攻略については色々日本の政府の方でも一回決心し、二回決心して、始めてやられたと云ふやうな事になりましたのであります。私が参りましたとき、廣東は人口が三十五萬乃至四十萬位ありました。これも正確な統計ではありませんが、我總領事館などではさう申してゐました。

戦争前は約百三十萬もあつたのであります。それが三分の一、四分の一に今減じて居るやうな次第でありまして、さうして現在廣東にをります人間と申しましては苦力階級とか、勞働階級とか、さう云ふやうな人間であります。それから此の外に蛋民族と云ふのが廣東の町の真中に流れてをります珠江と云ふ川に水上生活をしてゐます。彼等の總數は約十萬

人から十二三萬人、香港の水上生活者まで入れて十七八萬人位をると云はれてをります。さう云ふ人間は事變で日本が占領します前と殆ど同じやうな數がをるのであります。でありますからして、結局さう云ふ人間まで合せて現在約四十萬人しか廣東には居ないのであります。然らば、廣東省にはどれだけの人口があるかと申しますと、三千七百數十萬人をるのであります。でありますから一省で以て朝鮮の約一倍半の人口を持つてをる譯であります。

## 廣東は何故陥落した

それから廣西省は廣東省に接してゐまして、海岸をもたない所の省であります。廣西は李宗仁、白崇禧によつて率ゐられる精兵がゐます。支那の中で廣西省だけは日支事變前から徵兵令を日本のやうに布いてをつたのであります。備兵ではありません。今回我軍がバイヤス灣に上

陸したときは廣西軍は、廣東にはをらなかつた。たいてい廣東兵だけでありました。そこで今度廣東が何故あんなに脆く破れたかと云ふ事につきましては、私は色々書いて置きましたが、兎に角余漢謀と云ふ人は御承知の通陳濟棠と云ふ人をば追つて、自分で居居はつた人でありまして、部下も信服してをると云ふところまで行つてゐませんし、それに省政府の役人達は皆彼に反感をもつてゐたのであります。その上、蔣介石の方からは王俊と云ふ目付役を廣東に派して事毎に余漢謀を制肘してをりましたし、それから政治の方面に吳鐵城と云ふ人がゐまして、兎に角三人の代表者が鼎立してゐてお互に勢力争ひをしてをつたのでありますからして、軍の統帥も困難でありました。さう云ふやうなイザコザで實際に至るまで採めてをつた。ところで我軍が迅速にバイヤス灣に上陸してしまつてドンドン廣東さして攻めて行く。そのとき

王俊は余漢謀の訓練した兵隊では抗戦至難だと思つて參謀官や、大隊長、中隊長等を招集して全部再教育してかからなければならぬと云ふので、丁度日本軍がバイヤス灣に上陸する迄、さう云ふ再教育事業に従事してをつた、さう云ふところへ日本軍が斯うして上陸したものでありますからして、非常に意外であつたやうであります。さうして今迄は南支に覇を稱する某強國の諜報機關と云ふものが非常に整備してゐまして、事毎に重慶政府に通報したり、連絡を取つたりしてをつたさうであります。バイヤス灣上陸の時はその諜報機關でさへも察知することの出来ないやうな機敏の行動をしたためにまああゝ云ふことになつた。色々原因を尋ねて來ますと澤山あるやうであります。

先づ大體さう云ふやうなことが擧げられてをりますが、また一面には廣東省には從來、十二箇師團したのであります。が、事變とともにその十二箇師團の兵が三分の一以上北上してをりまして、その爲に廣東にをる者は第二戰の兵隊がをつたとも云はれてゐます。さう云ふ色々條件があつたのでありませうけれども、第一は統帥者が争つてゐたからだと思はれます。それに彼等統帥者及び蔣政權側に於ては英國と云ふ外國勢力の眞中に日本軍が進出し得ないだらう日本は英國をば兎に角恐れてをるからして、此の南支については中支や北支見たやうに行かないだらうと云ふやうな誤算もあつたことと思はれるのであります。

そこで日本軍は御承知の通りバイヤス灣に上陸しまして、一路廣東に行つたのであります。廣東は皆さん御承知の通り革命の本場でありまして、孫逸仙、汪兆銘、胡漢民、蔣介石、あの人達が本當に此處で革命の準備をし、革命の思想を養つたところでありまして。彼等は革命を成功させるために浙江財閥と一しよになつた。廣東の華僑と同心一體になつたのです。華僑はたいいてい廣東省の出身者が多いのです。これ等の華僑は新嘉坡、瓜哇、アメリカなどに散在して財を獲得してゐるのです。それで彼等の物的の後援がなければ革命はなか／＼成りがたいのです。今、廣東を奪はれて彼等華僑はいへん落膽してゐるのです。彼等が革命家に金を永年貢いだのはこんな筈ではなかつただらうと思はれるのです。そこで彼等は蔣の遣り方を怨むやうになりました。廣東は彼等の心臓、肺臓であります。つまり現在の共産黨が延安と西安を奪はれるやうなものです、それよりもつと大事でありますから、彼等に取つて痛いこと此上なしの地であります。それからまた、現在廣東から澳門までの距離は七八十里しかありませんけれども、非常に人口が稠密して居まして、廣東省の人口の三分の一弱こゝにありまして、約一千萬人位であります。その線路は現在どうなつてをるか云ふと、今非常に重要なものとなつてゐるのであります。本日の新聞か昨日の新聞で見ますと、中山縣

は所謂孫逸仙が生れた土地である。此の土地にも日本軍が手を付けたと云ふやうなことが見えてをるやうであります。殊に縣長は張と云ふ人であつたと思ひますが、其の人は丁度廣東が陥落しましてから、こゝに自治政府を作るからして、日本と親善をばしたいと云ふやうなことを自分から申込んで來た。丁度中山縣はさう云ふ重要な所でありましたが、兵隊は一千人しか居ないと云ふやうな状態でありました。所が此の香港から廣東に行きます、つまり香港から丁度五分位で海を渡りますと九龍と云ふ所があります。其の九龍から深圳と云ふ所があります。こゝが丁度英國と支那との國境になつてをりますが、其の深圳から廣東までの地點と云ふものは鐵道がずつと行つてをりましたが、現在深圳から廣東まで鐵道が通じてをりませぬ。こゝをば占據すると云ふことは比較的容易のことであつたらうと思ひますけれども、どう云ふものか今だにこの一帯が確保されてゐませ

ん。是は國境地帯、即ち深圳と云ふ所に手を付けると云ふことはもう直ぐ英吉利の國境でありますからして、國際的に重要な結果を生ずると云ふやうな考で、そこに手を付けて居なかつたのであります。でありますからして兎に角此の英國と廣東との線と云ふものは現在まだ鐵道が通じてをりませぬ。でありますからして結局現在では廣東から澳門まで船で交通してをるのです。此の間がやつぱり最初に申上げました通り七八十里あります。丁度六七時間で参りますが、澳門政府は豫ねてから日本と通商を開きたいと云ふやうな考をもつて居つたのであります。併しながら此の澳門政府（葡萄牙政府）は矢張り歐洲の母國に於て、英吉利の機嫌を損じては大變でありますし、それから又現在澳門に於きましても水道とか、港灣とか云ふものは資本を英國が投資して居ます關係上、英國の機嫌を損ずると云ふことは、非常に此の澳門の存立と云ふことに對して考へなくちや

ならぬことあります。私は一昨年十一月此の澳門に参りまして、丁度民政長官に會つたのであります。其の時英國との關係をばちよつと聞かうと思ひまして話をした所が、殆ど面色が土のやうになつて、英國の問題に觸ると云ふことをば怖はがつたのであります。ところがやはりその日バルボサ總督に會ひましたが、總督は平氣のもので相當の話をする、尙ほグリゴロ憲兵司令官なども出て來て話すと云ふやうな具合で、一面は英國の壓迫に對してよい氣持をもつて居ない。彼等は葡萄牙が英國より先に東洋に根據地を設けたのであるからと云ふ考があるのです。現在國力が比較になりませぬので、向ふの言ひなり放題になつてをるのであります。所が越えて昨年になります。昨年の十二月二十三日の朝私は澳門總督に再び會つたのであります。今回は決然たる考を持つて居りました。飽くまで日本と提携して行かなければならぬと云ふやうなこ

とを言ふ。それから憲兵司令官あたりもさう云ふ考をもつてゐる。私が今回参りました時は毎週一回に澳門との通商を開くと云ふ、所謂給水、船に水を給すると云ふ目的の下に澳門寄港をば承諾して貰つて、表面では向ふの英國の政府に對する思惑と、それから交戦國の一國と通商を新に開始すると云ふことが非常に困ると云ふのは、澳門は元は人口十五萬でありましたが、現在は四十萬人位を、そして其の九割五分以上と云ふのは支那人であります。九割五分以上の人間をば收容してをるところに於て、新に日本と通商をば開始すると云ふことは非常に危険である。さう云ふやうな考をば持つて居つたのであります。併し今日は毅然たる考を以て所謂通商を開始して、現在は一ヶ月に二十回汽船が廣東と澳門とを交通するやうになりました。是は第一回が昨年十二月の二十二日に開始されたのであります。

それで廣東が陥落して香港や澳門に逃れた支那人は有産階級でありまして、是は戦争前から逃れて居る。兎に角香港や澳門に参ります者は少し位の金をもつては逃げられませぬから。

英國官憲の焦躁

そこで一方澳門との交通が開けまして、英國政府は日本軍最高指揮官に敬意を表したいと云ふやうな事をば向ふから申出た。併し時期でないからして英國の申出と云ふものは、其の儘握り潰されたと云はれてゐます。私はこんど、香港總督のノースコット卿と約一時ばかり會つたのであります。英國の出先の總督と致しましては、どうしても廣東が現在のやうに英國と交通がなければ非常に困ると云ふことを言つて居る。即ち避難民が香港だけで三十萬乃至四十萬と云ふ多數が此の事變のために殖えてをる。是をば收容して行くと云ふことについては現在でも非常に當惑してをると云ふ話でございました。それで澳門の方でも日本の占

としても相當考へて居る様であります。丁度一昨年十一月私が香港に参りました時は映畫館に参りましたが、往來を歩きましても、飯を喰つてをりましても、随分英國人の態度が日本人に悪かつた。それから支那人も非常に壓迫的のことをやつたものです。でありますからして道を歩くにも困つた。松原旅館あたりも山から何時でも石を投げられて旅館を經營して行くことが出来ないで、香港政廳から閉鎖を命ぜられてをつたやうな状態でありました。それが一年経ちまして今日に於きましては支那人も日本人に對しましては、さう亂暴をする者もないし、澳門に於きましても、香港に於きましても、支那の女と日本人と手を繋いで歩いて居つても、まあ見ぬ振りをするやうな状態です。それから今日に於きましては香港政廳は日本の女が香港に這入ることを好みませんから日本の料理屋あたりでも支那の藝者をば使ふのです。さうして支那の藝者が現在でも日本料理店で

スキ焼をばやつたりして、日本の藝者さんよりずつと親切に盡して呉れるのです。花代は安いし、骨身惜まらず働くから日本の藝者より香港では支那の藝者が持てること云ふやうな状態でございます。

澳門と廣東

一月私が参りました時には、第一回目は彼女等も踊るのでありますが、二回目には、もう日本人だといふことが知れますからして、拒絶して睨み付けると云ふやうな状態でございます。今度も夜の十一時頃になつて拒絶したことがありますが、所が此の澳門の憲兵司令官は大の日本黨でありますからして、自分で出張して行つてそれならばダンスホールを今夜限り閉鎖すると云ふやうなことを言つて脅かした。さうして其のダンスをば繼續させたこと云ふやうな面白い話もあるのでありまして、昨年十一月と一昨年の十一月との間に於いて、葡萄牙の官憲も變化し、それに又さう云はれると矢張り繼續する支那人のダンス及びそれを圍む所の一團と云ふものが、弱腰になつて來て居ると云ふことを皆さんお分りだらうと思ひます。それでさう云ふ風に日本人の威力と云ふものが澳門にも香港にも深く浸透して参りましたので、日本人の人々でも有頂點になつてをる人もある

し、又實際西洋人なども道を避けて通るやうにすれば日本人としては氣持がよいのでせう。併しそこに考へなければならぬ點が幾らもあるだらうと思ひます。

それで北支に於きましても、私は昨年の七八月参りましたが、中支に参りましても共産黨の勢力が非常に増大して参りまして、國民黨のスローガンと云ふものは民衆に飽かれて居る。壓力がないやうである。北支は今まで棉の産地であります。山西省でも、陝西省でも、河北省でもさうであります。共産黨は第一に此處を占據致しまして、棉を植ゑるなど云ふ宣傳をやつたのであります。結局棉を植ゑても得するものは日本の資本家であると云ふやうな宣傳をする。それで食糧を植ゑなければならぬ、殊に斯う云ふやうな全國民を結成して抗戦しなければならぬ時は食糧第一であるといふことを言つたのであります、そして彼等共産黨は山西省に出動してをる者なんかも靴下のないのが三分の一であつたと云ふ話であり

ます、これは丁度一昨年の冬ごろのことです。これは丁度一昨年の冬ごろのことです。彼等として第一の必要なものは食糧である、であるから河北省、山西省のものに對して呼びかけて、黍とか米とか、さう食糧をつくらぬものは非國民であるといふやうな宣傳をしたのであります。で、共産黨はさう云ふやうな穀物と云ふものは外から求め得ないと云ふのでしたのであります。河北省でも、山西省でもさう云ふやうな民衆が食物を作らなかつた場合には其の地方に於いてゲリラ戦術と云ふやうなものは出来ないからであります。御承知の通り共産黨の本據は陝西省であります、此處は物産が少くないし、穀類も少ないのでありますからして、陝西省方面から送ることは出来ない、ソヴイエトから西安、山西を経て送ると云ふことも現在出来ない、現在送り得るものは辛うじて飛行機とか兵器に限られて居ると云ふやうな状態でありま

蘇國の國防線に就いて

す。食糧を送ると云ふやうな餘裕はソヴイエトにはないのであります。さう云ふ

やうな交通道路もまだ完備してゐないのであります。ソヴイエトが支那の共産黨を動かして、本當に共同戦線を張ることになればどうか分りませぬが、現在の所は食糧はまだ送られてゐないのであります。

れは即ち日本軍に戦争があれば斷ち切られると云ふやうな所が何ヶ所もある。であるからして其の輸送と云ふものは非常に困難である。であるからソヴイエトとしては第二の國防線と云ふものの樹立を現在やつて居る。現在迄は黒龍江を中心にした國境に防備設備をして居ります。浦鹽の線に於てはウスリー河を中心にしてやつてをりますが、それではいざ戦争と云ふ場合にこの線を斷ち切られて困ると云ふので今度は鐵道線路から離れた所の第二線の國防線路を樹立すると云ふやうなことに、いまから努力してをるやうな状態であります。所が此の第二の國防線が出来ました場合に兵糧はどうして送るか、又貯蔵するかと云ふことが、非常にソヴイエトの心配の種になつて居る。

北支中支の農民たち

現在一年分とか一年半分とかコンソモリスク市(ハバロフスクの北方)を中心としたところに貯蔵してあると言ひ振らして居りますが、それは嘘である。ソヴイエトの計畫としてはハバロフスクから

そこで此の北京一帯を中心とし、また徐州邊を中心にして、農民は現在どう云ふ風になつて居るか云ふことを申し上げますと、私が昨年七月の末から八月参りました時までは徐州方面の田や畑と云ふものは草が蓬々と生えて居りまし

て、穀類と云ふものは一切作れなかつたのであります。さうしたところは雜軍の統制下にあつたと見えます、蔣介石の命令が比較的徹底してゐなかつたところなのであります。それで、丁度畦道が殆ど分らぬやうに草が茂つて居りましたからして、戦争になると直ぐ逃げたと思はなければならぬのであります。所が南京、杭州の街道にも戦争がありました、これは十月十一日行つて見たのでありますけれども、畦道ははつきりして穀物は平常の如く植ゑられてゐる。其の後に行つて見ましても、立派に農民は故郷に歸つてゐるのであります。さう云ふやうな風になりましたならば共産黨としては思ふ壺であるわけですが、併し彼等に取つて悲しいことには農民が歸つて居る地域は共産黨の勢力下ではないのであります。共産黨は矢張り人口の多い、土地の豊かな地方をば占據する必要がありま

返へさうとして非常に努力したのであります。そして彼等の目的と云ふものは或る程度まで達成されまして、現在では冀東地域にも相當進出して來てをるのであります。

それから此の中支一帯の共産黨と國民黨との勢力の分布状態につきましても、一々私の知つて居る所を御報告致しましたならば、皆さん御納得が行くだらうと思ひますけれども、それは時間の關係上、迎も許されぬことでもありますからして、支那の所謂中樞地帯の省察に止めたいと思ふのであります。南京、徐州、杭州、さうした方面は共産黨が進出することが出来ない、現在も進出することが出来ない。所が漢口の陥落する前後に於きまして、今まで分散してゐました所の支那の共産黨が一つの結合を持つやうになつたのであります。今までは延安の第八路軍は、即ち中央共産黨の本據にゐて、さうして政治部主任に毛澤東、軍事の主席に朱德が當り、また彼等の代表と

して、周恩来が南京に出張して、蒋介石の國民黨との接衝に當つてをつたのであります。それが、それ以外に別動隊と云ふものが出來たのであります。皆様御承知の通り共産黨が今の陝西省に逃げる迄は江西省の瑞金と云ふ所に都がありました。是は田舎でありますけれども、兎に角南方支那に於きまして兵器も或點まで製造することが出來、それから紙幣も作る

と云ふやうなふうに、獨立政府の形態だけは備へて居つたのであります。其の瑞金を逃げてから今の陝西省に行つたのであります。ところがまだいくら江西省や安徽省の隅の方にその殘黨といつたものがありました。それが彼等にとつて好都合な國共合作といふ時局の波に乗つて一つの勢力をば結成したのであります。これを新編第四軍と彼等は申して居るのであります。でありますからして共産黨は南の方と北の方とに、漢口陥落前後から二つの勢力になつたのであります。人物に於ても、兵隊に於ても、其の

外の組織や機關に於ても南の方と云ふものは兵隊だけでありまして、北の方のものに比べると、その勢力は微々たるものやうであります。共産黨は非常に人物が豊富だと云はれてをります。國民黨政權の孫逸仙が事を擧げる時は蒋介石とか汪兆銘とか胡漢民とか年少氣鋭の人がゐましたけれども、併しあの人達も十年経ち、二十年経ち、三十年近く経つ中には自ら年をとつて、元氣も失ひ、自ら迫力と云ふものを今日ではもう失ふやうになつて來て居るのであります。丁度此の日本に於きましても其の通りだらうと思ふのですが、所謂既成政黨と云ふものは何となく國民から飽かれて居ります。國民黨もさう云ふ風に國民から飽かれて居る。蒋介石は必ずしも悪い政治ばかりしてゐたとは云へないかも知れませんが、同じ人が天下を取つてをれば、次第に色色の病氣も出て來るのだらうと思ひます。早い話が双葉山でもさうでありませう、自分は矢張り強い積りで居つても、

何處かに精神の充實と云ふものがなくなつて來る。さうして色々の客觀的情勢と云ふものも變つて來ると云ふ風なことになる。相撲でも水を付けぬ中では分らないが、相撲を取つてみてその缺陷と云ふものが分るやうに、國民黨も今回戦争をして見て、自分達の缺陷と云ふものが相當分つて來たやうであります。

### 支那の青年將校と蒋介石

西安事件前までは蒋介石の勢力と云ふものは絶對でありました。西安に彼が乗込みます時も、張學良に命令を奉じた。共産黨を討つと云つても學良は言を左右にしてそれを討たないので、自ら監督するつもりで出かけたのであります。俺が行くならばと云ふ考で行きましたが、矢張り捕虜になつてしまひました。さうして現在のやうな風に、抗日をやらぬ限りお前を釋放しないぞと云ふやうな状態にしてしまつた。蒋介石としては兎に角、向ふの大官を集めたときには、何時

でも抗日と云ふことを言つてをつた。抗日といふことを言つて居つて、それでみんなを押へて來たのであります。表面には日本と握手するやうな形を見せながら、しかし力の充實する迄は矢張り日本と正面切つて喧嘩をする態度を示してはいけないと云ふことをば何時も言つて居つた。皆さん御承知の通り西安に於いて張學良の手に捕へられたのであります

が、その時はつきり蒋介石の口から日本と戦争をやると云ふことは、言はなかつたと云はれてゐるけれども、それは言つたに違ひないのであります。併しながら共産黨の勢力といつたところが、それを軍事上に於いて、また其の他の勢力に於いて、蒋介石の勢力を比べて見ますれば、九對一位の勢力しかないのであります。蒋介石が本當に國民の爲に戦争をしない方が好いと考へたならば、戦争をしないで済んだかも知れなかつたのであります。そこで彼が將領達を廬山に集め

て會議を開いたときに、對日強硬の人々に一萬、二萬と云ふ金を使つて軟化させようとしたと傳へられてをります。果してやつたかどうか分りませぬが、さう云ふことも兎にかく傳へられてをります。日本に對して強硬の態度の人達に金を以てなだめて居つたといふのであります。所が蒋介石の幕下の、若し所謂黄埔軍官學校系の人々が之を聞かない。どう

しても一戦をしなければならぬと云つて陳誠を中心にして若い士官たちが結成したのであります。でありますから蒋介石自身の政府に於て、其の言質を翻へすことは容易いことであるが、自分の足許の將校達の言ふことはどうにも退けることが出來ない、それを退けるならば自分の地位を失脚しなければならぬ破目になると云ふやうなことであつたらうと言はれるのです。丁度それにつきまして支那で第一の戰術家と云はれて居る蔣方震と云ふ人がを

りますが、ズット以前蒋介石が黄埔の軍官学校の校長をして居りましたとき彼も保定の軍官学校の校長をして居りました。この人も西安事件のとき、丁度蒋介石と同じやうに、監禁された人でありましたが、此の人は戦争が始まると伊太利、獨逸に或特殊任務を帯びて出かけた。此の人が西安から歸へりまして一ヶ月も立たないうちに、私と二人で上海で飯を喰ひました。彼は河豚料理が好きで腸に醬油を付けて食べたりなんかして居りましたが、其の時の話に、蒋介石が現れ、一番どうにもならぬ勢力と云ふのは、蒋介石の一番頼みになる勢力であります。一番怖い勢力と云ふのは一番彼の近い勢力であります。即ち蒋介石が一番怖いのは自分の部下である。さう云ふ若手の士官に叛かれては仕方がない、丁度お國の五・一五事件、二・二六事件を起したやうな氣持のものとするつかり同じである。お國の認識がつけばあなたは支那の

認識がつくことになるといふことを彼は私に申したのであります。しかし蔣方震は、その時に蔣が言質を與へたのだからやはり戦争をするのだと云ふやうなことは言ふてゐなかつた。兎にかく戦争前に於ては戦争をしないと云ふことを言つて、自國の人に色々警告を與へてをたつたのですが、併しながらどうしても支那は反省をしなかつたのです。蒋介石が自分は戦争をしたくないと思つても、之を押しやるのが出来ないと思つても、今日の出るやうなふうになつてしまつたのであります。現在でも支那においてはやはりこれと同じ状態でありまして、最近、汪兆銘が重慶を脱出したことは蒋介石と一脈通ずるものがないとは思はれないのであります。

**汪兆銘と蒋介石**

しい戦を戦つて居る最中でさへも蒋介石は使者を日本に出すことを承知してをたのであります、況してそれが今日のやうな場合に於いて使者を出すとか、和平を言ふ者に對して諒解を與へないと云ふとは私には想像されないのであります。今度の汪兆銘の事件に對してどう云ふやうな處理方法をとるか、それは私としては分りませぬが、併し蒋介石がその使を出すとか和平の問題を相談しようとしたことは、この戦争以來、今回が始めてではなかつたやうであります。前からさう云ふことをして居つたのであります。それを共產黨側から突込まれると、自分は關係しなかつたと云ふやうなことを言つて、やはり周圍に引ずられてしまふのであります。でありますから今回の汪兆銘の事件も、是を表面からのみ見て蒋介石と汪とは對立關係にあるとか、或は汪兆銘独自の行動であると云ふやうに考へるのは早計でないかと思ひます。(續く)

**小田原 越 兩少年刑務所第五回協議會狀況**

一、開催日時

昭和十四年二月十四日午前十時より同日午後五時迄

一、開催場所

小田原少年刑務所會議室

一、協議員

小田原少年刑務所側  
根田所長以下幹部一同  
川越少年刑務所側  
寺光所長、小山田作業課長

一、議題及議決事項

一、少年刑務所に於ける作業經營上考慮すべきもの如何(前回よりの繼續議題)

- (1) 少年刑務所に於ける作業經營が其の重點を「勞働訓練」に置くべきことを決したる前回の議決は、要之、勞働意欲の喚起と勞働慣習の習成とを以て日常作業指導上の第一義となすべしとするもの、少くとも此の二大眼目を度外視せざるべからざる如き作業の施行に依りては少年の改善に關し何等を期待し得ざるものとす
- (2) 技能訓練に關しても技術者に於て少年受刑者に特殊なる教授法を考案するを要すべし、例之、教授の目標を熟練工への基礎訓練(換言すれば技術初步の教授を通じての人間鍛練)に置き、業種及設備をしかく考案すること、

短期刑者多き小田原に於て殊に然りとすべし

(3) 適性検査表寫を與へる等々の方法に依り擔當者に對し少年に於ける「人」の科學的なる取扱を懲恤すること

(4) 少年刑務所動作時限の複雑さを可及的救済し作業、教育、教練其他の各時限を夫々能率的ならしむる方策を考慮する事、此の爲作業時間與其他の修養時間との二を一日の前後に吸集分別する事、以て、複雑多岐にしてめまぐるしき時限表に依り放逸にして移り氣なる少年の通性を更に無用に助長するの虞を除棄すべきものとするなり

(5) 耕耘地の如き外役場を擴張すること

(6) 少年刑務所の作業を大刑務所に依存せしめ、大刑務所受註の官司作業中より少年に適當なる作業を撰擇製作せしむること、更に進んではむしろ少年刑務所自體の組織を大ならしむること

二、少年刑務所に於ける規律生活は之を如何に組織すべきか少年刑務所は學校に非ず、病院に非ず、將又軍隊に非ず、しかも其の規律生活に於て軍隊的組織の上に立つを最適なるものとすべし

個人的には自我の抑制、克己心の強化、意志の鍛練に資し、集團的には自己犠牲の精神を涵養する等の爲刑務所が嚴然たる規律の府たるを要するは論なき所なるも、但、謂

ふ所の規律が單なる所内治安の目的のみに止まるものなるに於ては之を下の下となすべく、翻つて、積極的に「諸善奉行」を體識せしめむにはこの爲受刑者に容されたる自守的場面が狭小に過ぎる現状なり、斯くて、こゝに規律生活とは、之に依り之を通じて諸々の教化的作用が反映し易き素地を作るにあるものとなすべし

即ち規律生活の形成は一に高き改善目的に出づるものとす注意すべき點左の如し

(イ)規律強制に依り行刑を殘虐化するに墮せざること  
 (ロ)職員、收容者共規律生活を保守的生活に墮せしめざること

(ハ)規律遵守の強制原動力を團體理想の強調と慰安とに置き、苟くも懲罰の畏怖を以てせざること

(ニ)規律生活を組織化すべきこと、組織員が自らにして規律の流れに順應せざるを得ざる如き、組織を構成すること  
 (少年刑務所に於ては此の組織化が特に緊要にして又實施上成年より容易なりと思料す)

而して斯る規律生活の組織化に就ては規律を生命とする軍隊の現行組織を模するを最も理想的なりとすべく、但し、此の規律生活の組織化に關し注意すべき點左の如し

(イ)規律自治の部面を相當に認むること  
 (ロ)謂はゞ「規律よりの解放時間」を考慮し置くこと  
 (ハ)個別處遇を忘れ果てたる一率なる組織萬能の弊に陥らざること

(ニ)少年刑務所に於ける「家庭調」を無視するに至らざること

協  
會  
記  
事

會費改正通知

先年會員の負擔輕減を第一義として、多額の會費値下を斷行せしところ、事變のため物價昂騰の結果用紙その他の値上りを見、ために「刑政」印刷代の騰貴、並びに時局に伴ふ特別贈與金の如き新たなる支出を要し、その經理につき當協會としては百方苦慮畫策せるも、遂に會費増徴の止むなきに至つた。金額は左記の通り、四月一日より實施する豫定。

維持會員

行刑局長	四圓	現行(昭和十二年)	三圓
在京刑務所長、行刑局課長、刑務協會理事	三圓五錢	五月改正	三圓
以外ノ刑務所長、行刑局高等官	三圓		二圓五錢
年俸二、七〇〇圓以上	三圓		二圓
同 一、八〇〇圓以上	二圓五錢		二圓
同 一、八〇〇圓未満	二圓		二圓
朝鮮、臺灣、關東ノ刑務所長	二圓		二圓
行刑局高等官	三圓		二圓五錢
在京刑務所長	二圓五錢		二圓
其他ノ刑務所長	二圓		二圓
其他ノ刑務所	二圓		二圓
協會長	二圓		二圓
協會理事	二圓		二圓
協會理事	二圓		二圓

其の組織に就て

(1)工場單位の小隊編成とすること、小隊長は少年受刑者中より選出、中隊長は職員とす(現行自治班を小隊に、班長を小隊長に、管區を中隊とすること)

(2)初歩班(新兵教育の類)指導班(幹部養成)の如き特別教育班を設けること

(3)規律強制の推進力を累進處遇のよき運用又は自治的制裁(小隊全員への陳謝等)に置き、懲罰本位とせざること  
 (此の爲例へば責任意志點中二點は個人點とせず小隊全員を評價する共同責任點とする等の方法を可とすべし)

(4)慰安又は解放の時間を設定すべく此の爲、遊戯、圖書室、音楽、集會、散歩を利用すべきこと

(5)職員に對しては、此の組織が唯一に改善目的に出づるものなることを充分に理解せしめ以て生づることあるべき諸々の弊害の發生を防止し、進んで躬自ら此の規律組織の範たり指導者たるに恥ざるの自覺と實踐を要望すること、特別訓練を施すこと

(6)規範の確立(但し其の規範は拘禁の便宜にのみ拘はれたるものならざること)

(7)「敬禮せよ」の勵行より

(8)教練の日常化

一、次回の議題

(一)假釋放適否審査協議會制度に對する所見

(二)少年收容者に對し保健思想普及の具體策如何

典獄補(所長ヲ除ク)	年俸一、八〇〇圓以上	二圓三錢	一圓
保健技師、作業技師	同 一、八〇〇圓未満	一圓	
奏任待遇教誨師			
刑務協會主事			
行刑局屬、同技手、看守長、通譯、保健技手、藥劑師、作業技手、判任待遇教誨師、囑託、(看守ヲ除ク)	月額 八五圓以上 同 八五圓未満	六錢 四錢	五錢 三錢
通常會員	看守	三〇錢	一五錢
雇傭員		一五錢	〇
一般雜誌購讀者		三〇錢	二五錢

刑務職員共濟組合規則及事務取扱規程中  
改正

標記の件左記の通改正四月一日より施行することゝなつた。

組合規則

第十四條に左の但書を加ふ

但シ此ノ場合ニ於テ治療ニ關スル官ノ給與金アルトキハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外之ヲ交付セス

第十六條 但書を削除す

第十八條 「脱退共済金ハ組合員ニナリタル後一年ヲ経過シタル者組合ヲ脱退シタルトキ左ノ區別ニ依」の次を「ル金額中ヨリ加入中受領シタル疾病、醫療、及罹災共済金受領額ノ三分ノ一ヲ控除シタル額ヲ交付ス」に改む

第二十一條に左の但書を加ふ

但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ右制限額ヲ超過スルコトヲ得

第二十二條中「四分八厘」を「三分六厘」に改む

第三十四條を左の通改む

前數條ノ規定ニ依リ共済金ノ交付及金額ノ貸與ヲ爲スノ外戰時又ハ事變ニ依リ召集セラレタル場合ハ俸給若ハ給料月額ノ百分ノ三十二ニ相當スル金額ヲ贈與ス

事務取扱規定

第四條中「翌月二十日迄」を「翌月五日迄」に改む

第六條中第五を削除

第七條「地方部長ハ殉職共済金發疾共済金ノ請求書ヲ受理シタルトキハ第六號様式報告書」の次に「罹災共済金ノ請求ニ付テハ罹災ノ狀況並ニ被害ノ程度、共済金算出額、同増減意見ヲ記載シタル書類」を挿入す

第九條を左の通改む

地方部長ハ左記各項ノ場合事情ヲ詳具シ、財團法人刑務協會會長ノ承認ヲ受クヘシ

一、組合規則第十四條ニ依ル疾病共済金ノ交付

二、組合規則第二十一條但書貸與金ノ増額

三、組合規則第二十八條ニ依ル共済金受領者ノ指定

第十一條に左の但書を加ふ

但シ組合規則第二十一條但書ノ場合ハ組合員中一名ノ連帶保證人ヲ要ス

第十三條削除す

第十四條中「第九號様式」の次に「ノ一」を挿入す

第十八條を左の通改む

掛金並貸與金計算上錢位未滿ノ端數ハ四捨五入トス

第十九條中「翌月二十日迄」を「當月中」に改む

第二十條「地方部長ハ前條ノ規定ニ依ル準備金ニ不足ヲ生スル處アルトキハ」の次に「收支關係及事由ヲ具シテ」を挿入す

第二十三條を左の通改む

地方部長ハ收入又ハ支拂ヲ了シタルトキハ證憑書ニ番號及年月日ヲ記入スヘシ

收入證憑書ハ第九號様式ノ二ニ依ル

支拂證憑書中各種共済金領收證ニハ第九號様式ノ三ニ依リ其ノ算出ノ基礎ヲ附記スヘシ前項ノ證憑書ハ翌月五日迄ニ財團

法人刑務協會ニ送付スヘシ  
(附屬様式略)

# 首相、官吏に自肅訓示

吏道刷新につき政府では官吏制度改革よりむしろ制度運用の妙によつて所期の目的を達せんとし、その第一著手として官吏全般に首相訓示を與へて政府の意圖を傳へて官吏の自肅自戒を促すこととなり廿四日の閣議に附議、廿五日付次の如き訓示を發表した。

今回大命を奉じて内閣首班の重責に任じ夙夜惕厲、報效の誠を盡さんとするに當り深く官吏の協戮に信頼す。特に支那事變勃發以來一意専心、軍後の事務に執掌しその勞苦の大なるものあるは多とするところなり。然るに時局は益々重大にしてこれが處理は朝野共に萬全を期せざるべからず。因てこゝに官吏の遵守すべき要項を示し切に一層の努力を望む。

一、皇道に率由し、公義を尊重し各々その職分を守り以て國家の進運に貢獻するは國民の本分にして、官吏たる者の最も

意を用ゆべきところなりとす。蓋し萬民輔翼は我國體の特質にして國家の要務に參預するは官吏に限るにあらずといへどもすでに職責を負擔して君國に奉仕する以上常にその品位を保ち、言行を慎みてもつて國民の模範たるべきはまた固より論を待たず。これをもつて濫りに高く自ら標置し、獨り自ら大なりとするは取らざるところなり。宜しく智見を鍊磨し徳性を存養し紀律節制を重んじ殊に皇道を尙び公義に循ひ以て日新の意氣を養ひ、黽勉不息、政機をして活潑ならしむべし。

一、官吏の司る所は各々異ると雖も、奉仕の中心は則ち一なり。故に一切の私心を去り、上長下僚、相倚り相助け勵精恪勤、その全能を奮ひもつて翼賛の誠を致すを要す。若しその所見を異にする時は各自の職責に顧み、これを開陳するを至

當とするも相互固執の結果、諸般の施策に矛盾扞格を生ずるが如きは嚴に戒愼せざるべからず。今や國家の總力を擧げて聖戰の目的達成に邁進するの秋、官界内部において萬一、相剋摩擦の弊あらんか、縦ひ愛國の至情に出で、奉公の精誠に發したりとするも、勢の趨くところ必ずや職務の澁滯を來し、延いて國家の大事を阻格するに至らん。宜しく義を以て事を制し、和衷協同の氣風を作興し、以て國民の信頼を高め、進んで難局の打開に銳意すべし。

一、近時軍後の行政頓に繁きを加ふ、その直接間接作戰行動に寄與するとともに、國民生活に影響するところ極めて大なるものあり。或ひは出征將兵の遺族家族並びに傷痍軍人の援護に關し處理すべきもの多く、或ひは經濟統制の運営に俟ちて、軍後の設備に力を致すべきものもた少なからず。いづれもその職司に應じ官吏の迅速適切なる措置に期待せざるべからず。よろしくことの緩急を量り、繁

樽に陥らず、機宜を失はず、衆庶に對しては懇切鄭重、處理に當りては簡捷果決、もつて奉公の實を挙げむことを勉むべし。

一、出征將兵は幾多の艱難に堪へ史上未曾有の偉勳を立て、赫々たる戰果を收め、爲に命を砲火に隕し屍を原野に横へ

し者また鮮しとせず。しかも皆踊躍して事に従ひ忠勇義烈、一死報國の精神を發揮せざるはなし。内においては國民皆克く困苦を忍び日夜その職務に勉勵し軍後の支持に滿幅の熱誠を捧げつゝあり。惟ふにこの戰果を有效ならしめ東亞永遠の安定を圖らんと欲せば綜合國力を新秩序

の建設に集中せざるべからず。冀くは時局の重大なるに鑑み相戒めて操守を嚴にし、官吏たるの威信と大業輔成の矜持とを確保し以て萬過誤なきを期すべし。

(二月二十五日官報)

### 増稅案けふ妥協成り 衆議院で可決せん 興亞議會・終幕へ幕進

議會も廿五日まで剩すところ五日間(廿一日祭日にて休み)となつたが、貴衆兩院には依然として未了議案が山積してこゝ五日間は兩院ともにラストヘビーを出さなければならなくなつた。而して未了議案の中には米穀配給統制法案、増稅案等の重要案件を始め多數法案あるも、結局多少の紆餘曲折はあらうが、政府提出の全議案は通過成立するものとの見透しがづくに至つた。而して最終期第一日たる廿日は衆議院に於ては十八日修正點で政、民、政府三者間に意見の一致をみなかつた増稅案についても更に協議を爲す段取りになつてをり、同日日本會議に上程するやう萬策を盡すものとみられてゐるが、豫定通りの運びをみれば廿日の衆院本會議で可決し直ちに貴族院へ送付せられ貴族院は之を迎へて直ちに本會議に緊急上程して委員附託となすこととなつてゐる、一方問題の米穀配給統制法案は十九日貴族院で委員附託となり直ちに第一回委員會を開會するの精進ぶりを見せ廿日から午前、午後を通じて連日審議を爲すこととなつてゐるから同法案も目下貴族院委員會で審議中の臺灣米移出管理法案と睨み合せて併行的な進捗を見せ結局最終日たる廿五日の本會議に上程されて可決されることとならう、斯くて百件を算する多數案件も戰時下總親和の波に乗つて一案の審議未了、否決もなく戰時下第五次の帝國議會は會期の延長もなく廿五日終幕へ向つて幕進することとなつた。(國民新聞 三、二〇)

### 殉國の英靈

臺北刑務所看守  
陸軍歩兵二等兵

故 永富升男氏



君は大正六年台南州に生る。資性温厚、昭和十三年十月當所に拜命以來常に

精勤恪勵、日尙淺きに不拘上下の信望厚く前途を期待されいたるもの、十三年五月應召、眞劍な努力と優秀なる成績を認められ拔擢せられて出征。〇〇部隊に屬して武漢攻略戰に参加偉勳を樹て乍ら武運拙なく病魔の襲ふ處となり、上海兵站病院に於て療養中病俄に革まり十二月八日、幽かに天皇陛下萬歳を叫びつつ可惜護國の華と散る。享年二十二歳。

名古屋刑務所看守部長  
陸軍輜重兵上等兵

故 菅田廣一氏

君は大正十二年六月輜重兵として入營同年七月末歸休除隊し大正十五年十一月名古屋刑務所看守を拜命。温厚篤實にして上下の信用を得て精勤中、昭和十二年九月召されて勇躍征途に上り、各地を轉戰幾多の戰功を残して不幸病魔の襲ふところとなり、三十七歳を一期として遂に昭和十三年十一月四日野戰病院にて不歸



の客となる。加ふるに同君出征以來、先づ愛妻を失ひ長兄も今事變に従軍し

て名譽の戰死を遂げたるのみならず、同君死去の一ヶ前には實母の病死する等ありて重ね重ねの不運に知る者悉く、いた

く同情を寄せてゐる。

網走刑務所看守部長  
陸軍砲兵上等兵

故 阿部須次郎氏

君は岩手縣福岡中學の出身。昭和十年十月網走刑務所看守を拜命、日夜恪勤精勵若く前途を囑されてゐた處昨年五月召に應じ砲兵隊に屬す。〇月早くも勇躍現地に至り〇〇鎮警備勤務の後選抜せられて觀測手となり、拔群の成績を挙げ隊の信望を集めてゐた。恰も舊臘〇〇日北支〇〇北方〇鎮占領の〇〇歩兵に協力すべき任務を負ふた時、君は選ばれて觀測小隊執銃班に屬し、勇奮第一線に赴き敵彈雨飛の下に右に銃を執り左手に砲兵鏡の設置に當つてゐたが、遂に一彈は左腹部



を貫通し同夜壯烈な戰傷死を遂げたものである。享年廿四歳

宮崎刑務所看守部長  
陸軍歩兵軍曹

故 渡邊 一夫氏

君は宮崎縣東諸縣郡木脇村の出身、高等小學卒業昭和七年六月現役志願として臺灣軍歩兵第一聯隊に入隊、上等兵に進み善行證書を授けられ昭和九年四月十日歸除隊。昭和十二年六月三十日宮崎刑務所看守を拜命。昭和十二年十月君の召さるる日は遂に來たのである。君は郷土の精鋭たる〇〇部隊に所屬し勇躍して征途に上り、中支〇〇上陸後は盧山の峻嶮に據る頑敵を掃蕩しつつ徳安城の攻略



を期し進軍中不幸病に罹られ昭和十三年十二月十三日九野野戰病院

に於て病歿されたのである。  
享年二十歳。

京都刑務所看守部長  
陸軍工兵上等兵

故 山城 正修氏

君は本年五月應召。勇躍征途に上り以來中支各地の激戰に参加し偉功を残しつつ奮戰中、去る十一月〇日〇〇方面の戰鬪に於て名譽の戰死を遂げられた同氏は



沖繩縣那覇市出身、昭和二年九月沖繩刑務所看守を拜命同十年十月

家事の都合に依り退職し再び昭和十二年一月京都刑務所看守を拜命し格勤精勵、性温厚にして篤實前途有爲の刑務官として囑望せられてゐた。享年三十六歳

松江刑務所看守部長  
陸軍歩兵上等兵

故 原 徳三郎氏

君は昨年六月應召、〇〇部隊に屬し北

支の曠野に討伐或は警備に奮闘し、十二月〇日京漢線〇〇附近に於て自動車道路



工事掩護中敵兵と交戦撃退せり。然るに再び増大せる敵兵の射撃を

受け周圍に彈着土煙の中にて沈着應戰せしも不幸右胸部に貫銃創を負ひ、尙も隊と共に前進せんとして聞かざりしも重傷の爲後送され、保定野戰病院にて翌〇日 陛下の萬歳を唱へつゝ、名譽の最後を遂げたり享年三十八歳。氏は松江市に生れ、大正十年十二月松江歩兵第六十三聯隊に入隊し同十一年十一月歩兵一等兵に昇進同年同月歸除隊。同十三年二月松江刑務所看守を拜命、資性温厚實直にして、職務に精勵し上下の信望篤く前途を囑目せられ、殉歿日附を以て復職、看守部長に昇進、遺族は未亡人と幼女三人。

刑務所便り

職員陸軍機搭乘記

濱松刑務支所



二月九日宿望の陸軍機搭乘許可の通知を受けた。支所長外一行は、午前九時濱松飛行第七聯隊に到着 聯隊副官川名大尉の案内で第三中隊飛行場控室に導かれた。此所で中隊長外將校に紹介されて、直ちに下士官の手傳を受けながら飛行服に着替へた。飛行服、飛行帽、眼鏡、防寒手套、長靴、生れて初めての飛行士姿。落下傘用のバンドで胴を締めつけて居るので一寸自由が利かない。副官は「ヤゝなか／＼立派ですよ」と笑ひながら格納庫に案内されて超重爆撃機を初め各種の飛



行機に就て一々委しい説明があつた。私は軍用機は一切秘密にされて居るとばかりし思つて居たが副官の説明に依ると

「現在内地にある機は、既に骨董品ですよ」と無難作に云つて居られる、やがて當番は飛行準備の出事上つた事を

報らして來た。副官の好意で大型機に同乗するのでなく、特に練習機に一名づつ分乗して充分に、空の氣分を味はさせられたのであつた。機は盛に爆音を立て、居る、整備兵の世話で坐席に腰を下した。肩先位から上が機上に露れて居る。落下傘の使用に就ても説明を受けた。然し飛行服の着脱さへ不慣れた私は、例へ萬一の事があつても、とても使用し得るなどとは思はなかつた。それよりも機に結びつけられたバンドの點檢の方をしつかり頼んだ。振り落されはしないかと云ふ杞憂であつた。何か首にかけられた。變に思つたがそれが傳聲管である事が後で分つた。「準備終り」の合圖と共に「では今から参りますよ」と繰縦者から、とても明瞭に今の傳聲管に依り傳へられた。私は離陸の感を味ひ度いと思つて、地面を見つめて居たが自動車に乗つた程の感じもない……と、「高度五百」と傳へられた。もう私は地上の人ではない。機は鳳翼を碧空に張つて悠々と濱名

湖上を快翔して居る。山も、田も、野も、人家も起伏重疊一大繪巻物となつて足下に展開されて居る。左手には富士山が、はつきり眞白な容を見せて居る。波浪高い遠州灘も機上から見下せば全くの鏡である。操縦者は次から次へ、機下の地理を親切に説明して、時に自分の感想さへ交へて話して呉れる。高度千、といふ上空で、たつた二人限りの會話、妙に胸に迫る者があつた。経験者のみが味ひ得る氣持であらう。

機はぐんぐん機首を下げて 旋回し始めた。オー刑務所の上空だ!! 教誨堂を中心に四方に建ち並ぶ、廳舎、物干場の獄衣さへ、愛敬げに、手に取る様に見える。それと、わかつてか、職員が飛び出して来て、大日章旗を標識に、手を振りながら、合圖をして呉れて居る。私は思はず、何とか叫び度くなつた。實は此の時、餘りの嬉しさに、應答の手を出したが、とても烈しく腕がちぎれそうなの、胸動を感じた、其れも其の苦、時速百四

十軒と云ふ航続中であつたのである。間もなく 機は市の東北端を、飛びながら陸軍飛行爆撃場の上空に出た。「やがて着陸しますよ」と云はれて氣が附けば、機は、もう兵舎の屋根の上をすれ／＼に迄、降下して居る。どんと、感じた、着陸したのだ。地上滑走は思つたより長い。機から降りて 始めて操縦者に心から感謝の挨拶をした。時に午前十一時十分。

六七會

第三十回研究会開催サル  
名古屋刑務所

名古屋控訴院管内刑務教誨研究機關「六七會」第三十回研究会例會は、去る一月廿八日(第四土曜日)午後一時より名古屋刑務所會議室に於て開かれた。當日は寒氣殊に厳しき折柄にも拘らず金澤、三重、岐阜、岡崎等を始め管内各教誨師並名古屋少年審判所より徳永保護司其他富刑務所職員等も参加し誠に眞摯な會

合であつた。定刻名古屋刑務所常盤教務課長立つて開會の辭を述べ、事變下第三年を迎へ時難克服に邁進するの時愈々本會の進展研究の重要性につき種々示唆を與へらる。續いて會員の研究發表に移り名古屋刑務所教誨師藤本永濟氏は「刑事政策について」なる題下に、最近刑務教誨研究所に於て研究せる各方面の學說を基礎としてその所感に就き熱心なる研究發表があつた、次に協議に入り、

- ① 司法保護委員制度と教務機構に就て
- ② 貸與書籍の選擇權
- ③ 一二級受刑者集會の件
- ④ 本年度總會開催地の件
- ⑤ 次回研究發表者の件

① 各自より意見の開陳ありて結局從來教務に於て取扱ひ居る保護事務を一層強化擴大して教務課内に専任保護係を設置し司法保護委員と收容者との連絡協調を圖り刑餘者の社會復帰に努め候

後防犯に完璧を期すること尙具體的事項については次回迄に持

- ② 三級四級受刑者に修養宗教書籍の選擇權を與へ成る可く本人の希望書籍を貸與することに決定
- ③ 原則として一級者一ヶ月一回、二級者二ヶ月一回 但し特に必要ある場合は臨時に開くことを得ることを條件として右決定
- ④ 岡崎少年刑務所に決定
- ⑤ 富山刑務所教誨師 坂本明遵氏  
名古屋刑務所教誨師 澤田遺雄氏  
右兩氏に決定

天草刑務支所敷地地鎮祭

熊本刑務所

熊本縣天草郡は四町五十六ヶ村人口十

七萬八千を有するが、此地に刑務支所を設けたる濫觴は明治十六年四月、爾來種々の經緯を経て、遂に大正二年廢止せられた。然るに同郡の發展と人文の進歩に伴ひ、刑事事件は逐年増加し、島民一同支所の建設を痛感し、遂に二、三の有志により後藤熊本地方檢事正に其希望を述べられ、檢事正は、瀧川前局長閣下が熊本刑務所巡視の爲め來熊せられた際、之れを傳へられた。同局長の内意を聞いて天草町村長部會に於て各町村より金一萬圓を據出し天草刑務支所新築費として司法省に寄附せんことを決議した。斯くして客年九月、同郡町村長代表服山眞一氏より天草郡本渡町字本渡に於て、支所敷地として土地二百四十七坪餘、官舎敷地として七十二坪と木造平屋建及舎房建坪七十一坪餘の建築材料其他鐵筋コンクリ

ト外塀材料等、支所建築に要する一切の材料寄附を、司法省に出願したるが、同十二月に至り右寄附の受納及支所建築工事起工を認可せられ同月廿一日起工著々

準備を整へ、二月一日より現場に泊込外役を爲すことになつた。

支所敷地は天草區裁判所に隣接し、土地高燥閑靜、附近に人家少く刑務所敷地としては實に申分なき好適の地である。土地の地均しは町の骨折で一月中旬完成したるにより、一月三十一日の吉日を卜して午前十時より地鎮祭を舉行、當日は前日の雨も霽れ一天雲なき日本晴の上天氣。來賓には態々本省より御來臨の芥川衛生官閣下以下三氏、後藤檢事正、吉田天草支廳長その他町内有力者等、三十餘名來列し縣社諏訪神社々司齋主の下に嚴肅莊嚴なる地鎮祭を執り行ひ、引續き現場にて祝賀式を舉行した。

製炭作業開設に就いて

秋田刑務所

當秋田縣地方は木炭の生産地にして、昭和十一年秋田縣統計に依れば其の年産額二百七十二萬八千四百二十三圓餘の多額に上れり。然るに昭和十二年支那事變

勃發以來、人夫の不足は生産量の減少となり、値段は騰貴し、購入至難なる状態となりたるを以て、當所に於ては豫算處理上、受刑者の職業訓練上製炭作業に思ひを致し秋田營林局より資材の拂ひ下げを受け本所及管内各所の需要を供給すべ



く生産計畫を立てたり。營林局より拂ひ下げを受けたる山本郡藤琴營林署管内黒石野國有林は、奥羽本線二ツ井驛營林署専用の材木運搬用軌道が接続しあり、尙又通信機關の設備としては藤琴營林署より炭燒作業現場迄僅か二町位距り居る黒石野所伐事業所との間に私設電話が架設しあり。構外作業現場としては申し分な

の木炭運搬料

- 一、更員出張滞在及監督出張に要せし定額支給旅費 六八五圓〇七〇
- 合計 一、八六二圓四五六

収入

- 一、木炭生産總額
- 一、七七一俵 但シ一俵八貫入
- 一、生産したる總價額 三、一八九圓〇〇〇
- 但シ一俵當り單價一圓八〇〇
- 差引益金 一、三二七圓一四四
- 資金回收率十八割

右收支計算に對する一俵當り單價一圓八〇〇は自應用の見込にて評價せしものなるも目下當地木炭の公定價額、(秋田縣白炭雜三等丸割込公定價額荷主の最高仕切價額八貫入一俵二圓九六〇)なれば一般市場へ作業製品として販賣するときは一俵當り二圓四五〇位に付き總價額四四三〇圓益並二五六七圓餘と相成り資金の

き所なれば茲に製炭作業場泊込所を設けたり。

當所及管内各支所を合して一ヶ年度間に消費する木炭の消費量は約三千俵(一俵八貫入)を要し居るも、本年度は最初の試みに付き差當り二千俵を製炭する豫定にて資材の拂ひ下げを受け、七月十二日に受刑者十二名に看守部長一名、看守三名を附し移送し尙看守長を派して泊込場所の設置に就き指揮監督に當らしめたり。

製炭窯の築造の優劣は、質量共に影響する處大なる故、藤琴營林署長の心添えにて製炭業の技術者を依頼してその指導の下に一個の窯より一回の生産量五俵内至六俵位製炭し得る一番能率的と稱せらるる大きさの窯を築造することに決せり。八月一日に第一號より第七號迄の製炭窯の築造が完了せり。作業の高能率を種々考究の結果一個所の窯を受刑者二人の共同作業として請負はしめ、立木伐採、切斷費方資材の運搬、窯への詰込み、

火入れ、通風等の調節工程、製品の俵裝、現場より泊込所迄の製品運搬がその仕事の内容なり。就業者は量に質に優秀品を出さんと精勵せり。

かくて大自然に接せる彼等の心腹又洗はれ、教化の實舉れり。

而して本作業は七月十二日に受刑者十二名を出業させ泊込所及製炭窯築造の完成を俟つて八月二日より三名増員し計十五名にて十一月十六日迄約四ヶ月間實施せしものにて、其の收支關係は左の通りにて刑務作業としては極めて有利なる作業と思料せらる。

支出

- 一、營林署より資材として拂下げを受けたる木代 四〇六圓四九〇
- 一、俵裝筵及繩購入代 二二六圓八四〇
- 一、受刑者出業時より引揚げ迄の工賃 三〇二圓二九六
- 一、製炭現場より當所及管内各支所迄

ある雄姿は洵に人の目を引くに充分なるものがある。曩に郷土の熱血詩人土井晩翠氏は、この老松の雄偉なる姿につくづくと見とれて、

詩に甦る老松

操守の表象として歌碑建設

宮城刑務所

回收率も亦二十割以上になれり。尙此れが戒護檢束の任にある戒護吏員の勞苦は、不完全な丸太造りの泊込所のこととて夜間は全然人的戒護による他なく、晝間は視界を遮る立木のためその困難は言ふばかりなし。

今の宮城刑務所のあるところは、古への若林城のあつた跡で、また一世の英傑獨眼龍政宗公が、晩年こゝに隱棲されたことがあるといふ、洵に由緒深い所なのである。同所には珍しい世にも稀な老松がある。即ち正門を這入ると眞正面に、澤山の美しい松や其他の庭木を左右に控へて、翠綠滴るばかりの見事なる老松が蜿蜒蛟龍の如く魁偉なる姿態を横へて居るのがそれである。樹齡三百六十年以上を

超え中心の幹の高さ十二尺、南北二條に分れて均齊に伸び、長さ六十尺餘に達し



そのむかし誰か植えけむ蟠る  
龍みる如しあはれこの松  
と、ものされたので、刑務所ではこの

程この老松に對して『蟠龍の松』と命名し、晚翠氏の揮毫を乞ひ、去る紀元節の佳辰を卜して歌碑を建設したところが忽ち名物化した。

杉浦重剛先生が「倫理御進講草案」の中に、「操守とは節操を守りて、之を一貫することなり。言を換ふれば、人として一旦正道を執りて立つときは、如何なる困難をも忍び、威武にも富貴にも貧賤にも屈せず、徹頭徹尾其の節操を守るべきことなり。例へば植物にありても、松竹は四時色を變ぜず、梅は寒氣に堪へて能く百花の魁を爲す。皆操守の堅きを稱せらるるなり。」と云はれて居るとは、人間操守の堅實なることほど大切なものなく操守こそは百行の原動力たるべきものと思はれるが、謝枋得が詩にも「雪中松柏愈々青々。扶植綱常在此行。」とあるが如く操守のシンボルとも云ふべき松、而かも四百年に垂とする長年月の間の丹青努力によつて今日見るが如き美事なるこの松の姿こそは、まさに堅忍

最も古い歴史を有し著しい成果を収めて来た川越の家具木工職業訓練所は、更に重ねて、將來ある若人に希望をさづけ産業闘士の列に加はり得る素地を與ふるべく、其の第十回を開設するの運びに至つた。今回は特に嚴格なる知能検査と適性検査をパスした少年たち三十一名が選ばれ（久留米を除く北海、盛岡、岡崎、姫路、岩國、尾道の各所より二十五名、川越より六名）、實習夫に指定、二月八日迄に移送其他諸般の準備を終へ、二月十日午前十時教誨堂に於て嚴かに開所式が舉行せられた。

本訓練期間は九ヶ月であり、其の間つとめて實習に重點を置き、本訓練を通じて、將來家具木工を以て自活し得るの素養と自信を得せしむるは勿論、其の基底に於て恒に高き徳性の涵養を強調せられる筈である。

### 二月職務研究会

二月十九日次のやうなプログラムの下に第二回の職務研究会が催された。小

持久、長期建設の見本ともいふべき忍耐努力の本を培ふべき修養の道場たる刑務所の正面を飾るに最も相應しく意義深き天然記念物である。

### 出征職員遺家族慰安會

滋賀刑務所

二月五日（日曜日）は例年に依る寒稽古納會に兼ね當所出征職員遺家族慰安會を演武場に於て開催した。連日に互る嚴寒も寒明と共に幾分下り坂となり當日は案外暖く早朝より雨を氣遣はれて居たが果して午後より本降の雨天となつた。然し遺家族達は一人の缺席者も無く續々と來場。午後三時長山文書主任開會の旨を告げ、先づ神殿に禮拜皇軍武運長久祈願並戦没將士の英靈に對し一分間黙禱。續て小川所長より古例寒稽古に依り武道の練習並心身の修養と體位向上に就て一場の訓話があつて愈々元氣一杯の柔剣道地稽古三十分の後高點試合等を終つて引續き演武場正面中央に數分後には臨時舞臺が急設せられ先づ演藝に先立、小川所長

林先生のまことに良いお話が聴けて、この度も亦爲になるいゝ催しであつた。

- 順序（午前七時三十分開始）
- 一、遙拜 二、帶劍職員の點檢、禮式、操練、建國體操 三、中央大學教授小林一郎氏講話 四、各課代表十分間演説 五、晝食——懇親 六、各部會（技手座談會、看守座談會など） 七、見學（市内郵便局電話局）

### 戦死職員慰靈祭舉行の記

岐阜刑務所

去る二月〇日今次事變の爲め應召し、彼の地に於て勇猛果敢滅私奉公の實を現はし悪戦苦闘の末、刀折れ矢盡きて名譽の戦死を遂げ護國の人柱となりたる左記四氏の慰靈祭を教誨堂に於て舉行す。

記

- 故陸軍歩兵中尉從七位勳六等功五級 辻 義一君（柔道囑託教師）
- 故陸軍輜重兵伍長 天野誠一君（看守部長）

の挨拶續いて當日呼物の福引抽籤の催、何番「徳川四天王の二人」と高らかに呼上げると同時に「はい伊井、本田」と賞品係が美しい繪本を御年寄の手に渡される等満場微笑、苦笑。漸くして當所職員會賄部御自慢の料理三つ重の折詰並小供達には色取々の組合せ菓子が配られた。突如前囃も賑かに開幕先づ吉本興業部の人氣者——一兵士と將校が今事變色を巧に取入れた兵隊漫才。見入る遺家族達の心は遙に前線に活躍して居る父や子、兄弟又は夫の身上へとそれ〴〵思をめぐらし其苦勞を憫ぶが如き眼ざしであつた。次ぎに「あらわし隊」の漫才、漫談、小供漫才と次々と必笑殺をモットーとしたる笑の登場。これを終つて、前線の勇士を憫ぶ談話の後和氣霽々裡に散會。

### 第十回家具木工職業訓練所の開設

川越少年刑務所

小田原の漁撈訓練、盛岡の農業訓練と共に少年行刑に於ける職業訓練としては

- 故陸軍輜重兵一等兵 伊藤憲司君（看守部長）
- 故陸軍歩兵伍長勳七等功七級 富田 茂君

當日は在りし日を偲ぶ四君の肖像を佛壇前に安置し香煙縷々として立ち上る中に、午前十一時各遺族幹部職員各課職員全部參列し、西本願寺輪番宇治田貞亮氏導師の下に市内各寺院の住職並に當所教誨師の莊重にして嚴肅なる讀經に始まり、當所長の焼香弔辭（略）あり、一同肅然たる中に各遺族の焼香あり。伊藤憲司君のまだいとけなき遺児が、母堂に伴はれて亡き父の肖像の御前に進み出で暫らくは懐かしげに見入り居たるが母堂に促されて紅葉の如き手を合せ頭を下げ焼香し名殘惜しげに後振り返りつゝ降壇するいぢらしき姿には満場寂として聲なし。斯くて幹部職員並に技手看守部長看守屋の各代表者の焼香ありて、今日の慰靈祭を終了し別室に於て遺族と幹部職員一同食卓を圍み午餐を共にし、亡き人々の數々の思出話に更に涙を催しつゝ名殘を惜しむつゝ午後一時散會せり。





### 切抜帖より

院生入營祝賀式  
浪花少年院祝賀會

この程浪花少年院生より〇名の入營者(歩兵〇名、騎兵〇名、野砲兵〇名)あるに鑑み本院では、少年勇士の榮ある門出を祝するため、十二月一日午前十一時より左記の順序に依り院生入營祝賀式並に祝賀會を舉行した。

- 祝賀式次第
- 一、院生一同武裝して運動場に整列
- 二、麗日旗、院長を迎ふ

- 三、開式の旨を告ぐ
  - 四、郡神社參拜
  - 五、社前院長訓示
  - 六、捧銃
  - 七、祝賀式終了の旨を告ぐ
  - 八、歸院
  - 九、院長、麗日旗を送る
  - 一〇、解散
- 次で正午より
- 一、正午食堂に集合
  - 二、院長、來賓入場
  - 三、開會の旨を告ぐ
  - 四、院長祝辭
  - 五、來賓代表辻審判官祝辭
  - 六、院生總代祝辭
  - 七、入營者各自答辭
  - 八、會食(レコード軍歌演奏)
  - 九、食後、愛國行進曲齊唱(本院ブラスバンド伴奏)
  - 一〇、萬歳三唱
  - 一一、閉會の旨を告ぐ

一二、院長、來賓退場  
一三、職員、生徒退場

入營者各自の答辭は何れも盡忠報國、至誠奉公の決意を力強く表明し、頼もしき門出を和やかな激勵で送つたのである。

(現役志願合格者は〇名なるが、既に〇名は退院)

——司法保護 二、一——

囚衣をぬぎ捨て、  
聖戰に参加の勇士  
無慮〇〇〇名に上る

一度罪に觸れて冷たい鐵窓の下に呻吟した一般釋放者が、國家の危急に臨んで勇躍出征した者の中、當局に報告されてや、判明した者總計〇〇〇名といふ多數に上り、これ以外の調査もれの者も相當の數に上つてゐるであらうが、いづれも君國のため挺身砲火を潜つて、敵陣突破の壯烈なる戰闘をなし、それぞれ輝かしい勳功を樹てゐる。

る。

一度傷ついて獄衣を着る身となつても、召集令狀を手にすれば喜び勇み立ち、故國を後に戰場を馳驅して敵膺の劍を振つてゐるのである。その意氣の旺盛なる全く別人の觀があるが、かゝる華々しい戰場へ保護團體の職員が二十〇名も入り交つて聖戰に参加してゐるさまは、眞に涙ぐましいものがある。

——右 同——

町葬の度に覆面て香奠  
小學生の調査てやつと判明

興亞の春に世紀の黎明を打樹てんと胸に燃えたつ愛國の至情から、黙々銃後の護りに精魂を傾け、一面殉忠の英靈に感謝の熱意を捧げるため、その葬送の都度香奠として切詰めた生活費を割き、床しくも匿名で贈つてゐる奇特な一婦人がある。

高知刑務所看守竹繁盛氏夫人衣治(三八)さんは吾川郡長濱町の家庭で農業を営み、嚴父同町會議員常吾氏を

扶けて銃後婦人として毎日の勤勞に甲斐々々しく立働いてゐるが、今事變に勇躍出征し赫々たる武勳を遺して遂に大陸の華と散つた護國の英靈を偲び、町葬毎に二圓から三圓の香奠を匿名で町役場宛、通學兒童に委託して寄附を寄進してゐるもので、町當局では此の覆面婦人の篤行に痛く感激し、その送り主を兒童につき調査したところ、前記衣治さんと判明、夫の給料と僅かな農家の収入から得た生活費の一部を割いた篤志は人々の絶讃を受けてゐる。

——高知刑務所便り、切抜——

金瑠の譽れ  
靈前を飾つた功六級

栃木縣上都賀郡四恩會ではかねて保護者鈴木初一郎君が軍國のため勇躍出征、〇〇部隊に屬して北支の各戰闘に於て頑敵を屠り赫々たる武勳を樹てつたあることは聞き知つてゐたが、遂に十二年九月〇〇日保定城占領の際敵弾のため壯烈なる戦死を遂げたる公報に

接し、當事者一同深く哀悼した。

同君の勳功は永へに輝き、さき頃の勳功恩賞の際勳七等を賜はり、殊勳高く金瑠勳章功六級を頂き遺族及びその他關係者諸共輝く名譽に浴した。

——司法保護 二、一——

受刑者に寄せる  
學童の誠心

「受刑者も亦陛下の赤子」と、一小學兒童から受刑者に對して贈る誠心が關係者を感じさせてゐる。このほど多久警察署長に於て一圓五錢の現金とともに、左の手紙が匿名で届けられた。

僕は學校で修身の時、校長先生から國憲國法を教へて頂きました。如何なる受刑者の罪人でも八紘一字の精神を以て立つ我ら一億國民の同胞、いや陛下の赤子だと思ひました。この僅かのお金を刑務所の受刑者の御用に御使用下さい。

竹下多久署長も感激し、これを恒産會へ送り同會で處分する事になつた。

——大朝、佐賀版——



### 海外異聞録

#### ◇紐育の「顔役」槍玉に

#### 「タマニー・ホール」壊滅に瀕す

タマニー・ホールの王者として過去三十年間ニューヨーク市政界に君臨し同時にニューヨーク暗黒街の帝王として専横を極めたジミー・ハインズに對して過般有罪の判決が下され、歴史的なるタマニー・ホールは茲に壊滅に瀕するに至つた。

起訴状によると、四年前手下のため機關銃で惨殺されたギヤングの大親分シユルツはこのハインズを親方と呼んでゐたさうで、シユルツ一味の犯罪は警察に擧げられた時、ハインズの顔で釋放して貰ふとは朝飯前のこと、警察官や陪審官、裁判官まで買収して事件を闇から闇へ葬り去つてゐたものであ

る。ニューヨークはマンハッタン島の上にあつて此所に食糧品を運んで来るトラックは必ず橋かトンネルか渡舟かに依らねばならぬことを良いことにして方々の關所(?)に待構へた一味がトラック一臺につき幾らと彼等の所謂「税金」を取り、或は博奕の上りの何割かを納めさせ、又「闇の女」の元締をやり禁酒時代には密醸場、秘密酒場の經營、その他ありとあらゆる悪事を重ねたシユルツのもう一つ上で頭をはねてゐたのがハインズの商賣であつた。

彼はアイルランド系で、一方ではクリスマスに貧乏人に七面鳥を贈つたりカトリック教會を通じて病人の面倒を見たり社會事業をして、一部の人から神様のやうに崇められてゐたことも事實であるが、これはすべて悪事を陰蔽し選挙の時の投票を集めるための仕事であつた。

今度の裁判中證人の一人は、昔彼のために救はれた恩義に迫られて自殺したといふエピソードがある位で、ハインズだけは治外法權を持つてゐると云はれたのに、敢然と檢察の刃を抜いたのはニューヨーク州のトマス・デュー

イー検事長で、明朗なるニューヨークをスローガンとしてこれを悉く洗ひ曝してしまつたのである。この功績に依つてデューイー氏は一九四〇年共和黨の大統領候補となる資格が増して來たと云はれてゐる。

#### ◇獄中の流行作家

獄中生活のつれづれなるまゝに書き上げた創作が俄然讀書界にヒットして今や米國有数の流行作家にまでならんとしてゐる囚人がある。名をトーマス・ホワイトサイドと呼び、その妻を謀殺した廉で目下テキサス州刑務所に服役中の長期囚だが、入所當時は雜居房を嫌つて同囚のものに亂暴を働いたり、硝子の破片で自殺を圖つたり、脱獄を企てたりして手古摺らせたが、不圖した機會で書き上げた處女作「真夜中一分前」が某雜誌の紙上に發表されるや、獄中の生活とか囚人の心理状態などが切實な體驗に物をいはせて書かれてゐるので俄然讀書界に大好評を博し、續いて「隔離生活は刑務所が始むべし」「自由に戦つた予」(脱獄當時の感想)「彼女拒否し、予彼女を殺

す」等々の短篇を發表、いづれもヤンキーの好評を得てゐるとのことである。

#### ◇裸の結婚式許可

コロラド州司法次官バイロン・ロヂヤース氏の所へ最近エツチフエレーといふ牧師から次のやうな奇抜な歎願書が届けられた。曰く

「私は來るイースターの朝デンヴァー市西方の山奥で二人の男女を一糸も纏はぬ眞裸の儘結婚させたいと思ひますが何卒御許可あるやう、その二人が過去の罪を洗ひながして清淨な體で結婚出来るのはこの方法あるのみと思はれますので……」

そこでロヂヤース氏は法律書、過去の記録其他を慎重に調査した結果、これを許可して次の回答を發した。即ち「結婚の當事者双方が結婚式をそのやうな形式で行ふことを欲し、且その結婚式が嚴肅に行はれるならば敢て局外者が異議をさしはさむべき事柄に非ずと思考す」

#### ◇重寶な「嘘を言へぬ藥」發見

この藥の作用を受けると眞實な告白

をせずにはゐられないといふ重寶な新劑が加奈陀モントリオールの無名の一化學者によつて發明された。この藥はエーテルやクロロホルムのやうな麻醉藥であるが、嗅くのではなく注射によるもので、これを注射すると麻酔の作用で意識を失ふが、この無意識の間に非常におしやべりになり、意識のある間は口を出さぬやうな秘密を何でも話してしまふといふのである。そこで犯罪者の取調べに用ひて大いに効果があり、又精神病者の治療に使つても特效があるとのことだ。

#### ◇リンディ夫人の

#### 新著が閱覽禁止

鳥人として有名なリンディバークの夫人の新著「風よ聽け」はベスト・セラーの一つに數へられて米國讀書界の人氣を集めてゐるが、最近この「風よ聽け」がルーズヴェルト大統領の私邸のあるお蔭もとのハイドパークの圖書館で閱覽禁止となり問題を起してゐる。その理由は、夫人の新著が危険思想を含んでゐるとか、文學的に幼稚だとか言ふのではなく、夫君のリンディバ

#### ◇結婚にも全體主義的

#### 統制の獨逸

ナチス政府は民族純化保持の見地から、從來個人の自由意思によつて行はれてゐた結婚に對しても全體主義的統制を加へてゐるが、最近ケルン裁判所の離婚訴訟判決の新判例によつて、ドイツ離婚法の全體主義的趨向がいよいよ明かになつた。その判例によると從來全く離婚當事者だけの自由によつて離婚が行はれてゐたに反し、今後はその結婚が社會全體に對して如何なる價値を有するか、離婚許可の重大要件となつたのである。従つて離婚原因の大部分を占めてゐた「子なきは去る」の思想も一大修正を受けることになり、一旦離婚して別に別の結婚をしても依然子寶を恵まれる見込みがない者に對しては、社會的に見て離婚の意義が無くなる見地からこれを許さないことになる模様である。



高蹈以全其志

書道變遷 (十八)

歐陽通

歐陽通字は通師、歐陽詢の子、儀鳳中書舍人に累遷し後天授の初、司禮卿判納言事に轉ず。早くより父を失ひ、母教ふ

るに父の書を以てす、しかるにその書技墮んことを恐れ、錢を興へて遺蹟を求めせしむ、それより歐陽通刻意臨摹して書技すゝみ、數年にして父歐陽詢に亞ぎ父子名を齊ふするに至つた。世人呼んで大歐陽體とす。

翼精微陰陽之化不測  
九流沉與仁義之塗斯  
闡而勞生蠢蠢豈厭塵  
門閣海泄泄恒漂苦浪  
亦有寶經浮說錦籍萬

歐陽通晩年に至りて自ら矜重して狸毛を以つて筆となし、覆ふに兎毫を以てし管は皆象犀を用ひ是れにあらざれば書せず其の書、筆力勁險盡く家風を得たりとされてゐる。  
道因法師碑、この碑は李儼の撰文で、歐陽通の書されたものである。しかしして歐陽通一代に於ける唯一の傑作である。碑は陝西省西安碑林に現存してゐる、唐の高宗の龍朔三年、皇紀一千三百二十三年の建碑であつて、碑の高さ九尺四寸五分、廣さ四尺一寸三分、一行七十三字、三十四行、字經寸餘の細楷である。書風規矩森嚴、唐代楷法の逸材と稱されてゐる。歐陽通の書はこの碑の外は傳はつてゐない。近年出土の泉君墓誌銘があるが、書品遙かに劣りて到底この碑と比ぶべきではない。道因法師碑は實に、歐陽通をして彼の名を高からしめた唯一の作品である。この碑は歐陽一家の書を極端に發揮したもので、その用筆の峻嚴さに至つては實に人を威壓するの概がある、歐法に入るには最も學び易く初學楷法の模範として實に恰好のものとしてされてゐる。

李白乘舟將行  
忽聞岸上踏歌聲  
桃花潭水深千尺  
不及汪倫送我情

歐陽通が母の喪に遭ひ廬に居ること四年服を釋かず、朝官となつて武后の立太子に極力反對し獄に下され死んだと傳つてゐる。この忠孝の大節が自ら書格の上にも顯現されてゐるものであらう。

殷令名

殷令名はその子殷仲容と共に能書の聞へ高い人である。一時歐法の筆法を擅にし、筆力歐虞に滅せずと其の傳記に記されてゐる程である。又歐陽詢の筆法をその子歐陽通に傳へた人であるともいはれてゐる。また歐陽詢の夫人は殷令名の姉であるとも傳つてゐる。

裴鏡民碑、この碑は殷令名の書されたもので筆法精妙は歐虞の勝を兼有し初唐に於ける楷書代表碑の一つであるとされてゐる。

『凸版掲載は道因法師碑』  
雖下十『翼精微、陰陽之化不測。九流沉與、仁義之塗斯闡、而勞生蠢蠢豈厭塵、門閣海泄泄恒漂苦浪、亦有寶經浮說、錦籍萬』

高蹈以全其志

高、イのところ二筆の横劃との間をはなす、口は短かく、ハは充分押へて靜かにはねる、ニはきつちりと、○のところせまくならぬ様。  
踏、イの口は大きくならぬやう、口、ハ、ニの間隔に注意する、ホの筆は充分上に、への筆を下に長く引くと形がとれる、トの筆をはねた場合は子の筆を少しはなして押へる。  
以、イの筆少し外側に引く氣持で口に移る、ハは軽くならぬ様、ニは充分上から、ホはどつしりと打つ、○の間はせまくならぬ様。  
全、イのところまで筆意を失はぬやう、

口の波法はしつかり押へてから静かに抜くハ、ニの間隔に注意する、ホは右下に下げる氣持で押へる、この筆が軽くなると全體が軽くなる。

其、イ、口共に縦に長く引く、ハ、ニの間隔に注意する、ホの筆はギューツと突込んでから左右に充分長く引く、

へ、トは共に筆意を失はぬ様、ことにトはどつしりと打つ。

志、イの筆が右下に曲らぬやう、口の筆は無意味に右下に長くならぬやう、この筆は曲げる○のあたりから平らに運んで行くやうな氣持で引かぬとうまくいかぬ。ハの筆は上に打つしかも軽く

なつてはいかぬ。



條幅

李太白詩  
李白乘舟將欲行。忽聞岸上踏歌聲。  
桃花潭水深千尺。不及汪倫送我情。

第五回競書募集

- 一、課題、本號掲載の課題揮毫のこと一人一枚
- 一、隨意、古碑帖臨書、又は自運何れにても可一人一枚
- 一、條幅、小畫仙半截大、書體隨意一人一枚
- 一、送先、東京市品川区西品川三ノ八三
- 一、締切、五月五日
- 一、發表、六月號本欄
- 一、注意、級位あるものは級位、所屬、氏名、號を明記せる紙片を貼付すること。新に應募するものは級位に新と記すること。

# 高蹈以全其志



毎月 募集

## 刑政詩壇

用紙 毎月十日限  
随 姓。名。雅。號。併。記。ノ。意  
コ。ト

### 竹雨 土屋久泰 選

□ 春夜聞笛 白玉 井上泰完 旅順  
春夜樓臺對月明。 氣。風。花。氣。罩。簾。櫺。  
餘韻隨風滿洛城。 一。聲。吹。笛。誰。家。子。  
聲調婉美。如聞玉笛三弄。

□ 春日田家  
東風吹暖百花新。 白。白。紅。紅。滿。目。春。  
潺湲野水動青蘋。 放。學。羣。童。驅。犢。到。  
田園光景。寫出太佳。石湖雜興遺響。

□ 苦 寒  
泉水無聲堅結冰。 窗。前。積。雪。白。成。層。  
砭骨祁寒待日昇。 遙。懷。窮。北。征。人。苦。  
狀到苦寒。帶敘時事。

□ 溪亭讀書  
寥廓無雲寒月高。 霜。飛。林。樹。夜。蕭。騷。  
獨讀兵書憶古豪。 一。燈。照。得。丹。心。在。

### 放翁の詩

前回陸游及び高啓の詩に就いて少しく述べたが、これより陸游の七言絶句について論評してみやう。

陸游は宋人、字を務觀といひ、放翁はその號、また劍南とも渭南ともよんだ。少時より文名高く、官吏に登用されたが、かの秦檜に嫉まれて昇進しなかつた。秦檜の歿せし後、夔州、嚴州の知事となり、詩友范成大(石湖)の推輓を得て參議官となつた。人と爲り、曠達にして禮法に拘はらないので、時人その類放を譏るものが多かつた。因て自ら放翁と號したのである。隱居後、八十五の長齡を保つて卒した。陸游の詩は、格調正しく、才氣また超逸にして各體を善くし、南宋第一の大家といふべきである。清の乾隆帝は、唐宋詩醇を群臣と共に編せられたが、唐に於いては、李白、杜甫、韓愈、白居易の四家を探り、宋に於いては、蘇軾、陸游の二人を採つた。つまり陸游は北宋の蘇東坡と並ぶべき詩の正宗であるのである。陸游の性格は曠達なる半面と、純真にしてしかも忠君愛國の念に強き半面とを有してゐる。その絶筆と稱せらるゝ「示兒」の一絶などは、彼が愛國心の深く表現せられたるもので、千載の下、人を感動せしむるに足る所以である。

病 酒

江驛春醒半日留。 更煩送酒爲扶頭。  
岸。別是天涯一段愁。 柳花漠漠嘉陵

筆筆緊健。一無懈響。

春江送人

十里汀洲柳色浮。離亭敘別送孤舟。酒醒人遠斜陽沒。悵望長江水自流。

諸貝原益軒墓

南陵、清水徳太郎、福岡、松風似雨灑碑石。

一世鴻儒文績存。江湖長記著書恩。

春光到

扇暖輕風草欲香。卜得老軀康更健。

餘寒漸退見春光。白頭親尙在家鄉。

興亞

岩川、江村繁太郎、高松、如今皇化覃殊域。

莽莽河山三萬里。氛祲漸消東亞天。

其奈豆箕相共煎。釜中愁苦太堪憐。

本是同根同種緣。前首頌世。雄渾可喜。後半言理。克中肯綮。

春晴

愛日、南、成章、大邱、斜陽影裏江南路。

十里郊村雨始晴。春畦處處麥苗生。

聽得天鷄遠近鳴。淡淡著筆。實景活現。

選歌しつ (二十二)

大翼

卷十四はいはゆる東歌をもつて知られる一卷である。東歌といふのは、當時の文化の中心であつた京都に對して東の方遠くかけ離れた國の歌といふ義で、關東地方の諸國を總稱して東と云ふたのである。それ等の歌の中には東國土着の人達の作つたものもあれば、偶々京師から東國地方へ下つた官人などが東國の訛を取り入れその地方人に眞似て歌つたものもあり、また單に東國の自然風物を詠んだといふだけのものもある。東歌に見えて居る地方は、上總、下總、常陸、信濃、遠江、駿河、伊豆、相模、武藏、上野、下野、陸奥

放翁は蜀の山川風土を愛し、蜀中に遊んだが、こはその時の詩である。病酒は浴にいふ二日酔で、蜀の大安といふ所で、二日酔の爲め旅行が出来ず、半日留まつてゐた。時に知人より招がれたが往かなかつたので、その友は酒を送つて來た。放翁は江月館といふ所で迎へ酒をしつゝこの詩を作つたのである。

醒は二日酔。扶頭は迎へ酒で、白樂天の詩に一櫺扶頭酒。また范石湖の詩に扶頭老酒中と見えてゐる。嘉陵は蜀、乃ち四川省にある地名である。

この詩は、江沿ひの驛に二日酔のため半日留まつてゐたところ、友人から酒を送つてきたので迎へ酒をして、漸く爽快な氣持になつて、はるか嘉陵の方を見渡せば、折しも柳絮は風に吹かれて、天に漲り、漠漠として日もほのぐらく、天涯に孤客たる哀愁が、そゞろに催してきたといふ意味である。

全首至極なだらかにして、何の奇もないやうではあるが、前半敘事があつさりしてをり、後半、景と情とがしつくり合つて、所謂水乳の和をなすといふべきである。しかも柳花漠漠嘉陵岸の七字の棒句を、別是の二字もて軽く受け、景より情に入るのところ學ぶべき句法である。

放翁の絶句にはこういふ澹泊な味の詩があるかと思へば、沈痛悲壯のものもあり、超逸な作品もある。要するにその境により自在に變化し、一様でない。これ放翁の詩人的氣分がよくあらはれてゐる證左である。

毎月募集

刑政歌壇

當季雜詠 每月十日限 用紙ハガキ一葉三首

選

一 北區支 今 西 狂 山  
もうもうと湯氣の立ちこむ春の風呂死刑囚眼をとち浸り居りけり

二 浦上支 三 浦 子 路  
冬の日は照るとも見えす大阿蘇の山ひとところ陽のあるさむさ

三 水 戸 植 松 紀 代 子  
病中吟  
ガラス戸の埃明るき晝さがり外の面はつよき風吹きわたる

秀 逸 三次支 與 志 子  
その母のかき口説きく 哭き給ふ聲嵐の如く胸を打つなり

○ 早春の夕日射す庭に杖つきて見送られたもる老父ぞかなしき  
○ 山形支 村 山 翠 水

○ 花木瓜や出勤前の静かさに晝づく光線照り返るなり  
○ 松 江 村 上 夜 詩 繪

などで、これ等の國々の歌をそれぞれ  
の部立で雑歌、相聞、譬喩といふ如く  
分類して居るのである。

文化中心に遠い邊境の住民の生活感  
情が優美華麗な都人士のそれに比して  
野趣に富み質實雄勁なのは昔も今も變  
りはない。東歌の歌柄が一般に簡古素  
朴な風格の中に言ひ知れず懐しい人情  
の自然な流露をもつて親しまれるのも  
そのためである。たとへば相聞の歌に  
しても、粗野單純な表現の中に眞率な  
心持をかよはせ、惻々と人の胸に撲つ  
て來るものがある。左に二三の例歌を  
示さう。

- 1 さ寝らくは玉の緒ばかり戀ふら  
くは富士の高嶺の鳴澤のごと
- 2 筑紫なるにほふ兒ゆゑにみちの  
くの香取處女の結ひし紐解く
- 3 稻搗けば載る吾が手をこよひも

か殿の若子<sup>わかこ</sup>が取りてなげかむ

2と3とは説明を要しない。1の歌は  
逢ふた時の短さは一寸の間で、離れて  
居る間は富士の高嶺の鳴澤が絶えず鳴  
つて居るやうに思ひつづけて居る、と  
いふのである

×

▽今西君 春の風呂といふのをどうか  
と思つたがそのままにした。これでよ  
いやうである。この一首の味は勿論下  
句にある。短歌の境地としてここでは  
異常なものを訴へて居る。

▽三浦君 把握の確さといへばいへぬ  
事もないが、四、五句に類型の不安を  
思ふ。

▽植松君 三浦君の歌と同じやうなこ  
とが言へる。境地も表出もすでに多く  
の類歌がある筈である。歌の難かしさ  
がそこにもある。

川のべの淡く青める若草は春の朝を濡れつつぞ見ゆ  
○ 小菅 兼平 義郎  
けふ護送<sup>かこ</sup>る囚人の手にいとほしく寒き朝の手錠をかけぬ  
○ 札幌 來生 忠次  
豊平川水清かなる蝦夷に居て玉の御聲を仰ぐ尊さ

佳作

○ 横濱 井上 蒼菅  
車窓より見ゆる限りの煙突は煙を吐きて朝始れり

○ 遼陽 志田 稠黄  
窓ぎわに置き忘れたる水仙を夜半にペチカの側に移しぬ

○ 小田原少 草の 花  
さがみなる御寺のくまの墓古りて椿咲くなるきさらぎのころ

○ 咸興 岡元 百合子  
大方は夫の着馴れし浴衣なり吾子の襪襪を干せる幾竿

○ 東拘 牧島 探水  
向つ丘の地藏の徑のあたたく土筆搦む子等今日も遊べり

○ 宮崎 眞砂  
愛子を思ふにつけて願ふかな亡き妻に似し人あらぬかと

○ 名古屋 高島 政夫  
丹那トンネルに出づれば鶯の連れ飛べる熱海のうみは静かなり

○ 新義州 長瀬 キクエ  
けり 日の本の母となり得ぬうつそみは獄にささげて一生を終へむ

○ 宮崎 眞砂

ひのものと姿そのままにそそり立つ霧島靈峯を今朝も仰ぎぬ  
○ 東拘 横山 生

○ 岐阜 河田 花扇  
雪しまく都大路に人たえて木木の梢に降りつもる嵩

○ 徳島 靖蘭 生  
伊吹ふく風にも春のおとづれてゆるる柳の色青みけり

○ 東拘 高橋 一峰  
はるさめといふには寒き雨露らす長き練堀に灯影はともり初む

○ 岐阜 梶田 草民  
驛頭に迎へし友は白衣着て片手なからしあはれ御楯人

○ 宮城 杜都 一太  
未だかも妻は實家より歸り居らず舌打ちしつち施錠はづすも

○ 八王子少 西海 弘  
武漢落ちて尙はるかなる建設のいくさの爲に我等擧らむ

○ 千葉 沙汀  
荒れて居る吹雪の海にかすかにも淋しく聞ゆ出船の汽笛

○ 大阪 足立 碩花  
遠つ世の歌人がうへを語る夜は血潮湧くなり二十四年の春

○ 八王子少 西海 弘  
新芽ふく庭の木すゑのほの青く彌生半ばの朝よりの雨

○ 函館 松田 思秋  
定役にいそしむ姿ながめては非の子などと誰が見るべき

○ 咸興 岡元 舜水  
獨房へ母の手紙の温く届きて我を善にかへらす

○ 咸興 岡元 舜水  
故郷ゆ花のたよりの來る日をここ北鮮は雪降りやます

山焼の句その他

花 蓑

お山火のすだまと見しは奈良火消

春 斐

この句は三笠山の山焼の寫生でせう、山焼の焼けひろがつてゆく火明りを受けて火消の影が闇の中に不圖浮き上つて見えたのだがそれがすだま——山の精の現はれでもあるかの如く見えたといふのであつて凄じ光景です。

蘆を焼く煙の中に蘭植かな 巴 潮  
川の土手で枯蘆を焼いてゐる煙が風に流れて蘭田の上にひろがつてゆく、その煙の中に蘭を植ゑてゐる人があるといふのであつてその地方の特色ある情景です。

湯の瀧に雪解の水の乗り落つる 利 双  
溪間に湯の瀧が落ちてゐる、この頃は山の雪がとけてその雪解の水が上から流れて来る湯の川に落ち込んでこの湯瀧へ来ると雪解の水が乗り上るやうに水嵩を増して落ちてゐるといふのです。乗り落つるといふ表現が清新な趣を傳へてゐます。  
早梅の花より花に目をうつす 汀 白  
早咲の梅が點々と花をつけはじめてる

る、おもうこんなな咲いたなと梅の枝を見上げてなつかしく思ひ乍ら花の一つ／＼に目をうつして眺めてゐるのです、花より花に目をうつすといふ表現によつて數へる程の花の咲いてゐることも分るし、その一つ／＼の花がつぶらかに大きく咲いてゐるやうな心持さへします、早梅に對する心持が微細に描かれてゐます。

雪の道先なる人をたのみとし 秀 邦  
一面に雪が積もつて田も畑も道も分らない。たま／＼先へゆく人があつてその人を頼りに雪の道を辿つてゆくといふのです。  
人の世の掬おそろし冬の月 泉 女  
空には冬の月が冴えわたつてゐる、その凛烈な月の光を仰いで人生に思ひを及ぼし、人の世の掬おそろしと感じたのです、自然と人生に徹した作者の強い主観が出てゐます。

縁談のありて妹と出代れり 泣草子  
縁談があつて主家から暇をとらねばならぬことになつたのだが代りが来ないでは主家でも困るので自分の妹を呼び寄せて出代りをしたといふのです、出代りにもいろいろあるでせうが姉妹の出代りをしたところに美しい主従の情誼が一句の餘情として味はれます。

毎月 募集

刑 政 俳 壇

題當季隨意  
用紙每月十日限  
官私製葉書

いふとまゐ選

みささぎは近江にひとつ紀元節  
凍雪にオリオンとはの座を正す  
竹林をゆきて二月の日を得たり  
囀やまだ明けやらぬ神路山  
崖の松一と木残りて雪崩けり  
雪折を起しつ五架木摘みにけり  
鳥叫び堂塔の雪とけいそぐ  
さゞ波にゆれてゐるなり薄氷  
日かげればサフラン花を閉しけり  
雪解の雫入日にきらきらと  
笹鳴や比叡の檜原静なり  
辨慶水湧き出で蕨萌えにけり  
轉や炭焼小屋へ藪の徑  
浮び立つ男岳女岳や翻霞  
川岸の氷汚れて解け残る  
太子河の氷も解けて春めきぬ

名古屋 いばら  
同 同 船山 船風  
同 同 同 壽 美  
同 同 同 葵 子  
同 同 同 西村 幸吉  
同 同 同 今川 湖舟  
同 同 同 志田 稠黄

うごめける如く茶畝や春の山  
桃咲いて松竹スタヂオあるところ  
寒鰯犬にも焙り興へけり  
暗きよりとびつく犬や春の泥  
へつらひの悲しかりけり春の雨  
春惜む土器投げや談古嶺  
年越や立木觀音岩間寺  
木枯の桐の林の上に富士  
川すそに蟹網張るや春の雨  
船唄の聞え来るなり草を摘む  
山腹の段々 畠 春の雪  
春雨や物思ひつゝ暮るゝ窓  
後山に風雲出でて春寒し  
砂利舟の綱曳きのぼる春の川  
額づけば膝に落花の二つ三つ  
晩霜や或る曉の梅林  
遠火事を眺めて居れば春雷す  
御神火のヨナかと見れば雪散れる  
帆柱の一燈ゆるゝ吹雪かな  
うす埃浮べて春の水ゆるし  
冬ざれや閉されてある養狐場  
英靈に額づく空に鳴く雲雀  
はゝそはの教へかしくみ卒業す

小菅 速水 月菟  
同 同 川津 道暗  
同 同 菅谷 砂汀  
松山 堀内一層樓  
滋賀 深田 五角  
東京 弘山 人  
高松 いしろ  
小田原 桑 風  
高知 堅田 霧汀  
函館 松田 思秋  
小菅 池平九郎一  
大阪 岩崎 北童  
奈良 秋田みのる  
千葉 石川 秀峯  
鹿兒島 久木田健治  
府中 吉光 佳水  
徳島 柿 青  
松本 長田 雀人  
旭川 鹿内 角仙  
小田原 皆木 好城  
廣島 小森 蒼生子

白き息吐いて駱駝のあくびかな 一泉  
 寒氣の強い時には呼吸をする息さへ白く  
 見える、それは人間ばかりでなく獸でも同  
 じであるが獸の中でもあの大きな不恰好な  
 駱駝が荒々しい息を吐くところはすさまじ  
 いものでせう、その駱駝が荒々しい白い息  
 を吐いて大きな口をあいて欠伸をしたとい  
 ふのであつて滑稽でもあり愛すべき稚氣さ  
 へ見えて面白いです。  
 凍蝶の水に浮びて命あり 檳榔子  
 凍蝶が水に落ちて浮いてゐるそれがびく  
 くと身を動かしてまだ生きて居るといふ  
 のであつてもものゝ命の哀れがしみくと感  
 じられます。  
 露畔  
 寒肥に禰宜は袴を股高く  
 禰宜が袴を股高くかゝげて境内の梅か櫻  
 の古木に寒肥を施してゐるのです。寒肥を  
 するにも袴をつけてゐるところに禰宜らし  
 い風兒が見えて一種の情趣があります。  
 龍の玉近衛御陵と聞くからに 二葉  
 龍の髻が參道のほとりに續いてあつた  
 り、瑞垣のほとりにあつたりして龍の髻が  
 こゝには澤山あるのでせう。今は美しい龍  
 の玉が葉かげから覗いて紫玉を綴つてゐ  
 る、こゝは近衛御陵と聞いて天皇の古き昔  
 を偲び奉り、この聖域に龍の玉のあること  
 は何となく應はしいやうなおいとしいやう  
 な感慨も浮んで一層尊崇の念を起させると  
 いふのです。

雪解の雫に笹のゆれ合へる  
 江上の帆舟ゆるゆる春の風  
 燒山に早や崩え出でし巖かな  
 鐘樓の庇に雀つるみけり  
 麥踏や鳶と鴉と相搏てる  
 交る禽巢ごもる禽や池うらゝ  
 麥踏みて思ふことなき日和かな  
 仲々に咲かぬ紅梅牙返へる  
 それを捜すところに露の蓋  
 椰子の葉に涼風そよぐ夕まぐれ  
 半鐘のやぐら浮べる夕霞  
 お天守に白く冬日のあるばかり  
 宿明けの身でありにけり春の雪  
 春泥や砲車のわだち長々と  
 囚情になる、戒護や花曇  
 いづくにか嘶く駒や野の霞む  
 卒業の袴にかろし春の風  
 賤が家の雅びめきけり梅の花  
 落椿ふみつゝ父祖の墓詣  
 凍道に一人まち居る電車かな  
 生きほうけ子等にうとまれ日向ほこ  
 春曉や悲願満願なき詞  
 寒念佛團扇太鼓に布施受けて

山形 村山 翠水  
 朝鮮 大淵 柳城  
 宮城 高子  
 小菅 兼平 陽村  
 同 法外  
 同 瞳帆  
 同 綾岡 春園  
 同 横田 梅里  
 同 古山  
 千葉 百歩 蛇  
 臺中 甚勝  
 熊谷 高島 政夫  
 名古屋 竹枝  
 富山 高口 六騎  
 京城 貝塚 八朔  
 千葉 白河 英龍  
 小田原 澁谷 信壽  
 千葉 河田 花扇  
 岐阜 河田 凡生  
 浦和 根本 生  
 東京 横山 凡生  
 大阪 北田 凡生  
 千葉 千田 凡生  
 小菅 鏡 女

敍任辭令

十一月一日  
 從七 看守長 坂口喜曾市 (八代支)  
 正八 同 村岡喜久 (千葉)  
 從七 同 藤倉武 (札幌)

十二月一日  
 從七 保健技師 半田義成 (岐阜)  
 正七 看守長 林關松 (松山)  
 同 同 緒方安章 (宇和島)  
 從七 同 教誨師 淺野實乘 (青森)

一月十四日  
 免網走盛岡少專務 看守長 井上惣三郎 (網走兼盛岡少)  
 札幌 同 木元耕三 (大通支)  
 福岡 同 貫勇 (長崎)  
 長崎 同 今村初次 (高松)  
 高松 同 中村保 (福岡)  
 山口 同 柳澤利喜平 (久留米少)

久留米少 同  
 東京拘 同  
 廣島 同  
 小倉支 同  
 任看守長九級(旭川支) 看守 田中茂雄 (豊多摩)  
 一月十六日  
 勳七 看守長 小鮎房吉 (前橋)  
 勳八 同 菊地信之丞 (長崎)

一月三十一日  
 濱松支 同 甲斐林郎 (府中)  
 府中 同 大川新作 (濱松支)  
 兼山口 同 筒井正盛 (廣島)  
 大館支所長 同 平田第一郎 (網走)  
 網走 同 中村外喜男 (姫路少)  
 姫路少 同 田中幸信 (水戸)  
 水戸 同 山口重幸 (青森)  
 免本職青森 支所長 雪田幸太郎 (大館)

二月十六日  
 所長典獄 江村繁太郎 (高松)  
 少所長同 永田正之助 (姫路少)  
 同 所長同 末光柴平 (千葉)  
 同 同 中尾文策 (水戸)  
 五等 同

六等 同 小川 太郎 (滋賀)  
 少所長 飯野 豊治 (岡崎少)  
 典獄補 楠本 順作 (北區支)  
 支所長 同 福山 福太郎 (樺太)  
 所長 同 保健技師 林 一郎 (福岡)  
 三月六日 願免

朝鮮

十一月三十日 事務官 御園生 忠男 (行刑課長)  
 十二月十四日 典獄 森岡 清治 (公州)  
 十二月九日 同 小泉 知朔 (咸興)  
 兼看守長(京城) 伊東 惠 (行刑課)  
 (京城) 技手兼屬 鶉 殿 司 (同)

十二月二十八日 補西大門刑務所長五級 典獄 宮崎 速任 (西大門)  
 四等、四級 小丸源左衛門 (京城)  
 五級 渡邊 豊 (平壤)  
 六級 水町 忠三 (新義州)

七級 同 內山 隆治 (仁川)  
 八級 同 本山 庄一 (海州)  
 六等 同 北島 寅之助 (開城)  
 同 小泉 知朔 (咸興)  
 七等六級 同 島崎 繁次郎 (西大門)  
 同 芥川 安壽 (木浦)  
 同 栗谷 豊喜 (元山)  
 同 倉成 晴虎 (平壤)  
 同 岩城 隆一 (仁川)  
 同 大沼 質 (開城)  
 同 佐長 秀雄 (新義州)  
 同 藤本 章宏 (平壤)  
 同 木村 融 (咸興)  
 同 韓 正仁 (京城)  
 同 金 璟泰 (仁川)  
 同 西村 渡 (京城)  
 同 原 久作 (西大門)  
 同 堤 仙輔 (咸興)  
 同 坂本 敏英 (新義州)  
 同 山村 勇 (木浦)  
 同 津末 政雄 (新義州)  
 同 山内 榮一 (大田)

康德五年九月三十日 書記官 能美眞太郎

兼任司法部屬官敍委任四等 同 九月一日 張 振式  
 任看守長敍委任五等 同 一月十五日

派在奉天第一監獄辨事 作業技士 大場 良憲  
 派在錦州監獄辨事 同、同 平川 清次  
 派在奉天第二監獄辨事 承德監獄辨事 作業技士 成子彦治郎  
 派在奉天第一監獄辨事 海龍監獄辨事 看守長 奧野 京一  
 同十一月二十二日 給十五級俸 看守長 飯沼德太郎

月六〇 看守長 丸川 佐治郎 (春川)  
 同 松井 甫 (大邱)  
 同 白石 覺 (開城)  
 同 山永 政一 (金泉)  
 同 東海林 終八郎 (全州)  
 同 本多 マツエ (西大門)  
 同 緒方 新 (安東)  
 同 津田 次雄 (金泉)  
 同 三浦 哲夫 (新義州)  
 同 木村 政俊 (西大門)  
 同 牟田 櫻男 (光州)  
 同 貴島 貞四 (西大門)  
 同 犬山 重助 (元山)  
 同 那須 千浪 (釜山)  
 同 川波 寅雄 (海州)  
 同 井野 勇 (群山)  
 同 通、看 金 壽福 (平壤)  
 同 看守長 千葉 次雄 (木浦)  
 同 楠野 明 (新義州)

滿洲國

客年十一月十九日付滋行發第一〇五一號ヲ以テ内議相成候標記ノ件作業賞與金ヲ使用セシムルコトハ適當ナラズト思料候ニ付御諒知相成度候

刑發第一〇五一號

昭和三十二年十一月十九日

滋賀刑務所長 小川 太郎

司法省行刑局長 秋山 要殿

作業賞與金ヲ以テ慰問袋發送許可ニ關スル件伺

當所收容者中今次事變ニ應召出征中ノ將兵カ何レモ筆舌ニ盡シ難キ困苦缺乏ヲ忍ヒテ奮闘努力シツツアル勞苦ヲ偲ヒ聊力之カ慰問ト感謝ノ赤誠ヲ披瀝スル爲作業賞與金ヲ以テ慰問袋發送方出願者有之候トコロ右教化上ニモ有效ト被思料候へ共前例モ無之ニ付何分ノ御指示相仰度此段及相伺候

◇作業賞與金ヲ以テ慰問袋發送許可ニ關スル件

(司法省 行丙第二三九八號)  
行刑局 昭和十四年二月十二日

訓令通牒

(刑政第五三卷 第四號)

◇看守以下任免並進級調提出方ノ件

(司法省 行甲第九八號)  
行刑局 昭和十四年二月十日

看守以下職員ノ任免又ハ進級アリタルトキハ左記様式ニ依リ一ヶ月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ調書提出相成度候  
追テ本年一月分ハ此ノ際至急提出相成度

何月分看守、雇及傭人採用報告

採用月日	學 歴	職 歴	初任俸給又ハ給料	職 名	氏 名	生年月日	何刑務所
------	-----	-----	----------	-----	-----	------	------

何月分看守、雇及傭人退職報告

退 職 日	職 退 職 前 俸 給 又ハ給料	退 職 ノ 額	進 級 額	賞 與 事 由	職 名	氏 名	何刑務所
-------	------------------	---------	-------	---------	-----	-----	------

何月分看守、雇及傭人進級報告

進級月日	進級前俸給額	進級後俸給額	進級事由	職 名	氏 名	何刑務所
------	--------	--------	------	-----	-----	------

昭和三十四年二月中入出監並月末在監人員

Prison Population during the Month of February 1939

	越 員	入 員	監 出	監 出	現 員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 減	
								前月比較	前年比較
受 刑 者	46,140	3,166	3,771	45,535	46,140	49,119	△ 605	△ 3,584	
被 疑 者	205	1,240	1,209	236	205	164	31	72	
刑 事 被 告 人	3,249	2,354	2,309	3,294	3,249	3,603	45	309	
勞 役 場 留 置 者	250	329	330	249	250	392	△ 1	△ 143	
乳 兒	8	1	5	4	8	6	4	2	
男	49,136	6,929	7,464	48,601	49,136	52,460	△ 535	△ 3,859	
女	716	161	160	717	716	824	1	107	
計	49,852	7,090	7,624	49,318	49,852	53,284	△ 534	△ 3,966	

備 考 受刑者現員中ニ朝鮮人 2,105 人ヲ含ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ次ノ如シ

國 籍	受刑者	被疑者	刑 事 被 告 人	勞 役 場 留 置 者	計	性 別	名	國	受刑者	被疑者	刑 事 被 告 人	勞 役 場 留 置 者	計
中 華 民 國	48	—	2	—	50	男	西 亞	露	2	—	—	—	2
滿 洲 國	—	—	2	—	2	同	計	總	51	—	4	—	55
英 國	1	—	—	—	1	同							

◇物品整理方ニ關スル件

(司法省 行刑局 行甲第一〇五號) 昭和十四年二月十五日

事變ノ進展ニ伴フ物資ノ重要性ニ鑑ミ從來倉庫物置等ニ格納セル備品器具機械其ノ他ヲ整理シ極力活用ノ途ヲ講シ修繕再用ノ道ナキモノハ相當ノ處分ヲ爲シ物資再生ノ用ニ供シ毫末ノ物資ト雖死藏セシメサル様御配意相成以テ國策遂行ニ順應セララル様格段ノ御留意相成度候

◇假釋放適否審査ニ付判事及檢事ノ少年刑務所巡視ニ關スル件改正

(司法省 行刑局 行甲第一一四號) 昭和十四年二月十八日

昭和六年六月司法次官通牒行甲第一、一九九號(昭和八年八月行甲第一、一四三號改正)中左ノ通告正候條御諒知相成度  
十三 協議會ヲ開催スヘキ少年刑務所ハ左ノ十箇所トス  
小田原、川越、姫路、岡崎、岩國、久留米、盛岡、北海、廣島(尾道)、長崎(大村海上)

◇鐵鋼配給統制ニ關スル件通牒

(司法省會甲第八二〇號) 昭和十四年二月二十五日

國ノ需要ニ對スル鐵鋼割當配給ニ關シテハ曩ニ及通牒置候處今同重要物資ノ需給ニ鑑ミ一層之カ配給統制ヲ強化サレタルノミナラス從來ハ釘又ハ針金ヲ製造又ハ購入スル爲メ線材ノ配給證明ヲ認メタルモ右釘又ハ針金ノ如キハ製品ナルヲ以テ當省割當額ヨリ證明スヘキモノニアラストノ理由ニ依リ商工省ヨリ線材ノ種目ヲ削除セラレ候條今後一般市場ニ於テ購入方御取計相成度候也

◇釋放者保護指導ニ關スル件

(司法省 行刑局 行秘甲第一六號) 昭和十四年三月二日

這般財團法人輔成會ガ設置セル農業訓練所ノ施設ハ豫テ保護實務家ノ熱望セルモノニ係リ就職斡旋又ハ一時救濟等ノ如キ消極的保護ノ域ヲ脱シ進テ心神兩方面ニ互リ積極的ニ集團訓練ヲ行ヒ以テ優秀ナル皇國農民ヲ養成シ農本立國海外進出ノ國策ニ順應セシメントスルモノニシテ洵ニ事宜ニ適シタル劃期的施設ト思料セラレ候其ノ保護對象者ニハ少年犯思想犯等ヲモ含ム儀ニハ候ヘ共就中一般釋放者ニ重要ヲ置ク方針ノ由ニ候ヘバ既ニ釋放セラレタル者ハ勿論現ニ收容中ノ者ニシテ該所ニ入所再訓練スルヲ適當ト認メラルル者ニ對シテハ之ガ指導選擇及推薦等事業運營ニ關シ十分ノ援助ヲ爲シ該施設ヲシテ保護對策上所期ノ

目的ヲ達セシムル様御配意相成度候

◇活動寫眞映寫ニ關スル件

(司法省 行刑局 甲第一一七三號) 昭和十四年三月十三日

受刑者教化用トシテ從來刑務協會ニ於テ標記ノ件巡回施行致シ來リ候處近時映畫ノ普及ニ伴ヒ地方のニモ優秀ナル文化映畫、教育映畫等ノ利用ニ惠マレ且又現下時局ヲ認識セシムル一助トシテ最新ノニュース映畫ヲ觀覽セシムルコト適當ト思料セララル現狀ニ鑑ミ爾今利用ノ範圍ヲ擴大シ更ニ效果ヲ收メ教化ノ充實ヲ期スル爲左記ニ依リ各所ニ於テ各別ニフキルムヲ選擇ノ上教化上有效適切ニ施行相成様致度及通牒候  
追而從來映寫施行セル刑務支所ニ付テハ夫々本所ニ於テ適宜御配意相成度候

記

- 一、活動寫眞フキルムノ選擇ハ昭和二年十二月行甲第一、七九九號通牒ニ記載スル「教化用活動寫眞映畫選擇標準」ニ據ルコト

- 一、施行ニ際シテハ前示通牒記載ノ注意事項遵守ノコト
- 二、映寫施行ノ度數ハ原則トシテ年三回以内タルコト
- 三、教化上ノ必要ヨリ前項度數ヲ超ヘテ施行セントスル時ハ豫メ認可ヲ求ムルコト
- 四、映寫ニ際シ技術者其他ヲ招キ施行スルニ當リテハ人選ニツキ充分ノ配意ヲナスコト
- 五、映寫施行後ハ次ノ各項目ニ付報告ヲナスコト

- 一、施行年月日
- 二、施行ノ場所
- 三、所要時間
- 四、觀覽者ノ範圍、人員
- 五、映畫ノ種類、標題、卷數、製作者、製作時
- 六、映畫ノ梗概
- 七、施行狀況並ニ其成績
- 八、フキルム貸與者ノ名稱、所在地
- 九、借入映寫ニ要シタル費用概略
- 一〇、其他參考トナルヘキ事項

京都帝國大學 助教授 大橋光雄著

# 有限會社法

菊判厚紙裝  
總頁一四八  
定價一・二〇  
送料一四

## 新刊

我が國民經濟の久しき要望に應じて、人的會社と物的會社との中間を往く有限會社が、最近我が法制に採り入れられたが、この新しい企業形態は、既存の會社形態の何れよりも、中小企業の如き個人企業性に富むものの經營に適應し、殊に近來統制立法の強化により大企業組織形態ほど其の活動に制約を受くること多き今日、我が現時の國民經濟に於て重要な地位を占むる中小企業がこの新企業組織を活用することには、特に重大な意義が存する。本書は著者が大學其他に於ける講義等を基礎として纏められたもので、先づ總論に於ては、有限會社の企業法上の地位、有限會社法制的沿革、諸國の法制の内容及其の共通の特色を説き、有限會社の利用せられ易き範圍を例示し、又我が法制の立法經過及内容の概觀を爲し、以て斯法の基礎的理解に資したる後に、次いで各論に於ては成法たる有限會社法を詳細に而も要領を擷んで説述し、特に株式會社法との相異點を努めて明かにせらる。本書は未だ優良なる参考書の少い此の領域に於て、初學者への最適の入門書たると同時に、又實務家諸彦の研學にも資する所が尠くないであらう。

- 【次 目】
- 總論 第一章 有限會社の企業上の地位 第二章 有限會社法制的沿革 第三章 諸國有限會社法 第四章 有限會社の特色 第五章 有限會社の經濟的利用及び普及狀態
  - 第六章 日本有限會社法 各論 第一章 總則 第二章 設立 第三章 社員の權利義務
  - 第四章 會社の管理 第五章 定款の変更 第六章 合併及び組織變更 第七章 解散 第八章 外國會社 第九章 罰則 第十章 雜則 條文案索引

東京・神田・神保町  
有斐閣  
振替東京三七〇番

## 法曹會雜誌

昭和十四年四月一日發行  
第七卷第四號  
定價金五十錢

司法省構内 法曹會  
振替口座 東京一五六七〇

- 豫審廢すべからず(一)……………東京控訴院長 垂水 克己
- 統制經濟に關する諸法……………東京區裁判所 關 之
- 令違反罪の處罰の基調……………函館地方裁判所 野間 繁
- 株主總會決議無效の訴(四)……………司法省民事局長 大森 洪太
- 人事調停法案の提出に際して……………前廣島控訴院長 竹内佐太郎
- 司法權の獨立公正の問題を遡つて(下)……………

- 名判官物語(四十六)……………前司法大臣 小山 松吉
- 阿部正弘(その四)……………東京控訴院 篠原 治朗
- 支那の排日教育に就て(一)……………
- 司法大臣「肇國の精神と法律」(三等一席入賞)(承前)村井藤十郎懸賞論文
- 法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○大審院判例要旨
- 新法令 ○雜報

## 法學論叢

昭和十四年四月四日號  
第四卷第四號  
壹冊金五十錢郵稅貳錢  
半年分郵稅共金六圓  
一年分郵稅共金一十二圓

發行所 京都帝國大學法學會  
發賣所 東京 有斐閣

### 論說・資料

- フリードリッヒ大王と刑法(一)……………佐伯千俣
- 近世裁判に於ける「引合」及訴訟當事者……………小早川欣吾
- 獨逸に於ける公用收用制度の變遷(二)……………渡邊宗太郎

### 判例研究

- 〔民事法〕和解契約の效力……………石田文次郎
- 株主總會の繼續會……………大隅健一郎
- 北海道築港事務所長と國家代表權……………
- 船舶の衝突と曳船列一體の原則……………大橋光雄

### 批評と紹介

- 獨逸有限責任會社委員會第一回報告書……………大橋光雄
- スツカルト、ネーセ『黨と國家』……………長濱政壽

雜報

# 法學協會雜誌

第五十七卷 第三號  
三月一日發行

有斐閣

支那に於ける刑罰體系の變遷(一)……………法學博士 仁井田 陞  
——特に自由刑の發達——

自動車事故に關するフランスの民事責任法(二)……………東京帝國大學 野田良之  
新刊紹介

中田薫著『法制史論集・第二卷物權法』……………東京帝國大學 石井良助  
新刊短評

學界消息

民法學雜誌論文の回顧……………東京帝國大學 川島武宜  
——昭和十三年下半年——  
助教 授  
民事訴訟法判例批評(一九九)……………東京帝國大學 加藤正治  
名譽教授  
行政法判例研究(一一)……………東京帝國大學 美濃部達吉  
名譽教授  
刑事判例研究録(三)……………刑事判例研究会  
民事法判例研究會(昭和十三年度・一〇)……………民事法判例研究会

# 正義

帝國辯護士會誌  
昭和十四年四月號  
定價 金五拾錢  
郵稅 一錢五厘  
東京市麴町區霞ヶ關一ノ一  
電話二二五五番 振替口座 京七二三九〇番  
銀座四三八〇番 東

時局と辯護士論  
鈴木用氏の「民法第三百九十七條論」を讀みて其見を述ぶ……………島田 武夫  
權利の實行と詐欺罪の成立に關する判例の研究……………土屋 正美  
宮本

人事調停法成立の意義……………英傑出  
でよ國民精神總動員軍需景氣凡非凡宗  
敎國體法案チエッコ併合英佛、フランコ政權承認  
中支の想ひ出(一)……………橋本 武人

對馬藩の祿制……………  
續法曹瑣談(二六)……………  
人事法判例研究(十)……………  
第一東京辯護士會定時總會記事  
例要苑

# 刑罰と犯罪

本書の内容

第一序 說 刑事政策と行刑  
第一章 自由刑制度の史的發展  
一、中世紀までの身體刑と自由刑  
二、最初の懲治場——イングラント、オランダ、ドイツ、啓蒙時代  
三、ジョン・ハワード、英國に於ける監獄改良の發端とその展開、——アイランド累進制  
四、大世紀末の獨逸の刑務所、ワグニツツ、フオン・アルニム  
五、アメリカに於ける監獄改良——ペンシルヴァニア制とオーバン制——現代の感化監獄制(エルマイラ制)  
六、プロイセンその他のヨーロッパ諸國の監獄改良と獨居拘禁制の普及、——ユリウス、フリードリッヒ・ウイヘルヘルム四世の改良案、ヴァイツヘルン  
七、オランダ、ベルギー、——フランス  
八、ロシアの監獄制度  
第二章 刑法理論とその發展  
原始的刑法、中世紀の主義——絕對說、相對說、折衷說、

第三章 一般豫防——特別豫防——舊派、實證學派、社會學派  
一、行刑の社會道德的問題 二、獨逸刑法に於ける刑罰の種類 三、獨逸刑法に於ける刑罰の種類 四、獨逸刑法に於ける刑罰の種類  
ハ、囚人の耕作作業 二、寺院の囚人保護 三、保健育と學校へ、看讀書籍、ト、書信、チ、保健リ、醫師の任務——衛生——結核病——給養——精神病者、紀律と懲罰 又、行刑建築、ル、行刑經費  
第四章 流刑、——流刑の贊成者  
一、總論 二、英國の流刑 三、フランスの流刑  
一、總論 二、英國の流刑 三、フランスの流刑  
第五章 保安處分及び其他の改良に依る犯罪の防遏  
一、犯罪豫防方法 二、刑事人類學派及び舊派の提案 三、實證學派の改良案 四、少年犯罪の防遏  
六、飲酒癖の防遏 七、條件付處罰 八、クロ  
ネの提案

東邦彦譯

刑政文庫第一卷  
二百九拾餘頁  
定價金參拾錢  
送料金六錢

# 刑政家必讀の寶典·刑政文庫

近刊豫告	牢獄秘錄	尾佐竹 猛著	刑罰各論	大竹武七郎著
監獄事情	ジョン・ハワード原著	刑罰各論	大竹武七郎著	
刑事訴訟法	大竹武七郎著	佛蘭西監獄制度	中尾文策著	
刑法各論	大竹武七郎著	行刑衛生	芥川信著	
刑獄各論	大竹武七郎著	刑罰各論	大竹武七郎著	
刑罰各論	大竹武七郎著	佛蘭西監獄制度	中尾文策著	
行刑衛生	芥川信著	刑罰各論	大竹武七郎著	

# ジョン・ハワード傳

ビローズ博士述

刑政文庫第一卷  
ボケツト形百二十頁  
定價金貳拾錢  
送料金參錢

發行所 橫濱市中區下町三七一 橫濱刑務所內  
發行所 橫濱市中區下町三七一 橫濱刑務所內  
發行所 橫濱市中區下町三七一 橫濱刑務所內  
電話 長者町一五一番 振替口座 橫濱五九八番

# 法學新報

第四十九卷第四號  
昭和十四年四月

中央大學法學部門機關

殘本龍朔散頌格與唐律之對照

過失論

破産財團の管理及換價

英法に於ける現代衡平法の地位

刑事判例研究

抵當權乃至地上權を設定しある自己所有地を損壞したる罪と告訴の要否・告訴權者の資格喪失と告訴の效力(草野豹一郎)——醫師の調劑に於ける監督義務・被用者の過失行爲の介在と使用者の責任(吉田常次郎)

民事判例研究

白紙委任狀附記名株券の過失ある取得者と返還義務者(升本重夫)——附隨的の義務不履行と契約の解除(中島弘道)——建物登記に依り其の敷地の賃借權と對抗し得べき範圍(岩田新)——會社の取締役との取引と監査役の承認(佐々穆)

新法令

## 編輯後記

○三月二日三日司法省に於て、戰時思想、經濟警察の徹底的取締り對策の爲め、思想係と經濟警察係の判檢事會同が開催せられた。席上鹽野大臣は不法の言論の取締と我が國の軍機、資源、秘密、その他、國力並に國內情勢等の探知収集を目的とする行爲の取締とに關し綿密周到なる訓示を與へられた。われ／＼は軍の要求に應じて、工場作業に將亦戶外作業に今や未曾有の大活躍をして居る。此の際行刑人としての秘密確保、防諜の問題は決して他事の様に思へぬ、倍舊の注意を拂ふべきである。

○本年の帝國議會に、司法省から提出された法律案は、人事調停法案、借地借家臨時處理法中改正法律案、非訴事件手續法中改正法律案、裁判所構成法中改正法律案、司法保護事業法等である。就中、待望久しかつた司法保護事業法案が通過せば、事業の發展は見るべきものがある。

らう。今や國家の總力を擧げて、聖戰の目的達成に邁進するの秋、司法保護が行刑の部門に屬するや否や、を論じてゐる時ではない。累犯防壓の見地より、更に進んで、人的資源確保てふ國策上より、和衷協同、事業發展の爲めに、大に邁進すべきである。

○友邦滿洲國の作業生産高は康徳元年一九八、三六六圓と云ふ小額であつたにも不拘、同五年調定額豫算四、〇九七、五〇四圓と決定され、驚くべき進展振である。以て他山の石とせねばならぬ。

○刑務官練習所は三月一日より第三十一回の新戰士を迎へた。花咲き、鳥歌ふの好季、智見を廣め、研鑽はれ努むべきである。

○前月號に於て、御諒恕を願つて置いた、讀者のペーヂや、刑務所便りが又本月號に於ても休載せねばならぬものが出來た。紙數の關係上已むを得ないことと御諒察を希ふ次第である。

三、二、一、 K 生

定規文注	料告廣	表價定
●御注文は總て前金のこと ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局に於ては郵便爲替のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇番の事務協會とすること ●御注文の際には必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際には新舊住所を御届け下されたし	一冊(税共) 金三圓八十錢 二冊(税共) 金一圓八十錢 三冊(税共) 金三圓六十錢 四冊(税共) 金三圓六十錢 五冊(税共) 金三圓六十錢 六冊(税共) 金三圓六十錢 七冊(税共) 金三圓六十錢 八冊(税共) 金三圓六十錢 九冊(税共) 金三圓六十錢 十冊(税共) 金三圓六十錢	一冊(税共) 金三圓八十錢 二冊(税共) 金一圓八十錢 三冊(税共) 金三圓六十錢 四冊(税共) 金三圓六十錢 五冊(税共) 金三圓六十錢 六冊(税共) 金三圓六十錢 七冊(税共) 金三圓六十錢 八冊(税共) 金三圓六十錢 九冊(税共) 金三圓六十錢 十冊(税共) 金三圓六十錢

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
昭和十四年三月二十八日印刷  
昭和十四年四月一日發行

編輯 東京市葛飾區小菅町二丁目一番地 伊藤忠次郎  
印刷 東京市葛飾區小菅町二丁目一番地 伊藤忠次郎  
發行 東京市葛飾區小菅町二丁目一番地 伊藤忠次郎  
印刷 東京市葛飾區小菅町二丁目一番地 伊藤忠次郎  
發行 東京市葛飾區小菅町二丁目一番地 伊藤忠次郎

電話 東京市葛飾區小菅町二丁目一番地 伊藤忠次郎  
電話 東京市葛飾區小菅町二丁目一番地 伊藤忠次郎  
電話 東京市葛飾區小菅町二丁目一番地 伊藤忠次郎

教授 瀧川政次  
岩田新  
齋藤常三郎  
講師 内田力藏

民事判例研究會

